

地方分権時代にふさわしい地方税制の あり方に関する調査研究会報告書

平成31年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

人口減少や急速な高齢化の進行とともに、経済のグローバル化、情報通信技術の革新等に伴う企業活動の広域化や多様化等により、我が国の経済社会の構造は大きく変化している。地方団体をとりまく環境も近年様々な変化に直面しており、人口減少や高齢化等の課題は、歳入歳出両面において影響を及ぼすと考えられる。その中で、地方税制においても、これまで前提とされてきた経済社会構造が大きく変化してくることに伴う様々な課題に今後直面していくことが考えられる。

こうした観点から、平成30年度の本調査研究会においては、「経済社会の構造変化に対応した地方税制のあり方」と題して、平成30年7月に検討を開始し、4回の会合をもった。

会合においては、各種のデータ等を概観しながら近年の経済社会構造の変化の実情を総合的に把握し、その上で、今後の地方税制度において生じることが見込まれる課題について、各税目にわたり幅広い観点で議論を行い、論点を整理するとともに、それらを踏まえた地方税制のあり方等について調査・研究を行った。

本研究会のテーマは、中長期的な視点で地方税制を議論する試みであり、その検討のスケールも大きいものであることから、具体的な対応策を導き出すまでにはさらに研究を深める必要があるが、本研究会の議論を踏まえた論点整理と今後の対応の方向性についての考え方を示すことによって、今後の検討の参考になることを期待するものである。

最後に、今回の調査研究に当たり、御多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、御講演いただいた先生方に心から感謝を申し上げる。

平成31年3月

地方分権時代にふさわしい地方税
制のあり方に関する調査研究会
委員長 持田信樹
一般財団法人 自治総合センター
理事長 梶田信一郎

平成 30 年度

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会委員

委 員 長	持田 信樹	東京大学大学院経済学研究科長・経済学部長
委 員	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	岡村 忠生	京都大学教授法学系(大学院法学研究科)
	柏木 恵	税理士、キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
	瀧谷 雅弘	中央大学法学部教授
	中村 良平	岡山大学大学院教授(特任)社会文化科学 研究科・経済学部
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
	星野 菜穂子	和光大学経済経営学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科／地球環境 学堂教授
	副島 建	東京都主税局税制部長
	川崎 利雄	横浜市財政局主税部長
	内藤 尚志	総務省自治税務局長
	稻岡 伸哉	総務省大臣官房審議官(税務担当)
	川窪 俊広	総務省自治税務局企画課長

(敬称略)

目 次

I	本年度の研究会における研究テーマ	1
II	昨今の地方税を巡る状況	2
III	経済社会構造の変化に係る実態と今後の動向	3
1	人口動態	3
(1)	長期的な人口の推移	3
(2)	人口構造の変化	4
(3)	地域別・人口規模別の人口増減の状況	4
(4)	人口規模別の社会増減、自然増減	5
(5)	ライフステージを通じた人口移動の状況	5
(6)	住民基本台帳人口と常住人口の差異に係る実態	6
2	土地利用、都市のあり方等	7
(1)	地価、新設住宅着工戸数の推移	7
(2)	空き家数の推移	8
(3)	所有者不明土地の動向	9
(4)	「都市のスポンジ化」の課題	9
(5)	高齢者の資産保有の状況と相続機会の推移	10
3	企業の活動、組織形態	11
(1)	産業構造の変化	11
(2)	企業活動をとりまく環境変化	11
(3)	企業組織の変化	13
(4)	企業組織・経営に関する実態調査	14
IV	経済社会構造の変化を見据えた今後の方税制度における課題と方向性	17
1	個人住民税関係	17
2	固定資産税関係	19
3	地方法人課税・消費課税関係	20

<参考資料>

資料 1	昨今の地方税を巡る状況	25
資料 2	経済社会構造の変化に係る実態と今後の動向	31
資料 3	企業組織・経営に関する実態調査結果	53
資料 4	人口減少・少子高齢社会における固定資産税の課題 (関西学院大学 前田教授)	77
資料 5	人口減少時代の都市経営と地方税制 (諸富委員)	89

I　本年度の研究会における研究テーマ

人口減少や急速な高齢化の進行とともに、経済のグローバル化、ICT技術の革新等に伴う企業活動の広域化、多様化等により、我が国の経済社会の構造は大きく変化している。その中で、地方税制においても様々な課題に今後直面していくことが考えられる。

まず、人口に着目すると、総人口が減ることによる国内需要の縮小に加え、少子化による生産年齢人口の減少や高齢化に伴う人口構造の変化が、社会保障負担等の増加とそれを支える担い手の減少をもたらすことにより、個人住民税等の税収の減少が心配されるとともに各地域における社会保障等の需要の動向と税収のバランスに様々な影響を生じさせることが考えられる。

また、土地利用や都市のあり方の観点からは、所有者不明の土地や耕作放棄地、空き家等が、今後さらに増えていくことにより、いわゆる「都市のスポンジ化」や地方部における非居住地域化につながりかねない。土地や住宅に係る需要が変化する中で、固定資産税等の税収や制度のあり方にも影響を及ぼすことが考えられる。

さらに、企業活動をとりまく環境については、労働力の減少や国内市場の縮小といった人口減少の影響に加え、グローバル化による国際競争の激化がもたらす一層の経営効率化の要請や、ICT技術の急速な発達と普及、消費者ニーズの多様化等によって、企業の組織形態のみならず、産業構造のサービス産業へのシフトといった企業活動そのものが大きな変化に直面している。こうした変化の中で、法人課税や消費課税において、各地域における適切な税収の帰属を図ることの困難性は高まっていくものと考えられる。

このように、経済社会の構造変化が今後も続くことが見込まれる中で、10年後、20年後を見据えて、地方税収を十分に確保していくこと、また、地域ごとの税収の動向がそれぞれ異なる中で、各地域で税収を十分に確保していくこと、さらに、個人や企業の経済活動がより広域的に行われる中での、課税権に対応した適切な税収の帰属を図ることは、いずれもこれまで以上に重要な課題となっている。

地方の財政需要の動向を見ても、高齢化に伴う社会保障関係経費の増大、インフラ老朽化の時代における更新需要の増大などに加え、依然高止まりしている地方債残高に対応した地方債の償還など、財政需要は高水準で推移することが見込まれる。この観点からも、各地域における財政需要を下支えする地方税の充実確保は重要であり、我が国の地方自治の発展にも不可欠なものと考えられる。

こうしたことから、本年度は「経済社会の構造変化に対応した地方税制のあり方」を研究テーマとし、近年の経済社会構造の変化の実情を総合的に把握し、今後の地方税制度において生じることが見込まれる課題について、論点を整理するとともに、それらを踏まえた地方税制のあり方等について調査・研究を行い、これらの課題に対応していくための方策を探ることとした。

II 昨今の地方税を巡る状況

地方税収は、近年、経済再生への取組等により全体として増加しており、足下の税収は、平成 27 年度以降、40 兆円を超える等過去最高の水準となっている。

税目別の過去からの推移をみると、地方税収の最も大きなシェアを占める個人住民税は、平成 19 年度における 3 兆円の税源移譲による影響も含め、過去最高の水準となっている。

その次に大きなシェアを占めている固定資産税については、これまで約 20 年近く、安定的に 8 兆円台後半で推移しており、安定的な税であるが、平成 11 年頃をピークに若干の減少傾向にあるとも言える。

地方法人二税については、景気動向に大きく影響を受けるため、リーマンショック後の平成 21 年に大幅に減収しているものの、近年持ち直してきており、平成 31 年度の地方財政計画額においては 9.0 兆円（地方法人特別譲与税を含む）を計上し、固定資産税収に匹敵する規模となっている。

さらに、地方消費税については、平成 26 年 4 月の消費税率引上げ後は概ね 4 兆円台後半で推移しており、平成 31 年 10 月からの消費税率 10%への引上げ後では、平年度ベースで概ね 6 兆円程度の収入が見込まれるところである。

このように、近年の地方税収は伸びてきているが、地域間の財政力格差は拡大する傾向にある。人口一人当たりの税収額の指標を確認すると、地方税全体では最大と最小の差が 2.4 倍となっている。このうち、個人住民税や固定資産税は、地方税全体と同様にそれぞれ 2.6 倍、2.3 倍の格差がある状況であるのに対し、地方消費税は清算後の推計値で 1.3 倍と比較的偏在性が小さくなっている。その一方で、地方法人二税は 6.0 倍と、偏在度が他の税目に比して高い状況となっている。

中長期的な観点からは、足下の好調な地方税収が今後も継続的に維持できるかという点について、必ずしも楽観できる状況にはない。本研究会においては、まず、地方税に影響を及ぼすことが考えられる人口動態、土地や都市のあり方及び企業活動の変化等について、実態と今後の動向について概観した上で、経済社会構造の変化を見据えた今後の地方税制度における課題と方向性を検討した。

III 経済社会構造の変化に係る実態と今後の動向

1 人口動態

人口動態については、人口がどの程度減少していくのか、また、少子高齢化による人口構造にどのような変化が起きているのかということに加え、人口移動がどの程度起きているのかについても各種調査結果から読み取れることをまとめている。さらに、住民登録外課税の状況についても確認した。

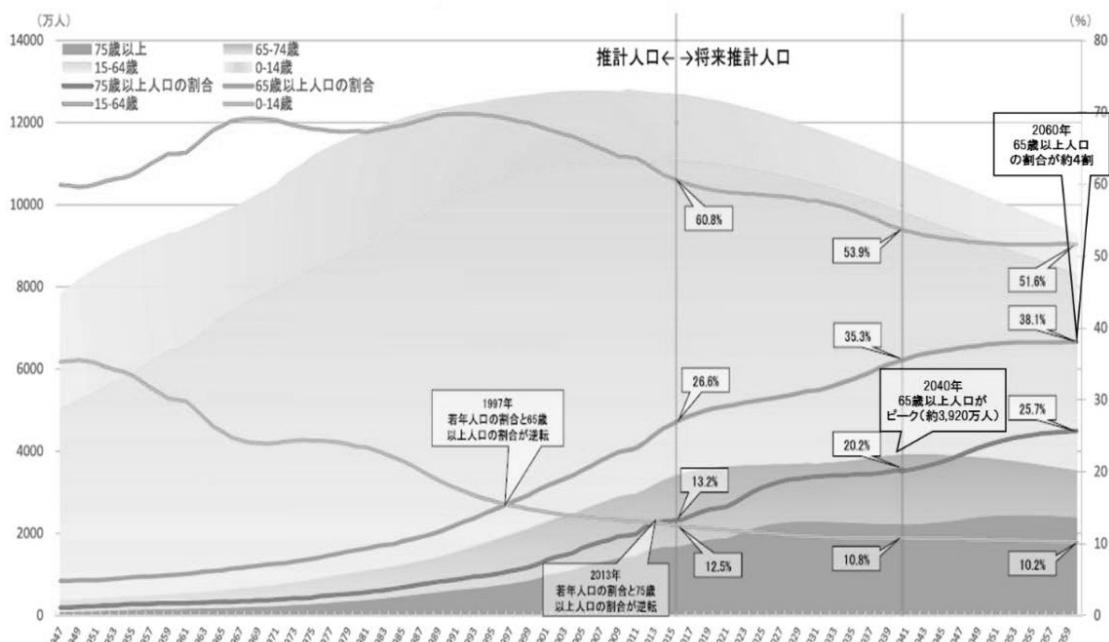
(1)長期的な人口の推移

我が国の総人口は、戦後増加し続けていたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、将来的にも減少を続け、2048年には9,913万人と1億人を割り込み、2060年には8,674万人まで減少することが見込まれている。

年齢別にみてみると、生産年齢人口（15歳～64歳）が1990年頃をピークに減少し続け、1997年には若年人口（0歳～14歳）の割合と65歳以上人口の割合が逆転し、さらに2013年には若年人口の割合と75歳以上人口の割合が逆転した。

将来的には、2040年頃に65歳以上人口が全体の35%を超え、2060年頃には65歳以上人口が38%を超え、75歳以上だけでも25%を超えることが見込まれている。

我が国の人団推移



(2) 人口構造の変化

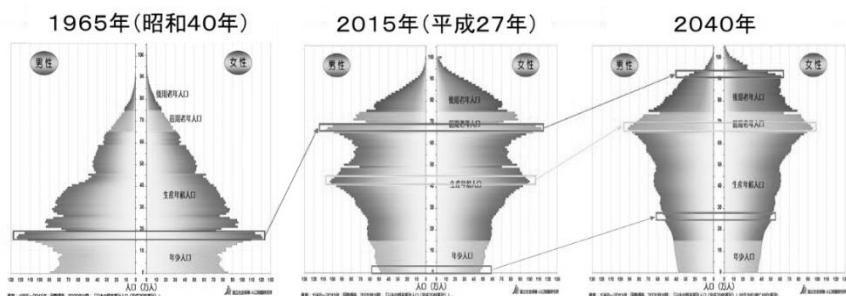
我が国の人図ピラミッドは、1965年には裾野が広がった三角形をしており、特に幅が広い10代後半がいわゆる団塊の世代の部分である。

50年後の2015年には、この団塊の世代が65歳以上となり、前期老年人口（65歳～75歳）部分の幅が広くなっている。さらに、40歳代も幅が広くなっているが、これは、いわゆる団塊ジュニア世代である。しかしながら、団塊ジュニア世代の下に、団塊ジュニアジュニアにあたる世代が多くなっておらず、若い世代になればなるほど人口が減少してきているのが特徴である。

25年後の2040年には、団塊世代、団塊ジュニア世代がともに老年人口（65歳以上）に入る一方で、生産年齢人口は1世代平均100万人程度しかいないため、下すぼみのつぼ型になっている。

人口ピラミッドの形状の変化から、少子高齢化が顕著に進んでおり、今後もこの傾向が進行していくことが見込まれることが分かる。

人口構造の変化

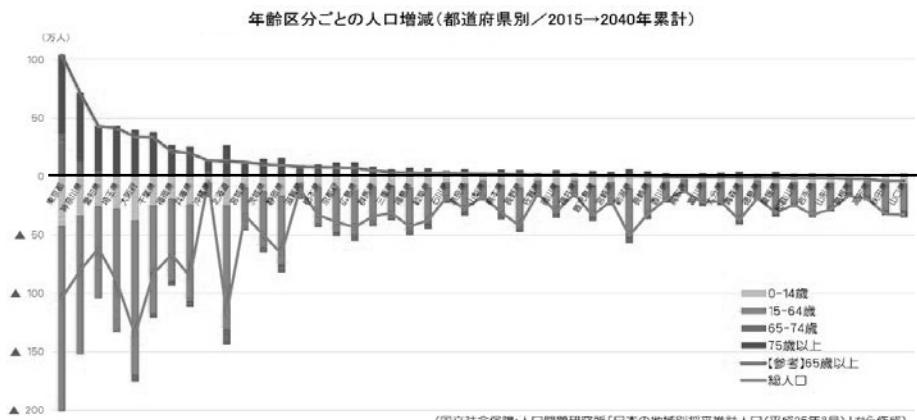


（出典）総務省「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料」をもとに一部加工。

(3) 地域別・人口規模別の人口増減の状況

2015年から2040年に向けた人口増減推計を都道府県別にみると、総人口は、全ての都道府県で減少することが見込まれている。

年齢別にみると、一部の地方の団体では老年人口さえも減少する一方で、都市部の団体では老年人口が大きく増加していくことが見込まれている。

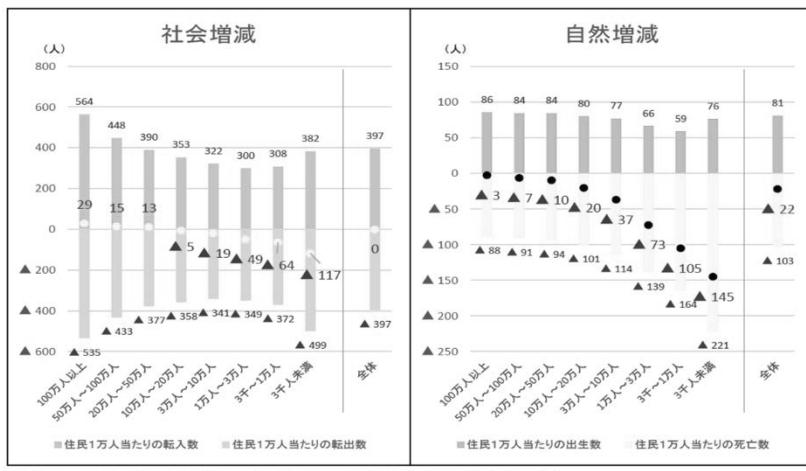


また同期間の人口増減推計を人口規模別の市町村ごとにみると、人口規模が小さい団体ほど、若年人口や生産年齢人口の減少率が大きく、人口規模が大きい団体ほど75歳以上人口の増加が大きい。

(4) 人口規模別の社会増減、自然増減

平成27年度の人口規模別の市町村の人口動態をみると、ほぼ全ての団体で自然減となっている一方で、社会増減では、人口規模の大きい団体で転入超過、人口規模の小さい団体で転出超過となっている。人口規模にかかわらず全ての団体で、人口の数%ずつの転入・転出が一年のうちに発生していることがわかる。

また、住民1万人当たりの転入・転出の数については、人口規模が小さくなるにつれて転入・転出がそれぞれ少なくなっていく傾向がある。ただし、特に3千人未満の団体をみると、住民1万人あたりの転出・転入数が若干大きくなる傾向が見られる。この内訳をより詳細にみてみると、離島や山間部における転入者が多く、近年、都市部からの過疎地域への移住者が増加している調査結果等もあることから、小規模な市町村における移住者の増加も一定程度見受けられることがわかる。こうした移住者が、移住した後定住しているのか、一定期間を経て元の居住地に戻っているのかについては、明確なデータがないが、近年の特徴的な事例として、30代の夫婦や子連れ世帯の東京圏からの移住が多いことから、生活の本拠をそれまでの地域から別の地域へ移す選択が起きていることが一定程度うかがえる。

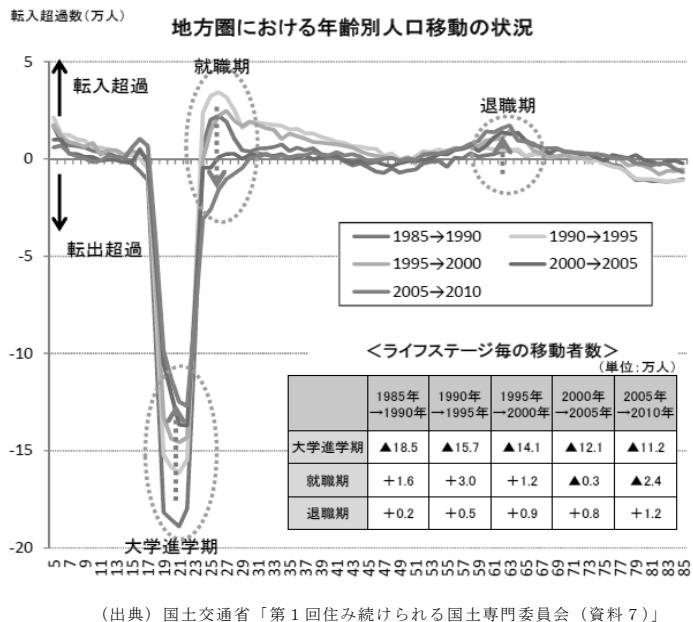


(出典)平成27年度人口動態調査(厚生労働省)、住民基本台帳人口移動報告年報(総務省統計局)を基に作成

(5) ライフステージを通じた人口移動の状況

一定の時期における地方圏から都市圏への転入や転出の発生は、近年始まることではなく、過去からも生じている現象である。一般的には、大学進学期において地方圏では転出超過となり、一方で、就職期において若干の転入超過になり、以降あまり大きな動きがなく、退職期に今一度地方圏において転入超過が生じる傾向がある。これを1985年代から比較して

いくと、少子化に伴い、大学進学期における転出超過は絶対数として減少しているが、依然大幅な地方圏での転出超過となっている。他方で、近年の特徴としては、就職期においても地方圏に回帰する傾向がなく、むしろさらなる転出超過が生じている。大学進学期及び就職期の二段階において、地方圏からの転出超過が起きていることから、三大都市圏への集中が高まっていると言える。その上で、退職期における地方圏の転入超過は、昔に比べて増えてきている傾向にある。ICT 技術や交通の発展に伴い、ライフステージを通じて住む場所については様々な選択があり得るようになっているが、特に地方圏からの流出は若年時代に発生し、その後の大きな人口移動は見受けられないものの、60 代の退職期において、一定程度の地方圏への回帰が見られるのが近年の特徴である。今後、高齢者が増加する中で、こうした傾向がさらに継続していくことも考えられる。



（6）住民基本台帳人口と常住人口の差異に係る実態

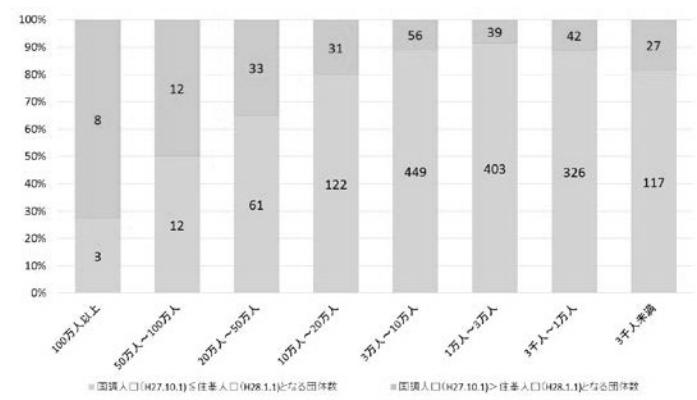
個人住民税の課税は、賦課期日である1月1日現在に住民登録のある住所地の市町村が行うこととされているため、住民基本台帳人口の動向を基本に人口動態を概観してきた。しかしながら、実際には、住民基本台帳への登録地と、常住地（普段住んでいる住所）とが異なるケースも想定される。典型例として、学生などがあげられる。大学所在市町村においては、常住人口（国勢調査において把握する人口）が、住民基本台帳人口を上回ることがある。また、単身赴任者等についても、当該単身赴任者分だけ住民票を移動させている場合もあれば、世帯として家族の住所地のまましている場合も想定される。また、介護施設や病院等へ入所・入院している高齢者についても、常住人口が住民基本台帳人口を上回ることが想定される。

こうした実態に対し、地方税法では「住民登録外課税」の仕組みがある。

市町村内に住所を有する個人には市町村民税が課されるが、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体に住所を有すると認定された場合には、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして市町村民税を課すことができることとされている。ただし、この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村長に対して通知をすることで二重課税が起きないようにしている。

このような住民登録外課税の実施状況について、全国的なデータはないが、平成 27 年度に実施した政令指定都市に対する調査によると、概ね給与所得者である納税義務者に対し 1.9% 程度の者が住民登録外課税によるものであったという調査結果が報告されている。市町村ごとに置かれている状況は異なるものの、何らかの理由で、住民基本台帳登録地と常住地が異なる実態も一定程度発生していると言える。

国勢調査人口（H27.10.1）と住民基本台帳人口（H28.1.1）との差異がある団体数（人口規模別）



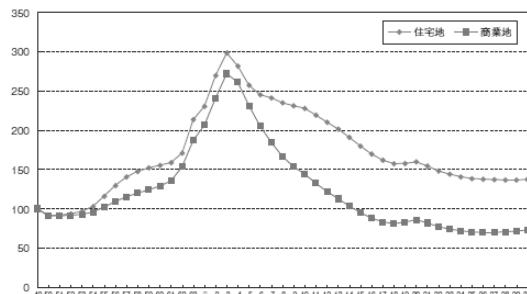
2 土地利用、都市のあり方等

土地利用、都市のあり方としては、地価や住宅需要の推移を把握するとともに、近年の課題として注目されている「空き家」や「所有者不明土地」の現状と今後の見通しについて確認した。また、これらを生じさせる原因となりうる、高齢者の資産保有の状況や相続機会の動向についても以下にまとめている。

（1）地価、新設住宅着工戸数の推移

国土交通省の「地価公示」によると、地価は平成 3 年以降長期的にみると下落傾向にあり、近年は安定して推移している。

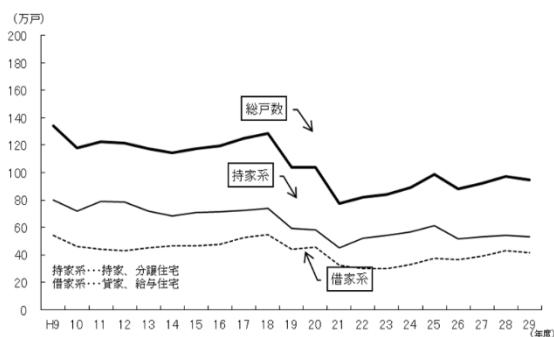
地価の推移（全国）



資料：国土交通省「地価公示」
注：全都道府県を対象に満生が実施された昭和49年地価公示を100とし、各年の平均変動率を用いて指標化したものである

国土交通省の「住宅着工統計」によると、新設住宅着工戸数は平成9年以降長期的にみると減少傾向にある。

新設住宅着工戸数の推移



(出典) 住宅着工統計（国土交通省）

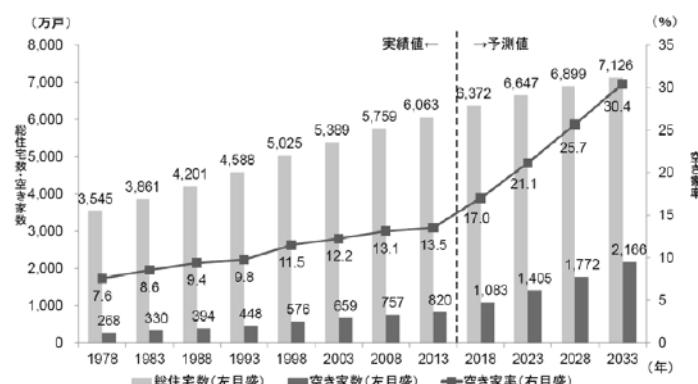
(2) 空き家数の推移

空き家数については、過去から一定程度存在するものの、その推移をみていくと、特に近年増加ペースが加速している。1978年では、総住宅数に占める空き家数の割合が7.6%であったのに対し、2013年には総住宅数6,063万戸に対して空き家が820万戸と、その割合は13.5%も占めることとなり割合が高まっている。

さらに民間シンクタンクによる今後の推計では、2033年には空き家数が2,170万戸と、その割合は30.4%にまで増加するとの推計があり、住宅総数が堅調に伸びていく一方で、3戸～4戸に1戸は空き家になるほどに増加することが見込まれている。

空き家の地域別の発生状況については、現状では、山梨県、愛媛県、高知県等において、空き家率が高い状況になっているが、空き家数が全体として増加する中では、今後は大都市部などにおいて多くの空き家が発生していく可能性も考えられる。

総住宅数、空き家数及び空き家率の実績と予測結果



出典) 実績値は、総務省「平成25年住宅・土地統計調査」。予測値は野村総合研究所 NEWS RELEASE(2015年6月22日)

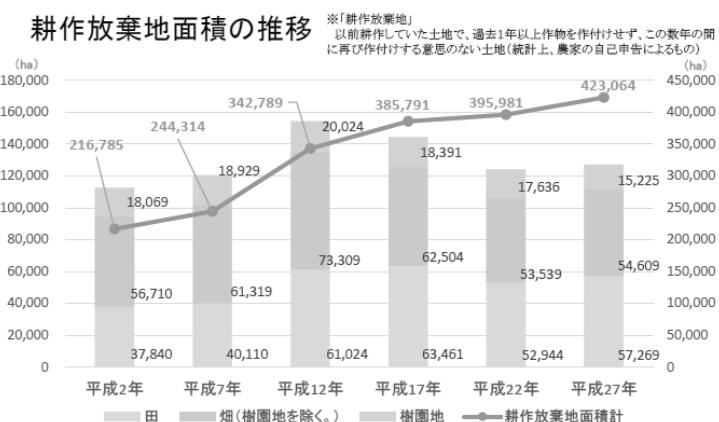
(3) 所有者不明土地の動向

所有者不明土地についても近年、増加する傾向にある。

平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査結果（国土交通省実施）によると、登記簿のみで所有者が確認できない土地の割合が全体で20.1%（林地25.6%、都市部14.5%）となっている。しかしながら、これには、所有権移転による未登記や住所変更の未登記等によって形式上所有者不明となっているものも含まれるため、これらを除いた最終的な所有者不明の割合は、全体で0.41%程度とされている。

一方、一般財団法人国土計画協会の所有者不明土地問題研究会が実施した土地の相続登記に係るアンケートに基づき、今後、土地の相続意向がない、または、相続意向はあるが登記しないという回答をした者の割合から拡大推計すると、今後こうした所有者不明土地は増え続けていくのではないかとの推計もある。

また、耕作放棄地面積については、農林水産省の統計等によると平成27年では42万haであり、これについても年々増加傾向となっている。



（出典）農林水産省「農林業センサス」、「荒廃農地の現状と対策」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する資料（農林水産省HP）」をもとに作成。

(4) 「都市のスポンジ化」の課題

上述の空き家や所有者不明土地については、主に地方圏や林地において比較的多く発生している状況にあったが、都市部においても一定程度発生しているものであり、こうした都市部における空き家や空き地問題が、昨今、「都市のスポンジ化」という現象として、今後更に増加していくのではないかと注目されている。

「都市のスポンジ化」とは、都市の内部において、空き家や空き地等が小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生すること及びその状態を指している。都市のスポンジ化がもたらす課題として、以下が考えられる。①都市が低密度化することによる生活利便性の低下、行政サービス、インフラの維持管理等の非効率化、②空き地・空き家等が大量発生することによる治安や景観、居住環境の悪化や、災害危険性の増大、③中心

部における土地の低末利用により、都市全体の機会損失につながり、郊外への需要流出も考えられる。すなわち、都市のスponジ化は、そこに居住する利便性や魅力の低下、コミュニティの弱体化につながり、人口の郊外流出等によって、さらなる低密度化を招く悪循環を生み出すことになることが考えられる。また、その結果として地価の下落につながることも懸念される。

(5) 高齢者の資産保有の状況と相続機会の推移

年代別の持ち家比率をみると、年齢とともに持ち家率は上昇し、50歳代後半で7割を超え、70歳代では8割を超えていていることがわかる。特に平成20年と平成25年とを比較した場合、40歳代から60歳代前半までの世代における持ち家比率は低下するのに対し、高齢者層ではほとんど変化していない状況であり、持ち家を保有する者の高齢化が見込まれる。

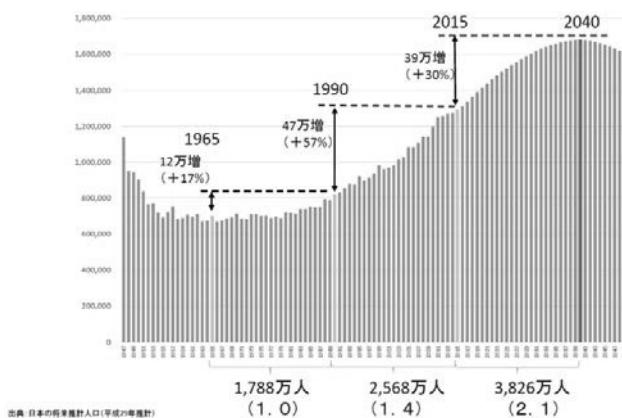
年齢別持ち家率

	平成 25 年	平成 20 年
25歳未満	3.4	2.5
25～29歳	11.3	11.5
30～34歳	28.7	29.8
35～39歳	46.0	46.0
40～44歳	55.8	57.7
45～49歳	62.6	66.7
50～54歳	68.8	72.4
55～59歳	73.9	75.9
60～64歳	77.5	78.8
65～69歳	79.7	79.9
70～74歳	80.2	80.1
75歳以上	81.5	80.9
総数	61.5	60.9

(出典) 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」をもとに作成。

また、今後の見通しに関係するものとして、相続機会の増加が見込まれる。毎年度の死者数は、年々増加しており、2015年～2039年の死者数は、1965年～1989年の2倍以上となっている。こうした死者数の増加は、すなわち相続の機会の増加を意味することとなり、相続の機会の増加に伴い、空き家もしくは所有不明土地の発生可能性は高まることが考えられる。

死亡者数の推移



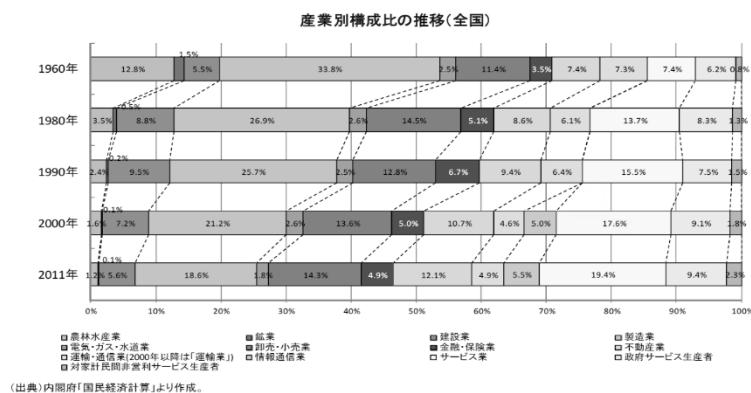
3 企業の活動、組織形態

企業活動や組織形態を取り巻く環境については、各種データ等から読み取れる全体的な概況を踏まえ、さらなる実態調査のために、企業に対してアンケート調査を行い、その結果を取りまとめた。

(1) 産業構造の変化

過去 50 年間の産業構造の変化を産業別 GDP 比でみると、1960 年では製造業が 33.8% と最も大きな割合を占めていたが、2011 年になると 18.6% と大幅に縮小している。一方で、サービス業が 1960 年では 7.4% だったが 2011 年には 19.4% と割合が拡大している。

大きな流れとして製造業からサービス産業へとシフトしており、産業構造が大きく変化していることが分かる。

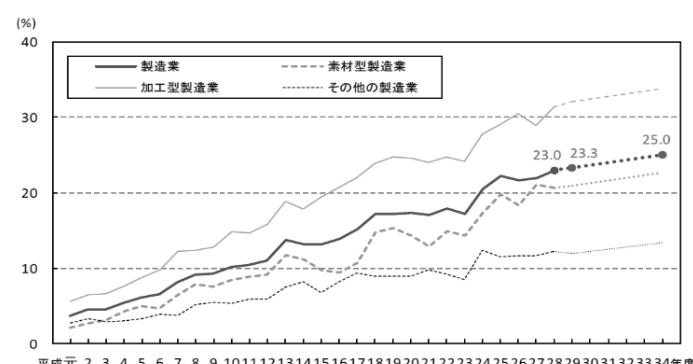


(2) 企業活動をとりまく環境変化

①グローバル化

内閣府の「平成 29 年度企業行動に関するアンケート調査結果」によると製造業における海外の現地生産の割合は、1989 年には 5 % 未満だったものが、年々増加し続け 2016 年には 23% にも上っている。アンケートによる将来の見通しも、増加し続けることが見込まれている。

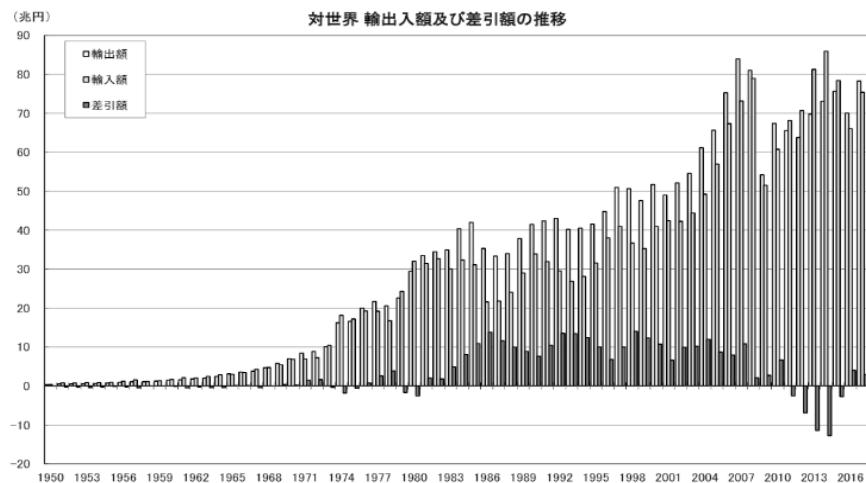
海外現地生産比率（上場企業・製造業）



(出典)「平成 29 年度企業行動に関するアンケート調査結果」平成 30 年 3 月 2 日内閣府

また、財務省「貿易統計」によると我が国の輸出入は、長期的に拡大しているとともに、近年輸入が超過する時期も生じている。

企業活動のグローバル化が進んでいることが分かる。



(出典)「貿易統計」財務省

②電子商取引

経済産業省の「電子商取引に関する市場調査」によると、電子商取引について、BtoC では平成 19 年に 1.52% だったものが平成 29 年には 5.79% と拡大しており、BtoB でも平成 19 年に 20.8% だったものが平成 29 年には 29.6% と拡大しており、電子商取引は年々拡大していることが分かる。

特に、BtoC に関しては、世帯のインターネット普及率が平成 19 年以降 90% 前後で推移していることを踏まえると、消費者の購買行動がインターネットにシフトしていることを表すものと言える。



(出典)「電子商取引に関する市場調査」(経済産業省)をもとに作成。

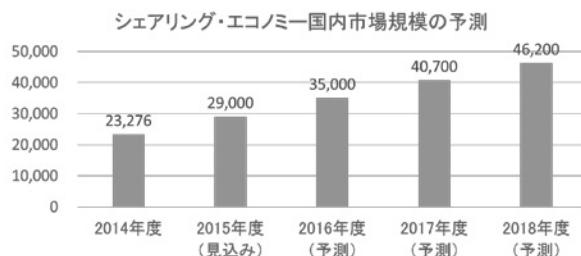
③シェアリングエコノミーの台頭

シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する遊休資産等をインターネットを介して他者も利用可能とするような経済活動であるが、その市場規模としては 2018 年度には 462 億円程度となる見込みであり、この数年で急拡大している。

こうした経済活動の普及の背景には、インターネット等の普及により個

人間の取引費用が下がったことや、スマートフォンの普及等によってサービス利用の場所や時間制約が緩和されたこと、シェアリングエコノミーのプラットフォームとソーシャルメディア等の連携により個人間のニーズのマッチングの信頼性の担保強化が可能となっていること等によるものとされている。

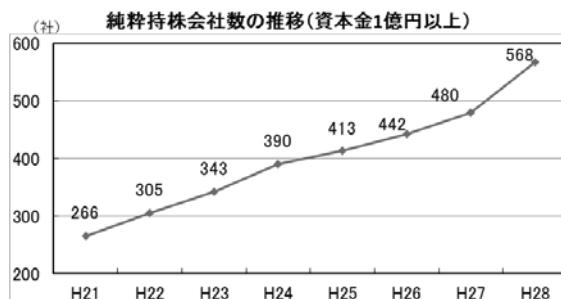
今後もシェアリングエコノミーの市場規模は拡大していく見通しである。



(出典) 総務省「H28 情報通信白書」より作成。

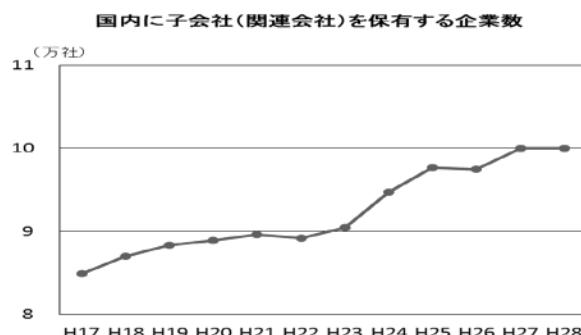
(3)企業組織の変化

財務省の「法人企業統計」によると、資本金1億円以上の純粹持株会社は、平成21年には266社であったところ平成28年には568社と増加している。



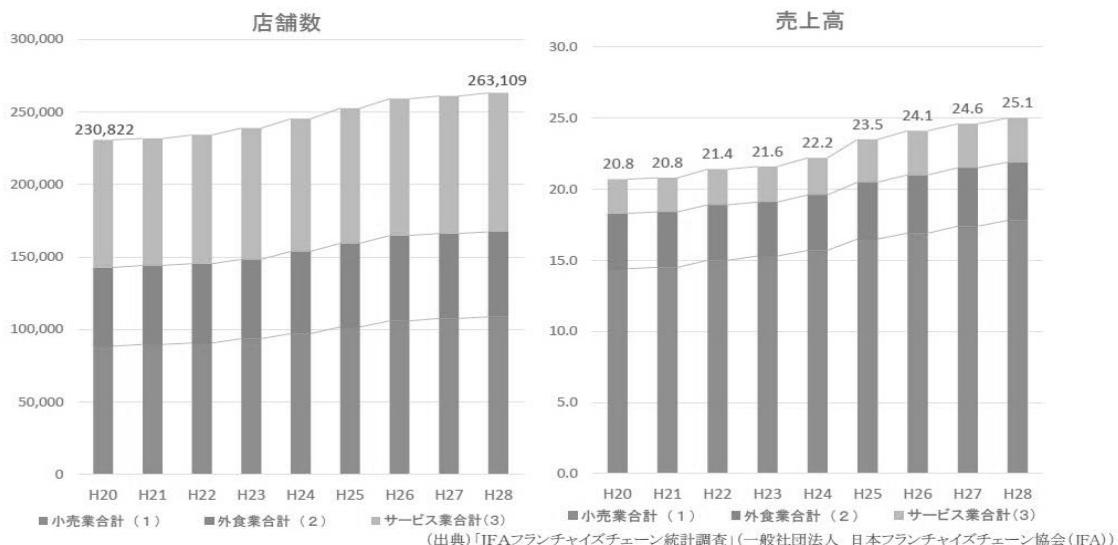
(出典) 法人企業統計(財務省作成)をもとに作成。

また、経済産業省の「企業活動基本調査」によると、国内に子会社を保有する企業は、平成17年では約8.5万社程度であったが、平成28年には約10万社と増加している。



(出典) 企業活動基本調査(経済産業省)

さらに近年の特徴として、フランチャイズチェーン化も進んでいる。平成 28 年度のフランチャイズチェーン店舗数は、26 万 3,109 店舗となり、平成 21 年度以来、8 年連続の増加であった。また、フランチャイズチェーンによる売上高は、25 兆 974 億円となり、平成 22 年度以来、7 年連続の増加であった。



(4)企業組織・経営に関する実態調査 [参考資料 3 P53～参照]

(1)～(3)の概況について、さらに実態について分析を深めるため、本研究会では、下記の通り、企業組織・経営の現状について実態を把握する調査を行った。

企業組織・経営に関する実態調査（概要）

調査対象 全国の民間企業のうち、資本金 1 億円以上の企業 4200 社（平成 28 年度売上上位 500 社を含む。その他は業種別割合に応じて無作為抽出。）

回答企業・回答率 422 社 / 10.05%

調査項目 企業組織・経営の現状について（事務所数、本店・支店所在地、従業員数、資本金等）、企業の組織形態の変化について（分社化、持株会社化等の状況）、企業活動の変化について（電子商取引の状況、海外取引の状況）

調査期間 平成 30 年 7 月 9 日～8 月 3 日

調査実施機関 株式会社日経リサーチ

調査結果は次のとおりであった。

①企業組織・経営の現状について

- ・ 企業の組織形態は、機能別組織、事業部制を採用する社が多数であった。
- ・ 本店所在地は、回答企業の 36%が東京都に所在していた。特に、「金融業、保険業」「不動産業」「情報通信業」「卸売業、小売業」などのサービス業では本店所在地が東京都である割合が高かった。
- ・ 国内支店の分布は、5 都道府県以内であるとの回答が 68.2% であった。特に「情報通信業」「運輸業、郵便業」「不動産業」「サービス業」「金融業、保険業」では、8 割～9 割が 5 都道府県以内となっており、支店の地域的な広がりが少なかった。
- ・ 他方、売上げの対象となる顧客の全国分布については、全都道府県に顧客が分布すると回答した企業が全体の 31.4% であり、20 以上の都道府県に分布すると回答した企業と合わせると半数を超える。「本社一枝店」といった組織形態が後述する ICT 化等により変化している可能性がある。
- ・ 事務所数は平成 19 年末と比べて大きな変化はなかった一方、従業員数は増加していると回答した社が半数を超え、特に「サービス業」「情報通信業」「金融業、保険業」で従業員の増加傾向が見られ、産業構造のサービス産業化の状況が見受けられる。

②企業活動の変化について

〈電子商取引の実施状況〉

- ・ 電子商取引の実施状況については、回答企業の 27.5% が BtoB を、19.4% が BtoC での取引を行っていると回答。業種別に見ると、BtoB、BtoC とともに「卸売業、小売業」で多く実施されていた。
- ・ BtoB、BtoC とともに、平成 8 年以前から実施している企業もあれば、平成 25 年度以降開始したという企業もあり、特に BtoC は近年の導入が増えている。また、BtoC 取引を実施していると回答した社のうち、半数超が、顧客分布が 47 都道府県にわたると回答。

〈海外取引の状況〉

- ・ 海外顧客と何らかの取引があると回答した社は、全体の 42.4% であり、特に「製造業」「卸売業、小売業」で回答割合が高く、主な取引の内容は、製品・原材料の輸出入であった。
- ・ 海外取引を行っている社のうち、10 年前と比較して、総販売額に占める海外企業等への販売額の割合は拡大しているとの回答が多数を占めた。
- ・ 海外における何らかの生産拠点がある社は、特に製造業で 4 割程度となっており、平成 8 年以前から実施している企業もあれば、近年、新たに拠点を設置したとの回答もあり、海外生産拠点は継続して設置されている状況であった。

③組織形態の変化について

〈分社化等の状況〉

- ・ 半数近くの社が、過去 30 年以内に、分社化又は合併の経験があるとの回答があった。これらの組織再編のうち最も回答が多かったのは「合併」となっている。
- ・ 分社化を経験した企業の分社化の種類は、自社の中核部門又は非中核部門のいずれかを分社化してグループ会社化したケースが全体の 63.6% を占めた。分社化の時期としては、平成 15 年～20 年の間が最も多かったが、近年分社化をしたと回答する社も増えている。
- ・ 平成 19 年末と平成 28 年末の組織形態の比較では、グループ経営と回答した社が増加しており、分社化とともにグループ経営化が進んでいる可能性がある。
- ・ 分社化を経験した企業のうち、地域子会社化した（された）との回答も存在した。

〈持株会社化の状況〉

- ・ 持株会社である又は持株会社の傘下の子会社である社は、全体の 3 割弱であり、業種としては、「製造業」や「卸売業、小売業」が多くを占めた。
- ・ 持株会社化については、平成 8 年以前が回答の中では多数を占めたが、他方で、平成 15 年～平成 20 年、平成 25 年以降に持株会社化している社もあり、近年も持株会社化は進行している可能性がある。

IV 経済社会構造の変化を見据えた今後の地方税制度における課題と方向性

このように、人口、土地・都市のあり方、企業活動が大きく変化し、経済社会構造の変化が今後も見込まれていく中で、今後の地方税制度についてどのような課題が生じうるか、またそれらの課題についてどのように検討していくことが考えられるか、という点について、主要な税目ごとの論点を下記1から3のとおり整理した。

また、人口減少時代の都市のあり方について、すでに様々な地域において、コンパクト化等の空間再編の試みが始まられるなど、成長型の都市経営からの転換が図られつつある。海外においてもエネルギー事業や交通事業等を地域で持続的に展開・運営していく仕組みを導入している例がある。

こうした地域社会や地域経済に着目した内外の取組事例は、住民が居住する地域の生活水準や利便性の向上とともに地域経済を強化し、地域の付加価値を高めていくことが、社会保障関係経費や社会资本の更新需要が高止まりする中で持続可能な地域の発展を実現する上での鍵となり得ることを示唆していると考えられる。

今後、こうした論点についてさらに研究を深め、地方税を全体として十分に確保しつつ、各地域における税収の確保や適切な税収の帰属を図っていく方向で、さらに対応の検討を進めていくべきである。

1 個人住民税関係

今後の本格的な人口減少局面を迎える中で、個人住民税においては、中長期的な税収の確保が課題となる。特に、人口規模の小さい団体においては、人口規模の大きい団体に比して、生産年齢人口の減少や転出超過がより進行しており、こうした地域における税収の確保は深刻な課題となっていくことが考えられる。

また、働き方やライフスタイルの変化、ICT技術や交通の発展により、人口移動も多様化している。

一人の人のライフステージに着目をして、その人口移動の動態を見ると、これまでも一定の時期に地方部から都市部へ人口の流出が見られ、また一定の時期に都市部から地方部への人口の回帰が見られる動きがあったが、近年、特に就職期における都市部への人口流出が激化する一方で、退職期における地方圏への人口流入は増える傾向にある。このように生まれ育った地域、働いて税を納める地域と老後を過ごす地域が異なるケースが増えている中で、納税する地域と行政サービスを享受する地域が一致しない実態が増えてきているのではないかと考えられる。

また、1年という期間の間においても、同一の個人が、サテライトオフィス等を利用し、2地域で居住するといったワークスタイルも可能となってきている。さらには、単身赴任等によって、家族が複数地域に分かれて居住するケースや住民登録をしないまま移動することも考えられる。

居住する地域・居住形態が多様化している中、現行の個人住民税の制度においては、住民登録外課税という制度があるが、その場合でも、一人の個人に対し

ては、1月1日現在の住所地の地方団体がその年度分の課税主体となるものであり、納税する地域は一ヵ所となっている。人口移動の増加やライフスタイルの変化が進む中において、様々な地域で行政サービスの受益を享受する状況や、働き盛りの年齢時の住所地へは多額の納税を行う一方で、介護・医療等のサービスを受ける年齢には、別の地域に居住している例などが考えられることに関して、応益課税としての個人住民税のあり方をどう考えるか、さらには、行政サービスを担当する地域の税収を十分に確保する観点や各地域に適切に税収を帰属させていく観点から、現行制度のように所得を得た翌年の1月1日現在の住所地に対して全額を納税する制度について将来に向けた課題がないか、検討していくことが考えられるのではないか。

このような課題認識の下で、研究会において行った議論を踏まえると、今後の検討の方向性に関わる論点として、以下のような点が挙げられる。

- ・ 人口移動の実態をより正確に把握することや住民基本台帳への登録がどの程度徹底されているのか、住民登録外課税の状況はどのように推移しているのか等の事実関係を確認しながら検討してはどうか。
- ・ 通勤地や単身赴任地など住民登録地以外の各地域において個人がどのように行政サービスを受益しているかという点については、把握できるデータが存在するのかという点に加え、個人にとっての受益に応じた課税をどこまで厳密に考えていくのか、といった点も含めて考えなければならないのではないか。
- ・ 外国の例などを参考にしつつ、居住地だけでなく所得の源泉地にも個人に対する課税権があるという考え方で制度のあり方を考えることができるか。また、その場合には、二重課税の調整方法、住民の権利・義務との関係等の制度的な課題の他、都市部へのさらなる税収の集中等の影響にも留意が必要ではないか。
- ・ 前年1年間の所得に対して、1月1日を賦課期日として、夏頃からの1年間で納税する仕組みは、地方税の実務と理論を踏まえた制度と考えられるが、行政サービス受益時の居住地よりも所得発生時の居住地を重視するものと言え、また、所得発生時についてみれば所得発生の源泉地よりも居住地を重視するものと言えるが、人の移動が激化していくとすれば、その将来像をどう考えていくべきか。
- ・ ライフステージでの人の移動を踏まえると、働き盛り期の住民が集まる地域と老後を過ごす住民が集まる地域との間での個人住民税の税収のアンバランスが将来拡大していくのかどうかといった点にも留意が必要ではないか。
- ・ 法人課税等に比べ、個人住民税は偏在度が小さい税ではあるが、市区町村の基幹税として身近な行政サービスを支える観点からは、偏在度が拡大せず、各地域の財政需要とのバランスの良い税収の分布が実現する方向を望ましい将来像として考えていくべきではないか。その際には、中長期的な人口推計などを用いて、各地方団体における財政需要や個人住民税

収のトレンドを把握することができれば、検討の参考になるのではないか。

2 固定資産税関係

人口減少による固定資産税収への影響については、固定資産税の納税者の絶対数が減少するとともに、人口減少に伴う地価や住宅建設需要の影響も考えられる。

土地・家屋への課税については、特に高齢化等に伴い、所有者不明の土地や空き地・空き家等が増加することが懸念される。所有者不明の土地や家屋は、財産的価値を所有者が認識しにくく、今後の人口減少・高齢化の下で相続の機会が増加するのに伴い、益々増加が見込まれる。また、都市のスponジ化などを通じた都市経済の弱体化が進むと、地価の下落などを通じて、固定資産税収にも影響する恐れが考えられる。

償却資産への課税については、応益課税としての性格¹を有する固定資産税の性格からも、また、税収の面からも、今後とも重要な位置付けとなるべきものであるが、償却資産を多く利用する製造業が産業構造の中心であった状況が変化し、サービス産業化が益々進むと思われる中で、どのように税収の確保を図っていくかが重要な課題となることが見込まれる。

また、納税者の高齢化が進行しているが、高齢者の持ち家率が高いことなどから固定資産税納税者に占める高齢者の割合が高くなっている現状を踏まえると、今後益々この割合が高くなると見込まれる。高齢者の就業機会が拡大していくことは予想されるが、退職後に長期にわたり年金を主たる収入としながら高齢納税者が将来にわたって固定資産税を負担し続けるといった状況が増加していく可能性もある。一方で、納税者全体としてみたときには、資産を保有する者と保有していない者の格差もあり、その観点からの議論も必要となる。

このような課題認識の下で、研究会において行った議論を踏まえると、今後の検討の方向性に関する論点として、以下のような点が挙げられる。

- ・ 地価の動向、住宅需要の縮小、所有者不明土地や空き地・空き家の状況と将来見通しなど、今後の固定資産税のあり方に影響する様々な動きをさらに把握していく必要があるのではないか。
- ・ 固定資産税制度そのものの検討に加え、高齢納税者の所得・資産の状況や今後の動向を踏まえながら、リバースモーゲージの普及の可能性など、幅広い観点からの検討も考えられるのではないか。

¹ 固定資産税の応益課税としての性格に関する文献

- ・ 日本税制報告書（昭和 24 年、シャウプ使節団）抄
「本税（固定資産税）は、事業主～中略～をして、警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる。」
- ・ 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書（平成 8 年 11 月、地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会）抄
「固定資産税は、一般的報償原理に基づく応益の原則に立脚した税である。市町村の区域内に土地、家屋及び償却資産が所在する事実と市町村の行政サービスとの間には、深い関連性があるので、固定資産税は応益原則を最も強く具現しているものである。」

- ・ 所有者不明土地や空き地・空き家等の問題も踏まえると、固定資産税は、登記者に対する表見課税が原則であるものの、所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡している場合等も増えてきていることから、「現に所有している者」を把握し当該者に課税する実質的課税を強化していく方向性についても、検討を深める必要性があるのではないか。
- ・ 人口減少に伴い、税務実務を担う職員も減少している中で、いかに少ない人員で固定資産税関係業務を効率的かつ効果的に遂行していくかについても留意が必要ではないか。
- ・ 産業構造や法人・個人の資産の状況が変化していく中、地方税における租税負担の中立性の観点からも、例えば、金融資産、無形資産等に対する課税の可能性についても何らかの検討をしていくことが考えられるのではないか。
- ・ 特定空き家に対して特例措置の対象から除外する制度等を参考にしつつ、資産の放置を防止する観点からの税制上の対応についても、検討していくことが考えられるのではないか。
- ・ いずれにしても、固定資産税については、市町村の基幹税として、税収の安定確保の観点をどのように確保できるのか、という点について留意が必要ではないか。
- ・ 都市機能の維持・発展や地域経済循環の充実は、各地域における土地・家屋等の固定資産の需要の増加にもつながり、中長期的な税収の安定的確保に資するのではないか。

3 地方法人課税・消費課税関係

企業活動をとりまく環境も変化している。産業構造自体が従来の製造業中心の構造から、サービス産業へシフトしている。また、グローバル化の進展やICT技術の進展による電子商取引も拡大している。業種の特性によるものの、本店所在地の東京や大都市部への集中の傾向は依然高く、支店・事務所等についても、全国的な分布は少数にとどまっている。他方で、ICT技術の発展等の影響により、売上げの対象となる顧客や事業活動の分布については、全国的に展開している企業が増えてきている傾向にある。

こうした中において、企業所得の源泉地や、実質的な意味での企業活動の場所については全国的に分布している一方で、現在の地方法人課税の課税権の仕組みの下では、納税地は本社や支店等の所在地に限定されざるを得ないことから、実質的な税源と税収が一致しない状況が拡大していると考えられる。

企業の組織形態を見ても、持株会社化、分社化（地域子会社化等）等を自由に行なうことが可能となっている中で、税収という観点からは、本店所在地等への集中の傾向も高まっていくこととなる。また、フランチャイズ事業の拡大等も当該事業を行う本部会社の利益が本店等が所在する地域に集中する構造になっており、経済活動の範囲が広範に及んでいるにもかかわらず、特定の地域への税収の集中を招くこととなっている。

また、こうした企業活動や企業組織の変化は、小売やサービスの統計データだけでは、地方消費税の清算を消費の実態との関係で正確に行うことが難しいという事情を拡大する要因ともなる。

こうした問題については、近年の税制改正における取組み（地方法人課税の偏在是正、地方消費税の清算基準の見直し）によって対応が図られてきているが、経済活動の変化は、さらに継続あるいは拡大していくことが想定されることから、今後の動向にも留意しつつ、将来の地方税制のあり方を検討していくことは大きな意義を有する。

このような課題認識の下で、研究会において行った議論を踏まえると、今後の検討の方向性に関わる論点として、以下のような点が挙げられる。

- ・ 現行の地方法人課税においては、法人の事業所等が所在する地方団体が課税権を有することとされた上で、分割基準により地方団体間の課税権の調整を行うこととされているが、事務所数の減や本店への集中等がさらに激しくなった場合に、将来にわたり既存の制度のままで税収の適切な帰属を図ることができるのか。
- ・ 分割法人においては、事務所数や従業者数により課税標準を分割しているが、企業活動の変化や勤務形態の多様化により、現行の基準によって事業活動規模を的確に表すことができているのか議論の余地があるのではないか。
- ・ 特に従業者数などは、様々な勤務形態に係る実態をどのように反映できるのかなどの課題も議論することができるのではないか。
- ・ 國際的に展開する大企業に対する各国の税収確保のための新たな税制の導入等の検討の考え方も、我が国の今後の地域間の税収帰属のあり方を考える上で、参考になるのではないか。
- ・ 州等をまたがって活動する法人に対する課税のあり方が各国において近年どう推移しているか等、参考となる例を探してみてはどうか。
- ・ 地域内の資源を活用した地域産業を発展させていくことにより地域経済循環を促すことは、各地域において企業所得や付加価値を拡大させ、地域経済の活性化や各地域の税収確保にも寄与するものとして、期待できるのではないか。
- ・ 電子商取引の進展、特にシェアリングエコノミーの進展等によって、捕捉しきれていないような取引や所得を今後より適切に把握していくことも重要ではないか。

< 參 考 資 料 >

資料 1

昨今の地方税を巡る状況

主要な地方税の概要

○ 個人住民税(所得割)

- ・個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- ・課税主体は賦課期日(1月1日)現在の住所地の市区町村であり、納稅義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人。
- ・前年中の所得金額を課税標準とし、標準税率は一律10%。

○ 地方法人二税(法人住民税・法人事業税)

- ・法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様に幅広く負担を求めるもの。
- ・都道府県及び市町村が課税主体であり、納稅義務者は、市区町村(都道府県)に事務所等を有する法人。
- ・2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を従業者数により分割して納付。
- ・法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、都道府県が課税主体。納稅義務者は、都道府県内に事務所等を設けて事業を行なう法人。
- ・資本金1億円超の普通法人には、外形標準課税が適用される。
- ・2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を従業者数等(事業により異なる)により分割して納付。

○ 地方消費税

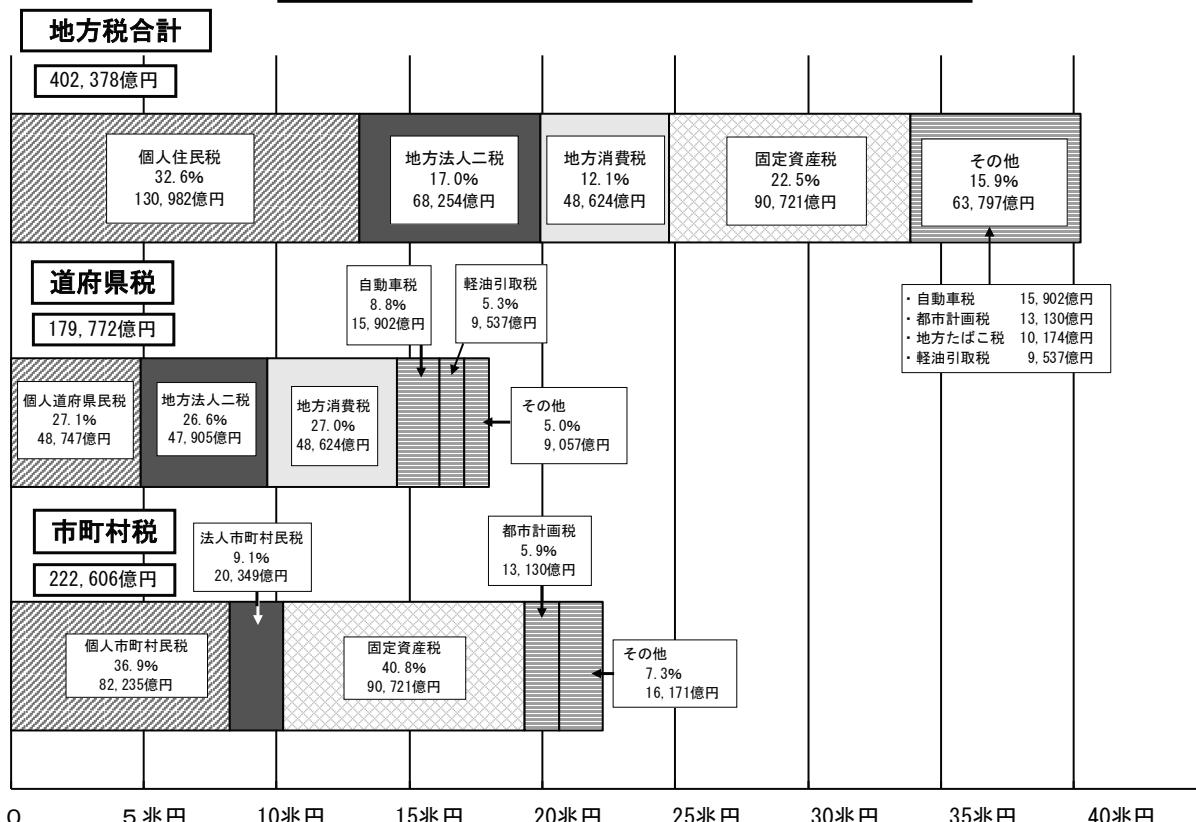
- ・地方消費税は、消費税(国税)と同様、広く消費に負担を求めるものであり、消費税率6.3%に対して地方消費税率 17/63(消費税率換算1.7%)。
- ・地方消費税は、国内取引に対して課される譲渡割と輸入取引に対して課される貨物割がある。
- ・納稅義務者は、譲渡割については課税資産の譲渡等を行った事業者、貨物割については課税貨物を保税地域から引き取る者。
- ・国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算制度あり。
- ・税収(清算後)の2分の1を、人口(1/2)及び従業者数(1/2)によりあん分して、市町村に交付。

※平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみであん分

○ 固定資産税

- ・固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し負担を求めるものであり、税率は1.4%。
- ・課税主体は、全市町村であり、納稅義務者は、固定資産の所有者。
- ・賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日。

地方税の収支内訳 (平成31年度地方財政計画額)



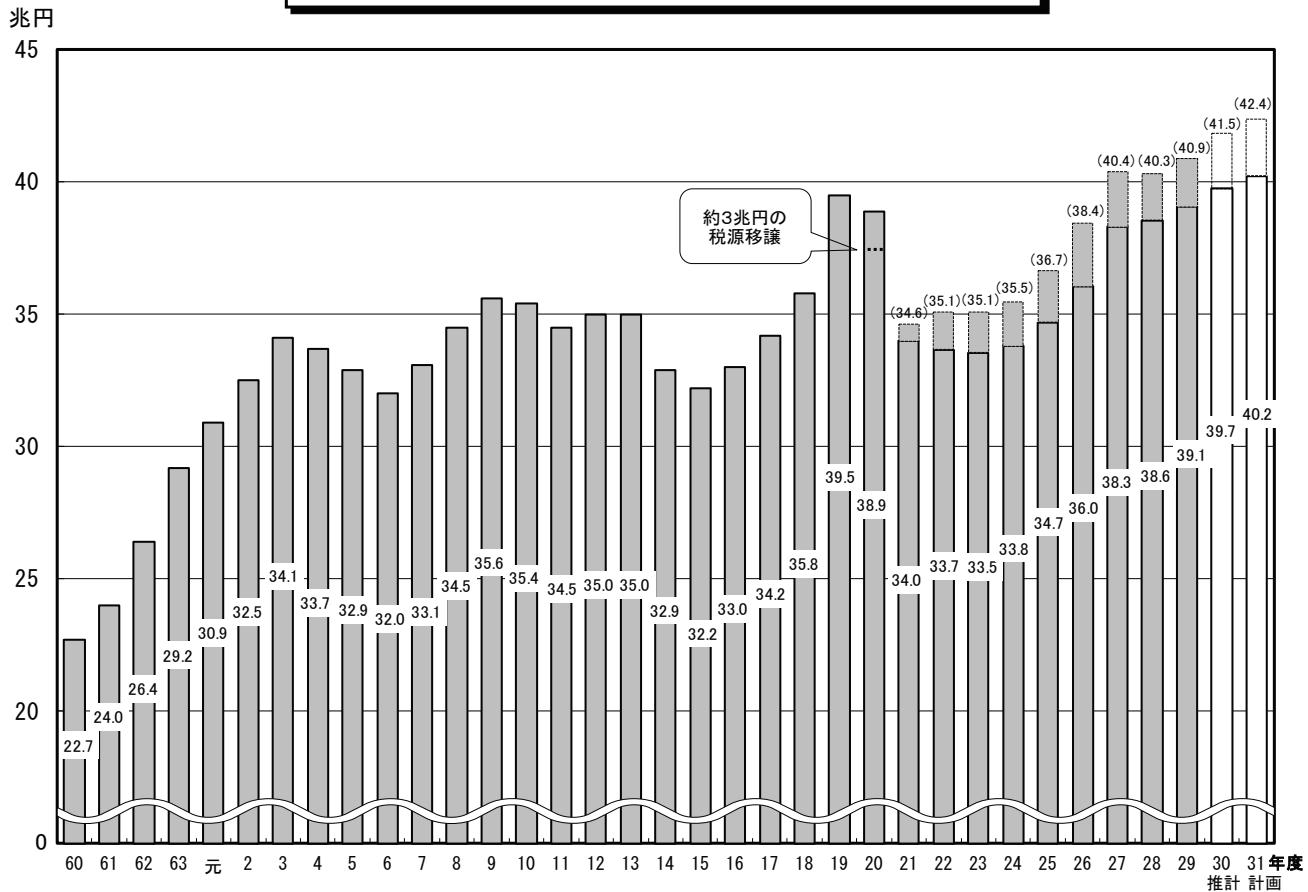
(注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 数値は、超過課税及び法定外税等を含まない。

3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含まない。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

地方税収(地方財政計画ベース)の推移

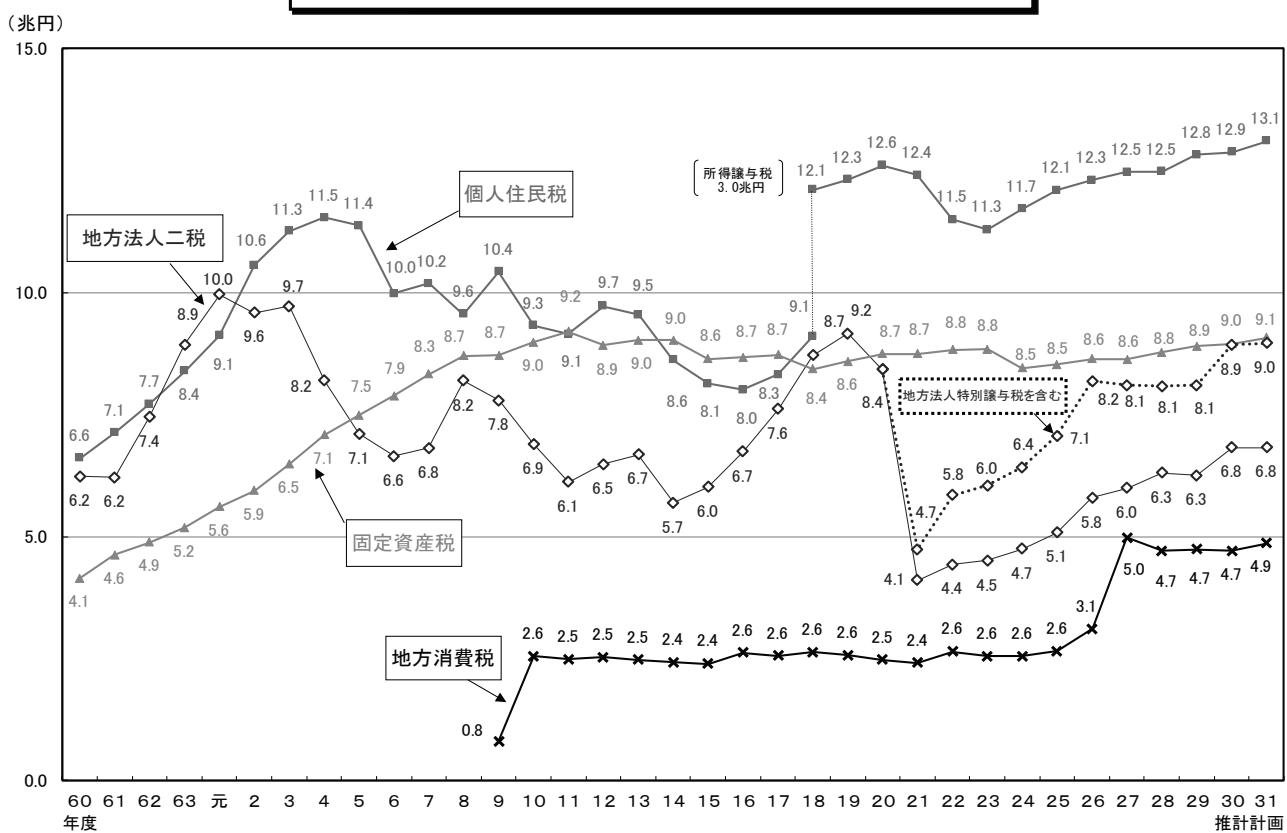


(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。

2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額(H30.12時点)、31年度は地方財政計画額である。

3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

主要税目(地方税)の税収の推移



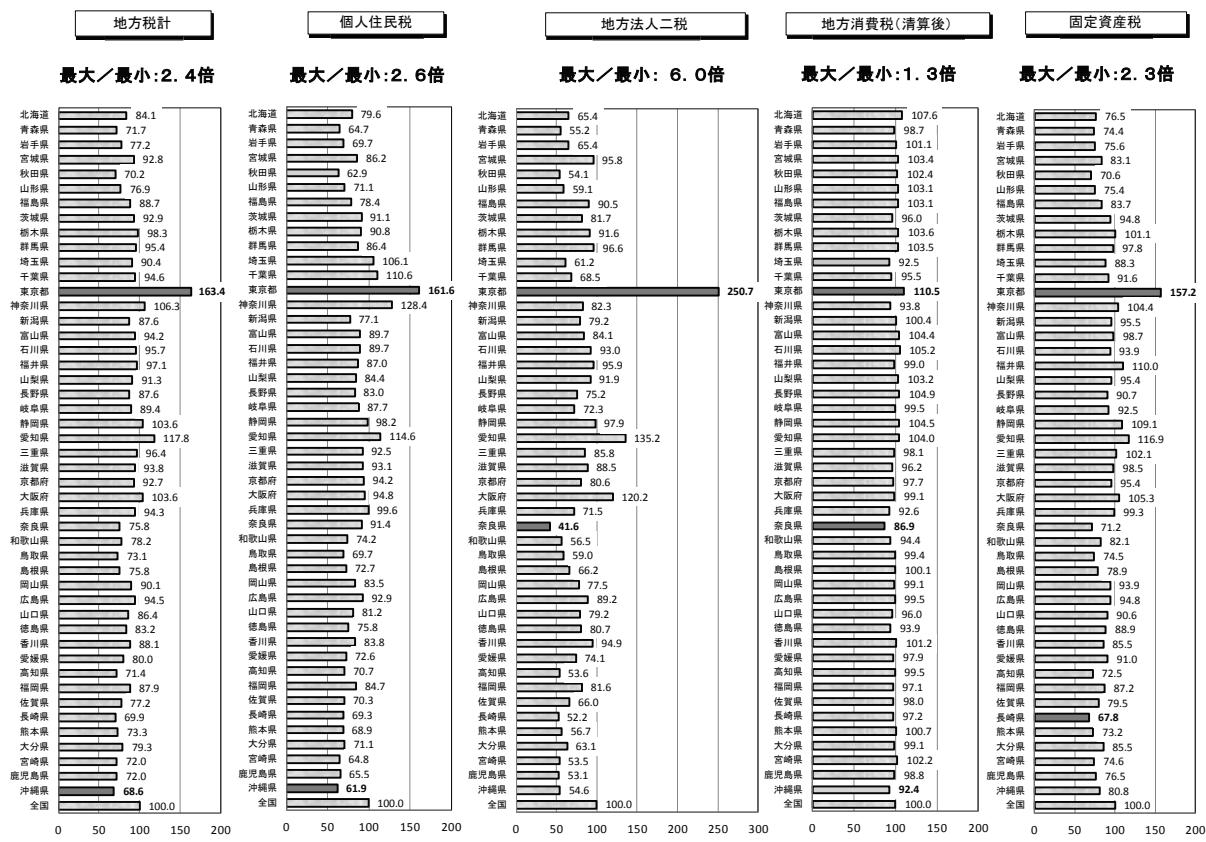
(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額(H30.12時点)、31年度は地方財政計画額である。

3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。

(①) 0.6兆円、(②) 1.4兆円、(③) 1.5兆円、(④) 1.7兆円、(⑤) 2.0兆円、(⑥) 2.4兆円、(⑦) 2.1兆円、(⑧) 1.8兆円、(⑨) 1.8兆円、(⑩) 2.1兆円、(⑪) 2.1兆円

人口一人当たりの税収額の指標(5年平均(H25~H29決算))

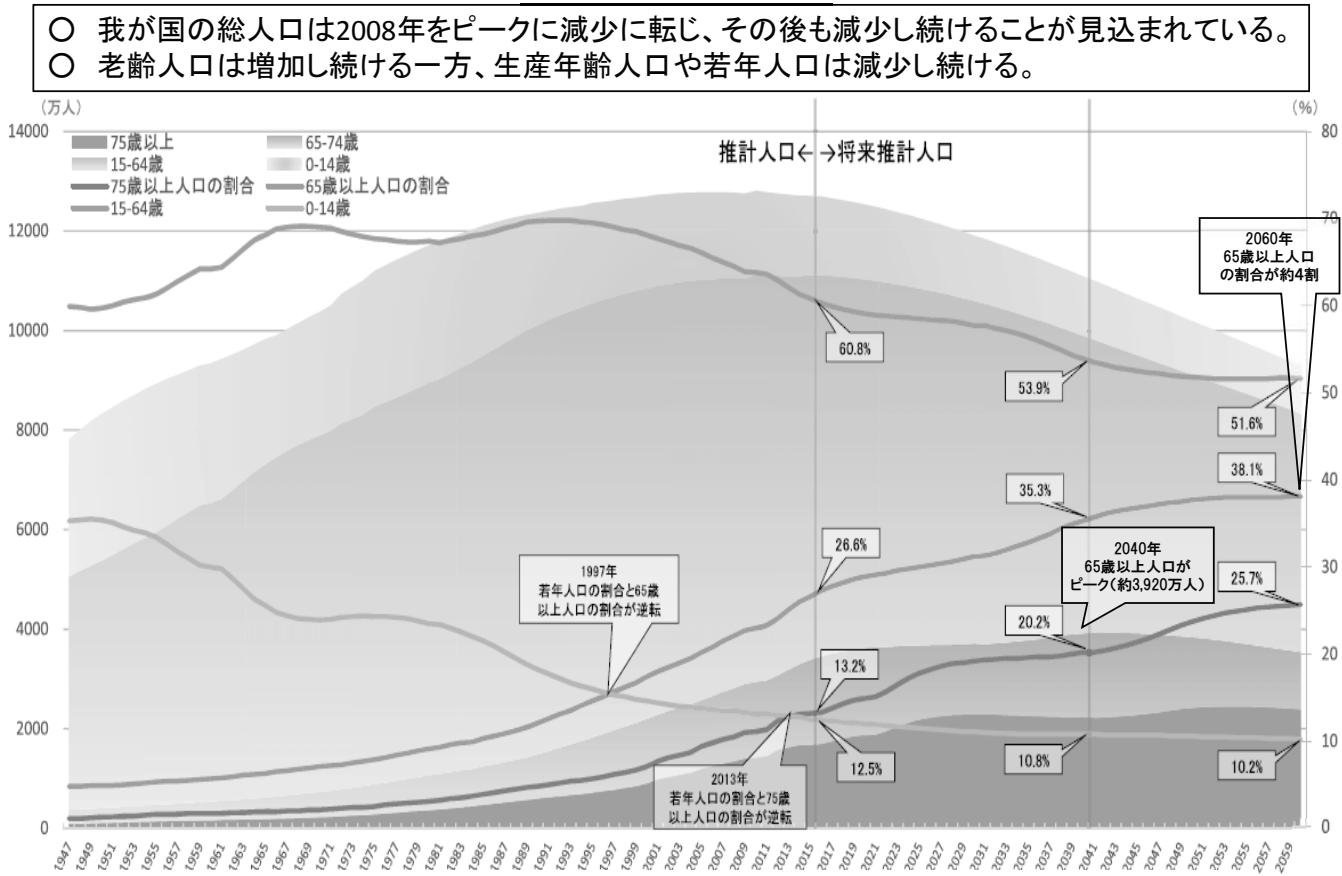


*上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

資料2 経済社会構造の変化に係る 実態と今後の動向

1 人口動態

我が国の人団推移

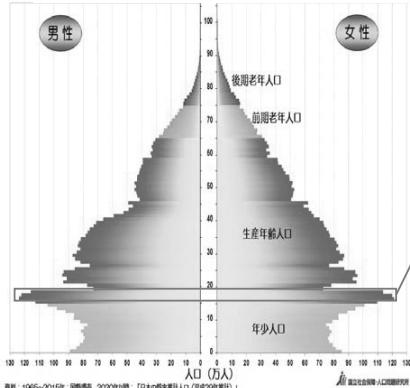


総務省「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料」より抜粋

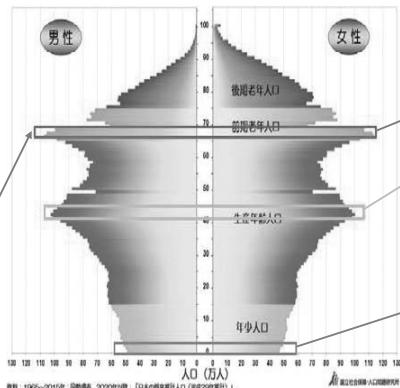
人口構造の変化

- 人口ピラミッドは、2040年に向けて、大きく変化。
- 団塊世代（出生数260万人～270万人/年）及び団塊ジュニア世代（出生数200万人～210万人/年）が高齢者となる一方、20歳代の中心は100万人/年にも満たない。

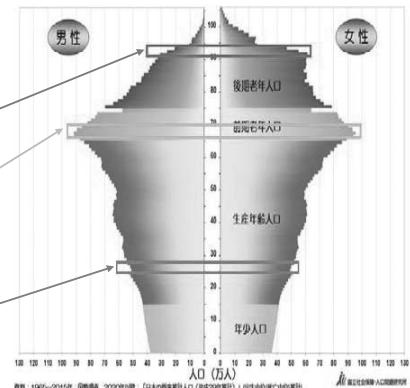
1965年(昭和40年)



2015年(平成27年)



2040年



資料：1965-2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

資料：1965-2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

資料：1965-2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947～49年生まれ	267.9万人 ～269.7万人	215.2万人 66～68歳	80.4万人 91～93歳
団塊ジュニア 1971～74年生まれ	200.1万人 ～209.2万人	198.9万人 41～44歳	182.7万人 66～69歳
【参考】 2013～15年生まれ	100.4万人 ～103.0万人	98.2万人 0～2歳	102.7万人※2 25～27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

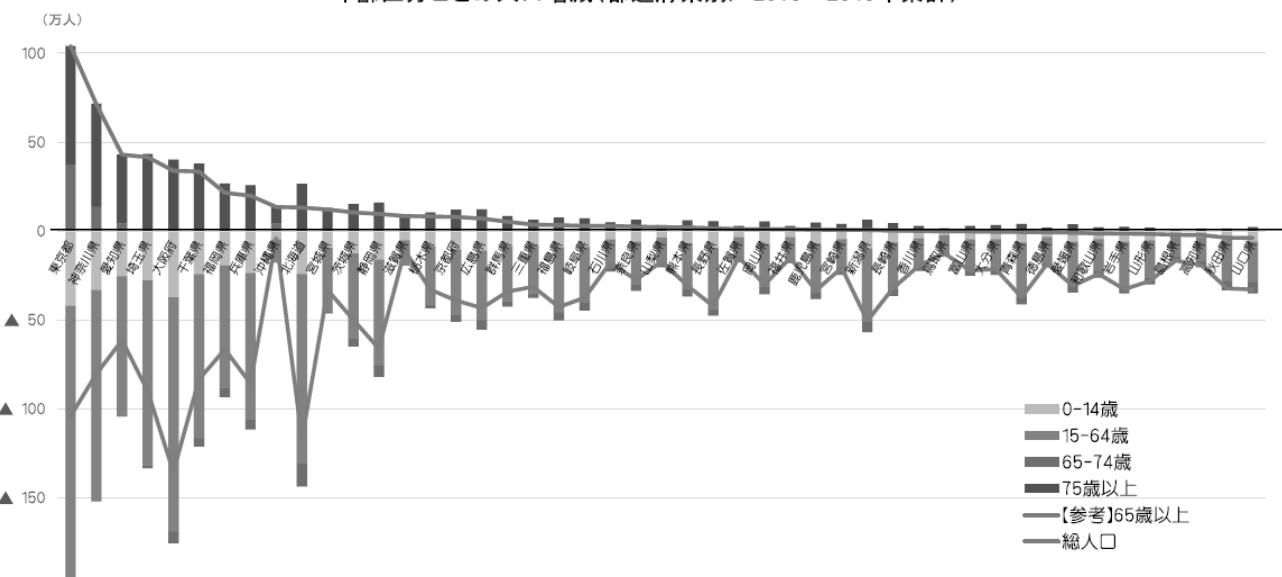
出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成。
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

総務省「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料」より抜粋

都道府県別の人団塊の人口増減

- 2040年に向けて人口の変化を都道府県別にみると、次のとおり。
 - ・全ての都道府県で、総人口が減少する。
 - ・ほとんどの都道府県で、65歳以上人口が増加し、全ての都道府県で、75歳以上人口が増加する。
 - ・全ての都道府県で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する。

年齢区分ごとの人口増減（都道府県別／2015→2040年累計）



総務省「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料」より抜粋

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」から作成）

人口規模別の人口増減(市区町村別)

- 人口規模が小さい団体ほど、年少人口や生産年齢人口の減少率が大きい。
- 人口規模が大きい団体ほど、75歳以上人口の増加率が大きい。

人口規模別・年齢区分別・人口増減

人口規模 (2015年時点)	総人口				
	2015	2040	増減	【参考】 1団体平均	【参考】 増減率(%)
100万人以上	2,012	1,836	▲ 176	▲ 16.0	▲ 8.7
50～100万人	1,597	1,417	▲ 180	▲ 7.8	▲ 11.3
20～50万人	2,975	2,582	▲ 393	▲ 4.2	▲ 13.2
10～20万人	2,117	1,784	▲ 333	▲ 2.2	▲ 15.7
3～10万人	2,721	2,212	▲ 509	▲ 1.0	▲ 18.7
1～3万人	808	590	▲ 218	▲ 0.5	▲ 27.0
1万人未満	239	158	▲ 81	▲ 0.2	▲ 33.9

(年齢区分別内訳)

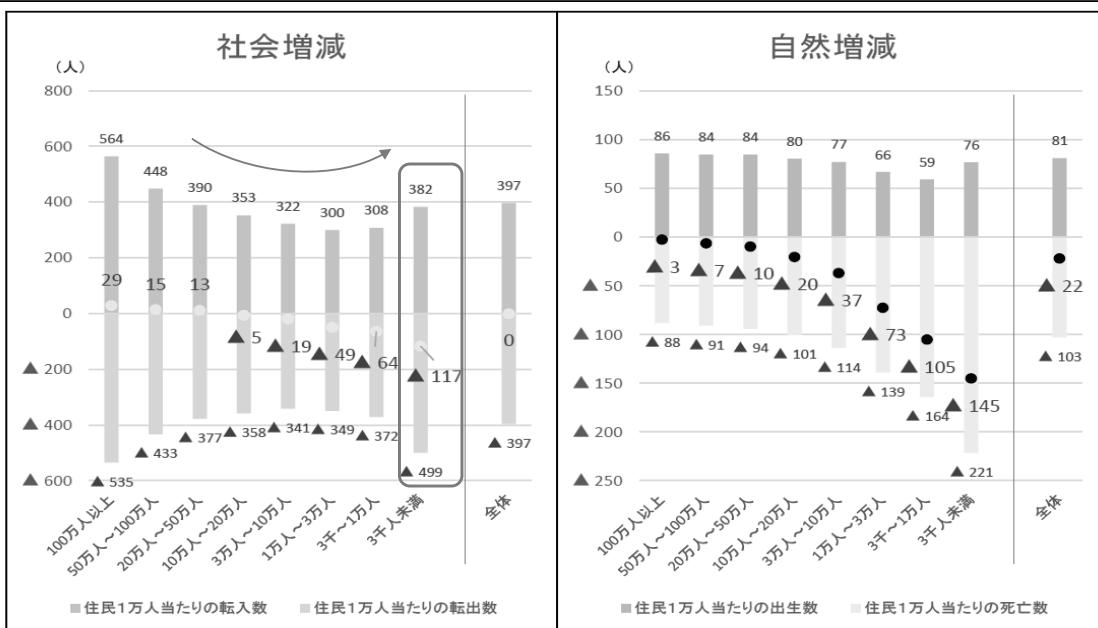
人口規模 (2015年時点)	年少人口(万人)				生産年齢人口(万人)				65-74歳人口(万人)				75歳以上人口(万人)							
	2015	2040	増減	【参考】 1団体平均	2015	2040	増減	【参考】 1団体平均	2015	2040	増減	【参考】 1団体平均	2015	2040	増減	【参考】 1団体平均				
100万人以上	245	174	▲ 71	▲ 6.5	▲ 29.0	1,273	1,013	▲ 260	▲ 23.6	▲ 20.4	259	284	25	2.3	9.7	235	365	130	11.8	55.3
50～100万人	199	139	▲ 60	▲ 2.6	▲ 30.2	999	784	▲ 215	▲ 9.3	▲ 21.5	210	221	11	0.5	5.2	189	274	85	3.7	45.0
20～50万人	372	256	▲ 116	▲ 1.2	▲ 31.2	1,840	1,419	▲ 421	▲ 4.5	▲ 22.9	406	404	▲ 2	▲ 0.0	▲ 0.5	357	503	146	1.6	40.9
10～20万人	272	184	▲ 88	▲ 0.6	▲ 32.4	1,283	963	▲ 320	▲ 2.1	▲ 24.9	296	273	▲ 23	▲ 0.2	▲ 7.8	266	364	98	0.6	36.8
3～10万人	351	234	▲ 117	▲ 0.2	▲ 33.3	1,597	1,165	▲ 432	▲ 0.9	▲ 27.1	391	330	▲ 61	▲ 0.1	▲ 15.6	382	483	101	0.2	26.4
1～3万人	94	57	▲ 37	▲ 0.1	▲ 39.4	452	293	▲ 159	▲ 0.4	▲ 35.2	124	88	▲ 36	▲ 0.1	▲ 29.0	138	152	14	0.0	10.1
1万人未満	25	14	▲ 11	▲ 0.0	▲ 44.0	126	74	▲ 52	▲ 0.1	▲ 41.3	38	24	▲ 14	▲ 0.0	▲ 36.8	50	46	▲ 4	▲ 0.0	▲ 8.0

総務省「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料」より抜粋

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来人口の推計(H25.3推計)」

人口規模別の社会増減、自然増減(市区町村別)

- 人口規模により差はあるものの、各市町村において、人口の数%ずつの転入・転出が発生している。
- 平成27年度における人口動態を人口規模別にみると次のとおり、
 - ・社会増減では、人口規模の大きい都市で転入超過、人口規模の小さい都市で転出超過となっている。
 - ・自然増減では、人口規模の小さい団体ほど減少幅が大きくなっている。



(出典) 平成27年度人口動態調査(厚生労働省)、住民基本台帳人口移動報告年報(総務省統計局)を基に作成

3千人未満団体のうち人口移動が多い団体

(単位:人)

1万人あたりの転入超過数が多い団体

団体名	H27国調 総人口	H27住基人口移動報告年報			1万人あたり		
		転入者数	転出者数	転入超過	転入者数	転出者数	転入超過
東京都 御蔵島村	335	42	29	13	1,254	866	388
鹿児島県 十島村	756	87	63	24	1,151	833	317
福島県 川内村	2,021	119	65	54	589	322	267
山梨県 小菅村	726	58	39	19	799	537	262
北海道 西興部村	1,116	91	71	20	815	636	179
鹿児島県 三島村	407	62	55	7	1,523	1,351	172
長野県 北相木村	774	56	45	11	724	581	142
島根県 知夫村	615	26	18	8	423	293	130
高知県 大川村	396	31	26	5	783	657	126
沖縄県 渡嘉敷村	730	63	54	9	863	740	123

1万人あたりの転入者数が多い団体

団体名	H27国調 総人口	H27住基人口移動報告年報			1万人あたり		
		転入者数	転出者数	転入超過	転入者数	転出者数	転入超過
福島県 飯館村	41	59	93	-34	14,390	22,683	-8,293
福島県 葛尾村	18	9	14	-5	5,000	7,778	-2,778
鹿児島県 三島村	407	62	55	7	1,523	1,351	172
東京都 青ヶ島村	178	24	24	0	1,348	1,348	0
東京都 御蔵島村	335	42	29	13	1,254	866	388
福島県 榎葉町	975	114	159	-45	1,169	1,631	-462
北海道 音威子府村	832	97	111	-14	1,166	1,334	-168
鹿児島県 十島村	756	87	63	24	1,151	833	317
沖縄県 座間味村	870	96	105	-9	1,103	1,207	-103
東京都 利島村	337	31	31	0	920	920	0

1万人あたりの転出超過数が多い団体

団体名	H27国調 総人口	H27住基人口移動報告年報			1万人あたり		
		転入者数	転出者数	転入超過	転入者数	転出者数	転入超過
福島県 飯館村	41	59	93	-34	14,390	22,683	-8,293
福島県 葛尾村	18	9	14	-5	5,000	7,778	-2,778
奈良県 野迫川村	449	23	49	-26	512	1,091	-579
福島県 榎葉町	975	114	159	-45	1,169	1,631	-462
奈良県 上北山村	512	13	32	-19	254	625	-371
奈良県 東吉野村	1,745	46	108	-62	264	619	-355
奈良県 黒滝村	660	19	41	-22	288	621	-333
沖縄県 渡名喜村	430	12	26	-14	279	605	-326
長野県 天龍村	1,365	37	80	-43	271	586	-315
沖縄県 多良間村	1,194	54	90	-36	452	754	-302

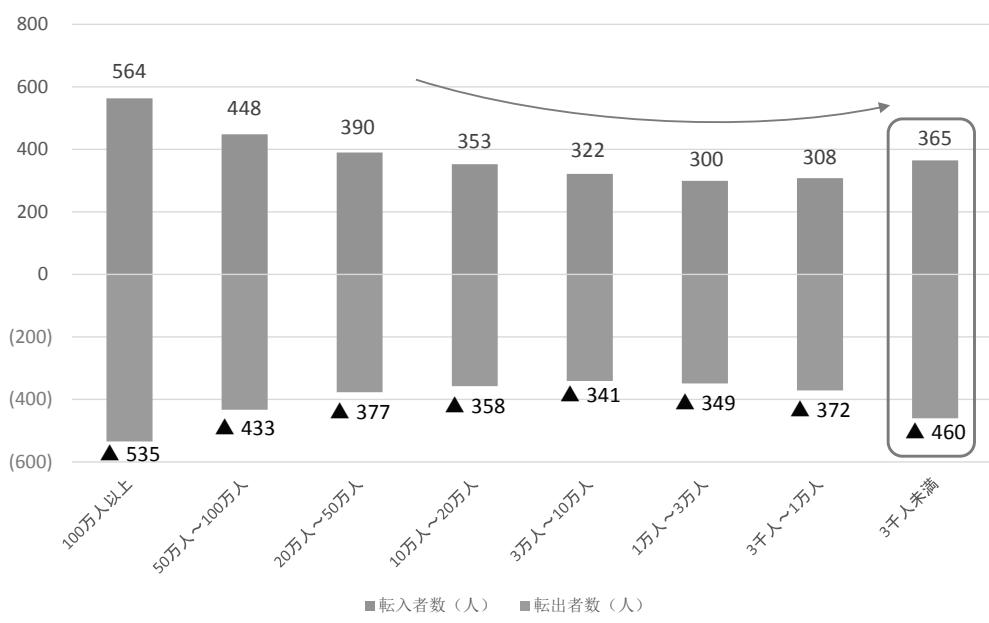
1万人あたりの転出者数が多い団体

団体名	H27国調 総人口	H27住基人口移動報告年報			1万人あたり		
		転入者数	転出者数	転入超過	転入者数	転出者数	転入超過
福島県 飯館村	41	59	93	-34	14,390	22,683	-8,293
福島県 葛尾村	18	9	14	-5	5,000	7,778	-2,778
福島県 榎葉町	975	114	159	-45	1,169	1,631	-462
鹿児島県 三島村	407	62	55	7	1,523	1,351	172
東京都 青ヶ島村	178	24	24	0	1,348	1,348	0
北海道 音威子府村	832	97	111	-14	1,166	1,334	-168
沖縄県 座間味村	870	96	105	-9	1,103	1,207	-103
奈良県 野迫川村	449	23	49	-26	512	1,091	-579
東京都 三宅村	2,482	201	240	-39	810	967	-157
北海道 占冠村	1,211	96	115	-19	793	950	-157

【参考】福島県避難区域関連団体を除いた人口規模別の社会増減

福島県避難区域関連団体(楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた場合でも、3千人未満区分は、3千人～1万人未満区分よりも社会増減が大きい。

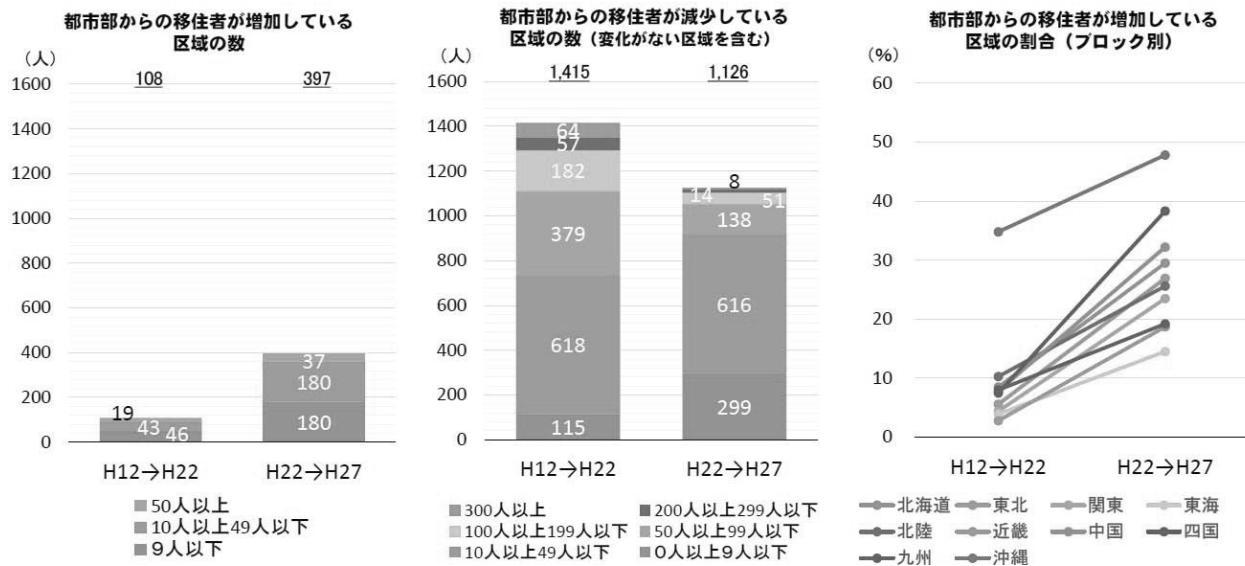
社会増減



過疎地域における都市部からの移住者数の増減 (H12・H22・H27の増減)

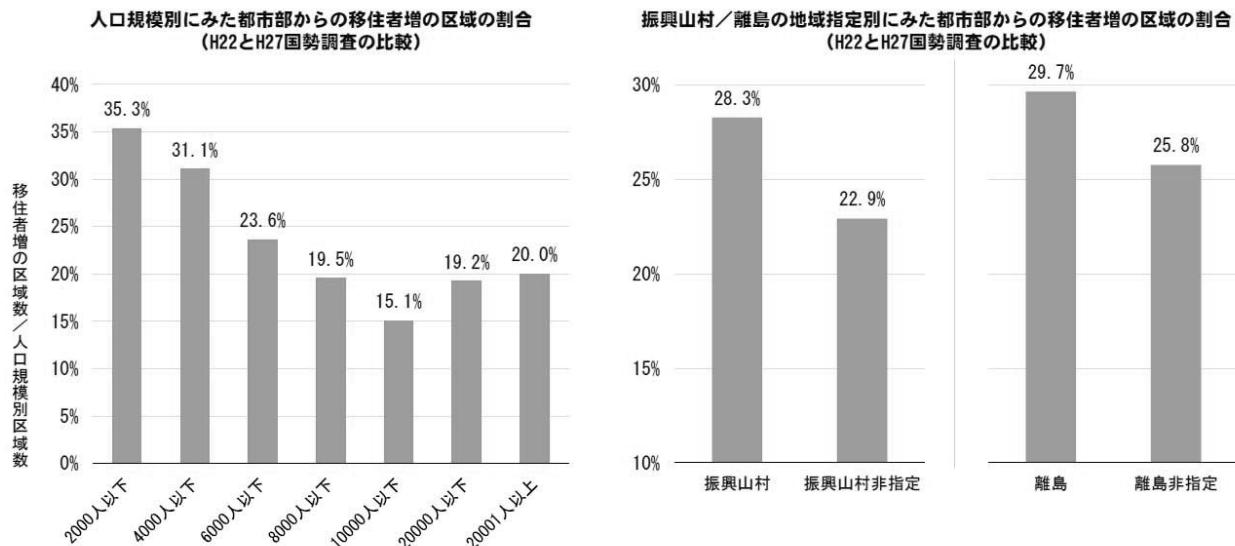
- 各国勢調査時点における都市部から過疎地域への移住者の増減を区域別にみると、H12国勢調査と比べた場合、H22国勢調査において都市部からの移住者が増加している区域は108区域(全区域数に占める割合は7.1%)であるのに対し、H22国勢調査とH27国勢調査を比較すると、397区域(同26.1%)となっており、都市部からの移住者が増加している区域数が拡大している。
- 地域ブロック別にみると、四国及び中国ブロックにおいて、ブロックの区域数に対する都市部からの移住者が増加した区域の割合が大きく増加しており、H27国勢調査についてみると、中国、四国及び沖縄ブロックにおいて、全体の30%を超える区域で都市部からの移住者が増加している。

(※)平成12年4月1日時点の旧市町村の区域を1区とする。



都市部からの移住者増の区域の割合 (人口規模別・振興山村／離島)

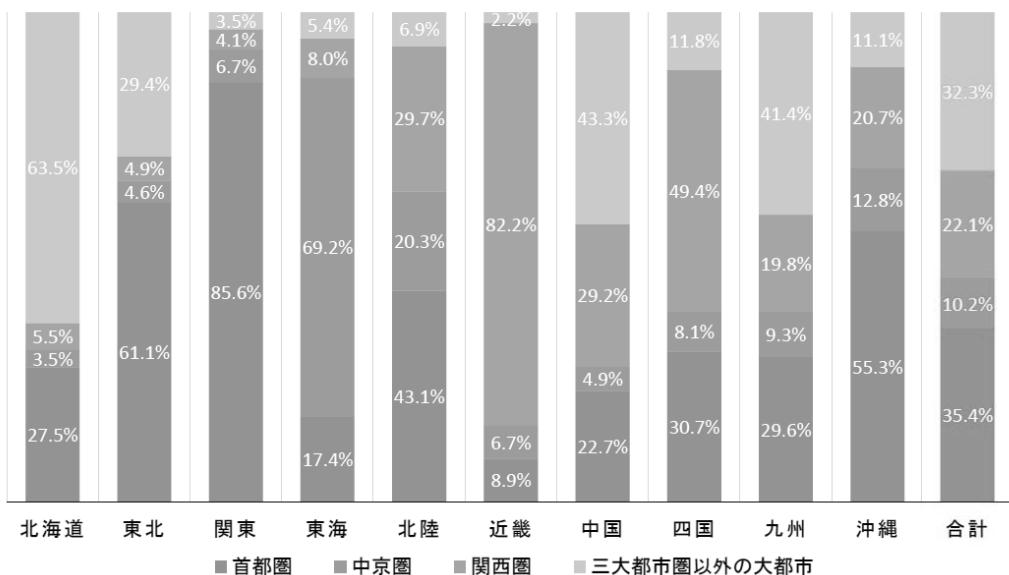
- H27国勢調査の移住者数をH22国勢調査と比較した場合において、都市部からの移住者が増加している区域を人口規模別にみると、人口規模の小さい区域の方が、都市部からの移住者が増加している区域数の割合が高い。
- 振興山村に指定されている区域及び離島地域において、H22国勢調査と比べたH27国勢調査における移住者数が増加している区域の割合は、それぞれの非指定地域(振興山村以外の区域、離島地域以外の区域)の割合よりも高くなっている傾向にある。



都市部から過疎地域への移住者の状況（移住前の地域）

- H27国勢調査における、都市部から過疎地域への移住者の移住前の地域は、首都圏、中京圏、関西圏がそれぞれ約35%、約10%、約22%となっており、残りの約32%を三大都市圏以外の大都市が占めている。
- これを地域ブロック別にみると、関東ブロックへは首都圏、東海ブロックへは中京圏、近畿ブロックへは関西圏からの移住者の割合が相対的に高くなっている。また、北海道ブロックでは三大都市圏以外の大都市からの割合が高く、東北及び沖縄ブロックでは首都圏からの割合が高くなっている。

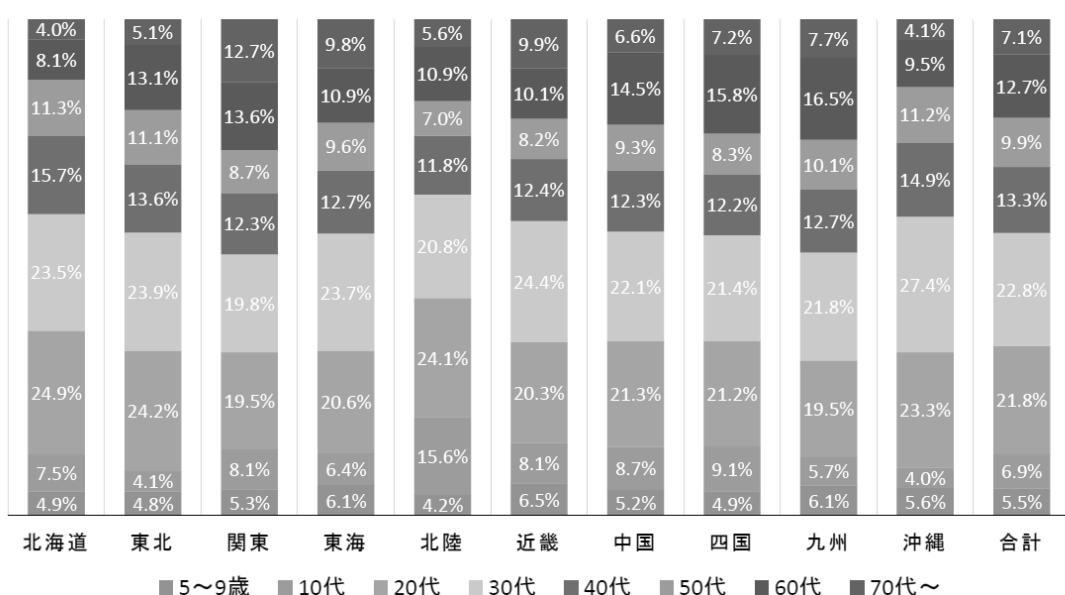
転入元内訳（地域ブロック別・H27国勢調査）



都市部から過疎地域への移住者の属性（年齢別）

- H27国勢調査における、都市部から過疎地域への移住者を年齢別にみると、20代及び30代の若年層が約45%と大きな割合を占めている。
- 地域ブロック別に年齢構成をみると、20代と30代の双方の占める割合が、全国の数値より高くなっているのは、北海道、東北及び沖縄ブロックである。

年齢別内訳（地域ブロック別・H27国勢調査）

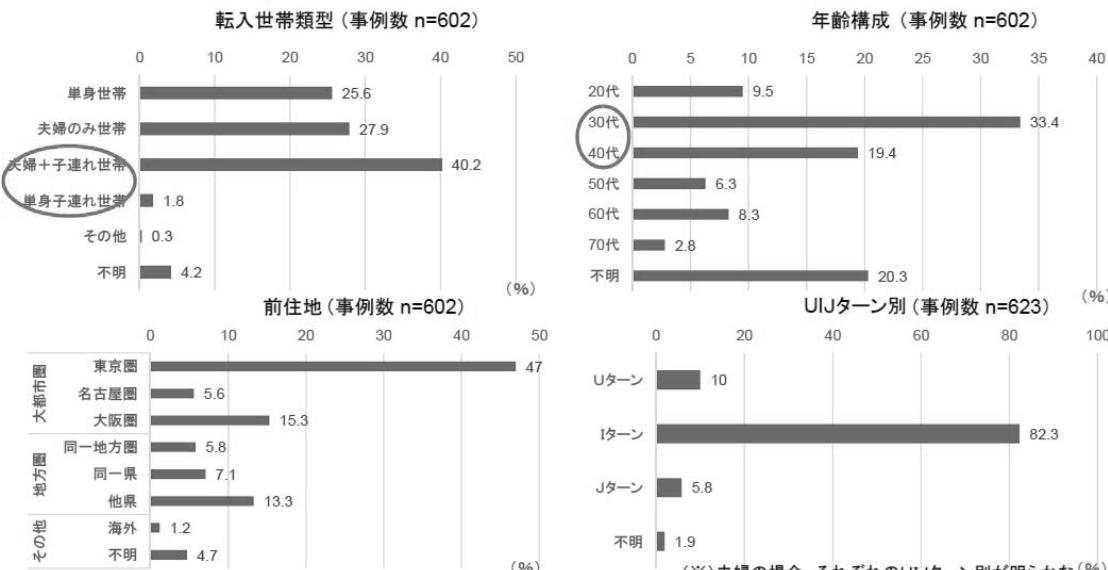


条件不利地域における近年の特徴的な移住事例

※国土交通省「第1回住み続けられる国土専門委員会」
配付資料より抜粋

- 近年の特徴的な移住事例(最大3つ)の回答を求めた。
- 報告された特徴的な移住事例における転入者の属性を分類整理すると、世帯類型では、約4割が子連れ世帯であり、次いで夫婦のみ世帯が約3割と最も多い。転入時の年齢をみると、30代の移住事例が約3分の1を占めており、40代とあわせると半数以上を占めている。

【調査概要: 対象市町村: 条件不利地域、対象市町村数: 1,042、回答市町村数: 307、事例数: 602(※)】

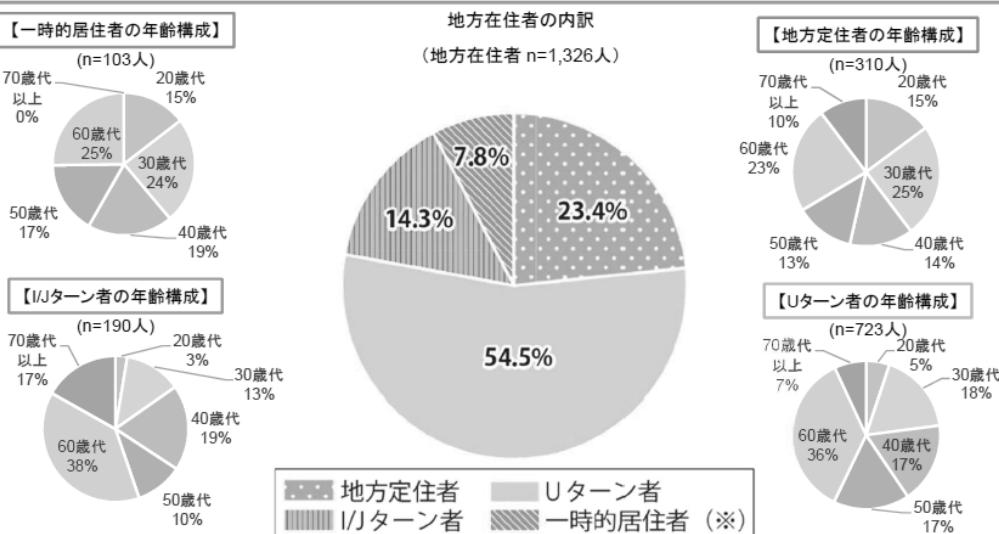


(※)夫婦の場合、それぞれのUIJターン別が明らかな場合はそれぞれカウントしたため、事例数は623件

(出典)過疎地域等の条件不利地域における集落の現況把握調査(国土交通省、平成28年3月)を基に作成。

地方在住者の内訳

- 地方在住者の内訳をみると、地方では、定住者が約23%、Uターン者が約55%、I/Jターン者が約14%となっており、一度も他の市町村に出て生活したことがない者は比較的少数であることが分かる。



用語の定義

- ・ 地方定住者: 現在の居住地が三大都市圏以外で、現在の居住地と出身の道県が一致し、他の市町村に住んだことがない者。
- ・ Uターン者: 現在の居住地が三大都市圏以外で、現在の居住地と出身の道県が一致し、他の市町村に住んだことがある者。
- ・ I/Jターン者: 現在の居住地が三大都市圏以外で、現在の居住地と出身の都道府県が一致しない者。
- ・ 一時的居住者: 都市に居住していた者が、自分・家族の転勤、家族の介護・看病、進学、避難等で、一時的に地方に居住している状況の者。

(出典)国土交通白書2015(国土交通省、平成27年6月)を基に作成。

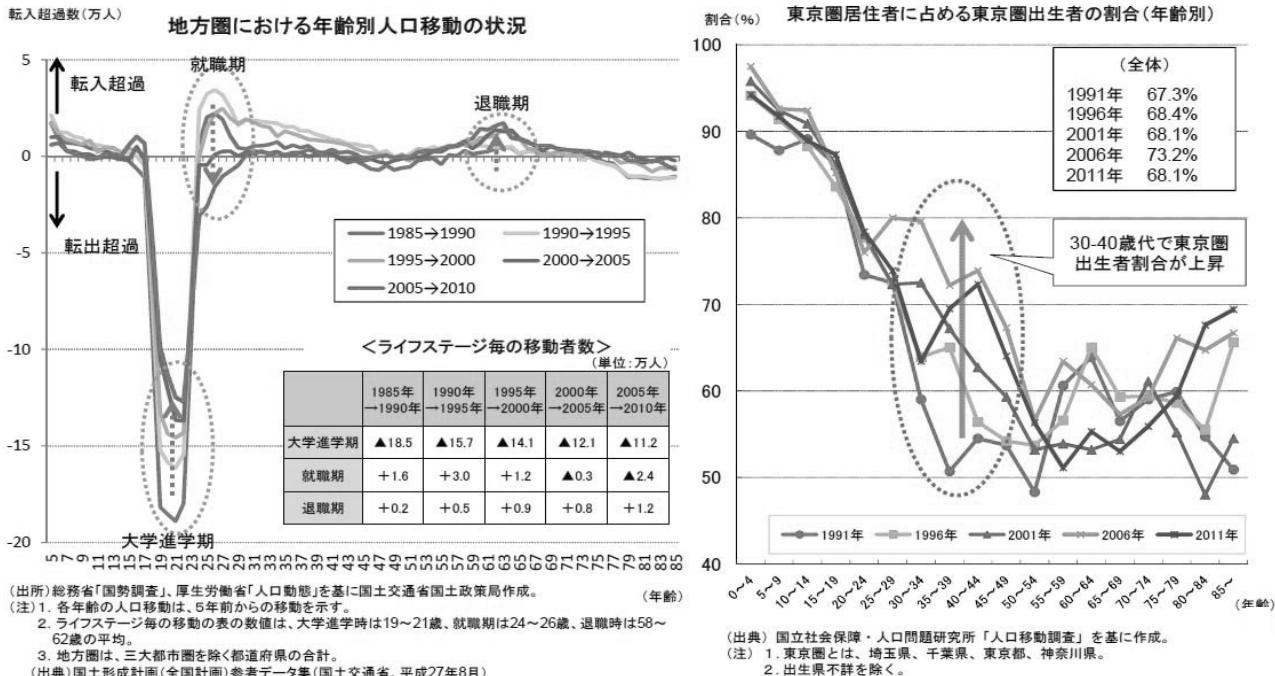
調査概要(国民意識調査、国土交通省)

1. 調査対象: 3,000人(20歳以上)
2. 調査方法: Webアンケート
3. 調査期間: 平成27年2月10日～平成27年2月11日

国土交通省「第1回住み続けられる国土専門委員会(資料7)」より抜粋

ライフステージでみた人口移動の状況

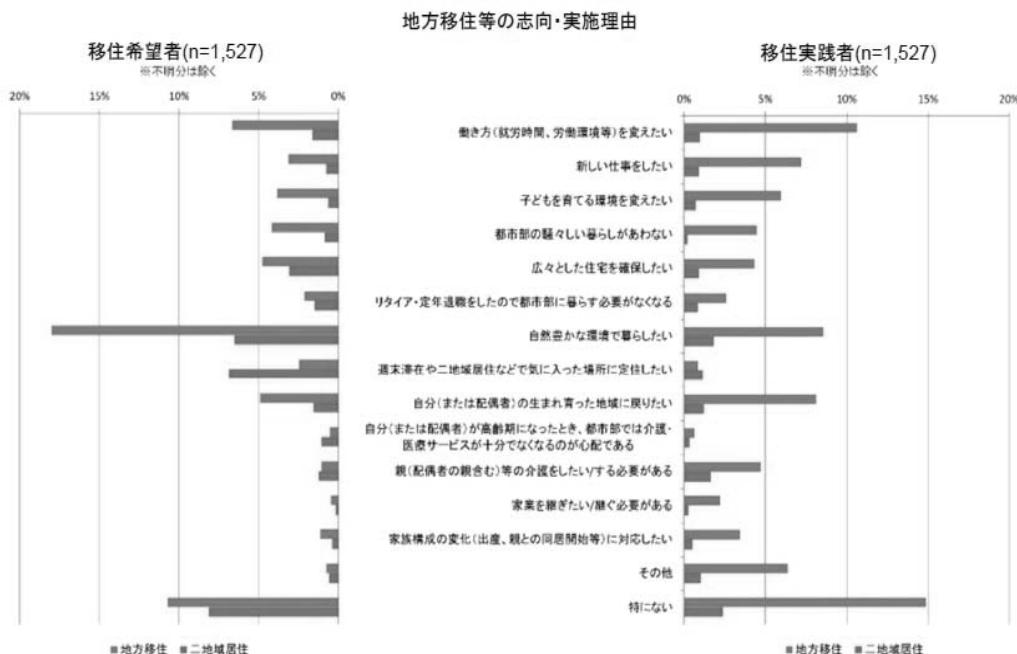
- 地方圏においては、進学期の人口流出が減少している一方で、就職期にはかつては流入超に転じていたが、最近は流出超となる傾向。一方で、退職期には、地方圏への人口流入が増加。
- 東京圏に居住する者のうち東京圏生まれの比率が特に30-40歳代で上昇。



国土交通省「第1回住み続けられる国土専門委員会(資料7)」より抜粋

地方圏への移住の理由

- 地方移住等の志向・実施理由について、移住意向者は「自然豊かな環境で暮らしたい」との回答が圧倒的に多いのに対し、移住実践者では「働き方を変えたい」、「新しい仕事をしたい」などの就労に関する回答や、親の介護、家族構成の変化への対応など、移住意向者に比べて多岐にわたる回答結果となっている。



(参考) 平成27年度 地方移住等の実践把握及び今後のあり方に関する調査(国土交通省、平成28年3月)を基に作成。

国土交通省「第1回住み続けられる国土専門委員会(資料7)」より抜粋

国勢調査人口と住民基本台帳人口との差異について

- 国勢調査と住民基本台帳は、人口の把握時点(1月と10月)や把握方法(届出地と居住地)が異なるなど、人口に差異が生じる。

	国勢調査	住民基本台帳に基づく人口等の調査
把握される場所	ふだん住んでいる場所(常住地)	生活の本拠(住所地)
把握方法	調査員による全数調査	住民票に記載の者の数の集計
把握時点	10月1日現在	1月1日現在

- 総務省統計局によると、両者の人口の差異の主要な要因は以下のとおり。

- (1) 年齢階級別に見ると差の大きい年齢層として、例えば15～24歳(高校・大学生)や高齢者層がある。

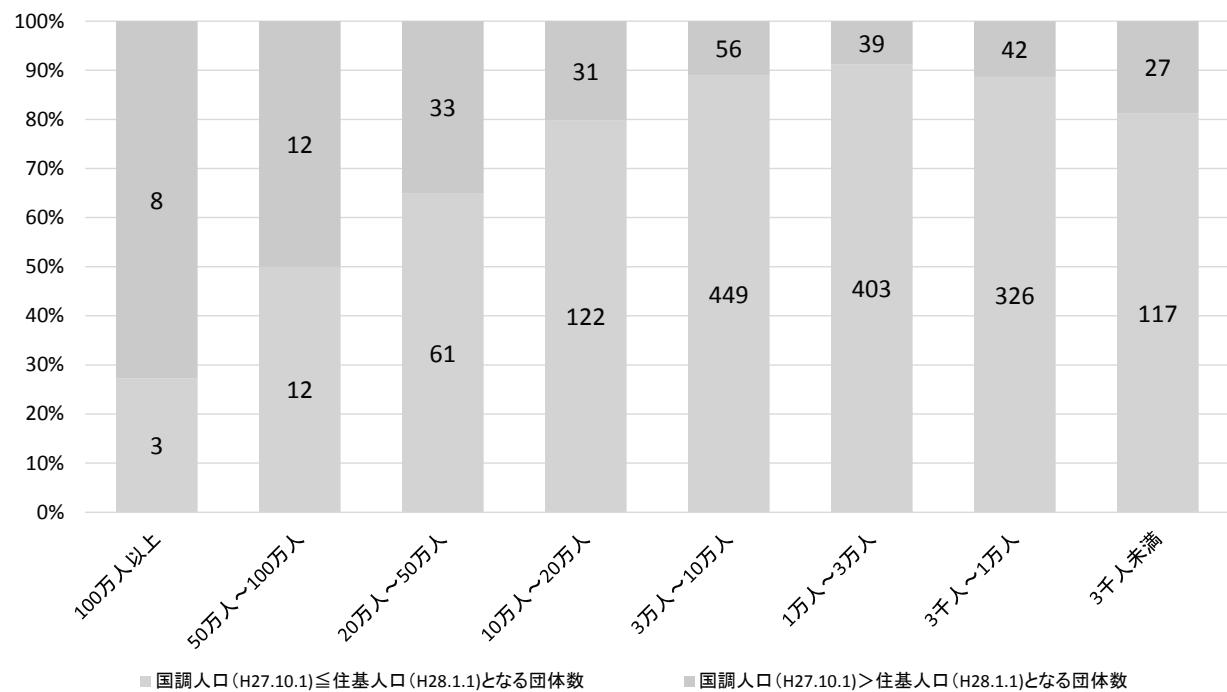
- | | |
|--|---|
| <div style="border-radius: 50%; background-color: #cccccc; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">15～24歳
(高校・大学生)</div> <div style="margin-top: 10px;"> ◆住基人口の方が多い:
 自宅から通学可能な高校がない市区町村の場合
 ◇住基人口の方が多い:
 大きな大学等のある市区町村の場合 </div> | <div style="border-radius: 50%; background-color: #cccccc; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">高齢者</div> <div style="margin-top: 10px;"> ◆住基人口の方が多い:
 入院できる病院や介護施設が少ない市区町村の場合
 ◇住基人口の方が多い:
 大規模な病院や介護施設がある市区町村の場合 </div> |
|--|---|

- (2) その他の特殊要因

- 災害により居住できなくなった場合、国調人口の方が少ない
- 矯正施設がある市区町村の場合、住基人口の方が少ない
- 建設・工事現場等で働く出稼ぎ労働者、単身赴任者などがいる市区町村の場合、住基人口の方が少ない傾向

国勢調査人口と住民基本台帳人口との差異がある団体数(人口規模別)

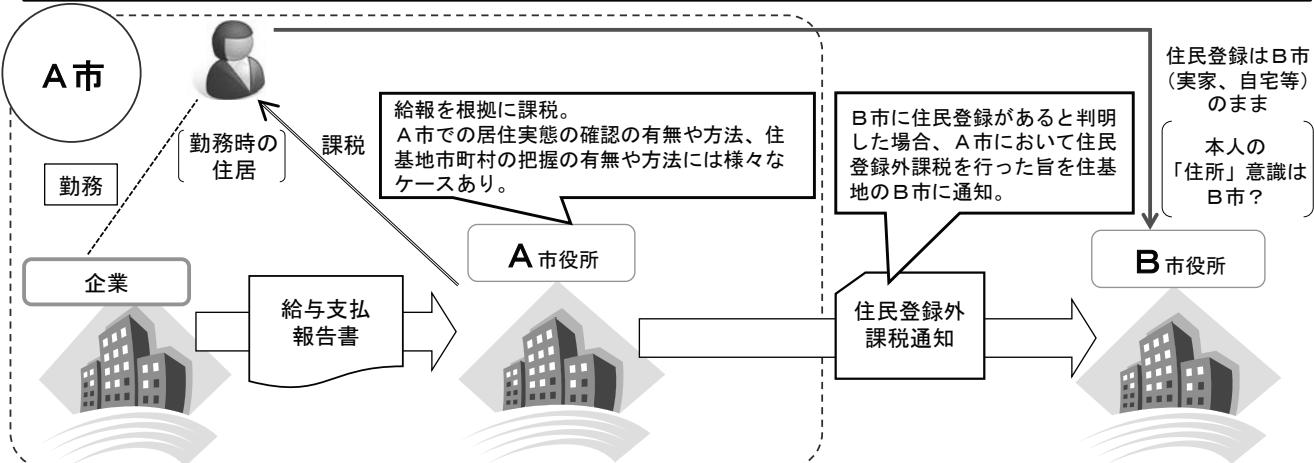
平成27年国勢調査人口(H27.10.1時点)と、直近の住民基本台帳人口(H28.1.1時点)を比較すると、人口規模の大きい団体においては、国勢調査人口の方が多く、人口規模が小さいほど住基人口の方が多い団体の割合が増えていく傾向にある。



住民登録外課税

平成27年度個人住民税検討会 資料より

市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第294条第1項）
ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課すことができる。この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている。



地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録している者とみなして、その者に市町村民税を課すことができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

平成27年度個人住民税検討会 資料より

住民登録外課税の実施状況について

(単位：人、枚、件)

	納稅義務者数 (a)	給報提出枚数	給与所得者数 (b)	住登外課税 件数(c)
A市	482,932	488,232	406,513	2,844
B市	585,874	774,199	474,380	2,684
C市	437,616	572,432	348,077	4,385
D市	1,763,867	2,262,476	1,410,720	50,981
E市	731,455	755,251	630,383	6,311
F市	262,996	460,000	370,000	2,288
G市	361,655	513,218	304,076	1,997
H市	1,046,523	1,533,964	897,282	9,335
I市	597,178	917,871	-	13,900
J市	335,105	378,357	216,523	1,793
K市	534,353	741,825	429,437	4,965
L市	395,444	393,840	312,840	3,695
M市	671,067	983,653	551,020	15,897
N市	329,621	325,000	259,456	4,100
14市計	8,535,686	11,100,318	6,610,707	125,175

※A市～N市は政令市

※結果には一部概数を含む

※「-」は不明または未集計

(出典：平成27年2月 総務省「給与支払報告書の住民基本台帳上の住所での課税の徹底についての意見照会」結果)

⇒ 住登外課税を実施している割合 $(c/a) = 125,175/8,535,686 = 1.5\%$

給与所得者である納稅義務者に対する住登外課税の割合 (b/a)

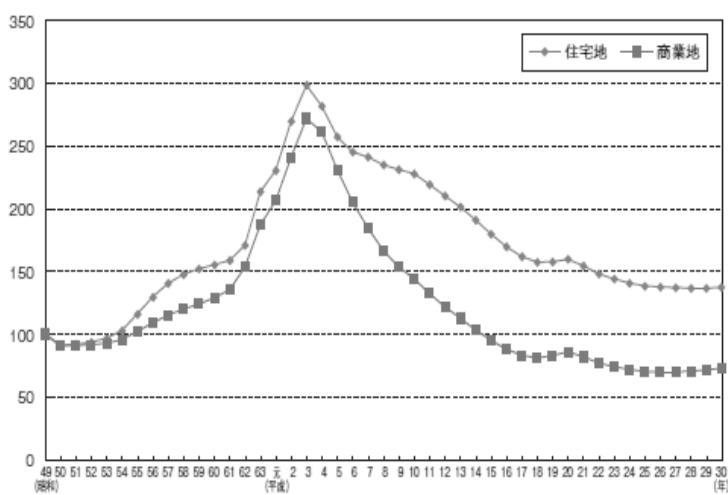
$= 125,175/6,610,707 = 1.9\%$

2 土地利用、都市のあり方

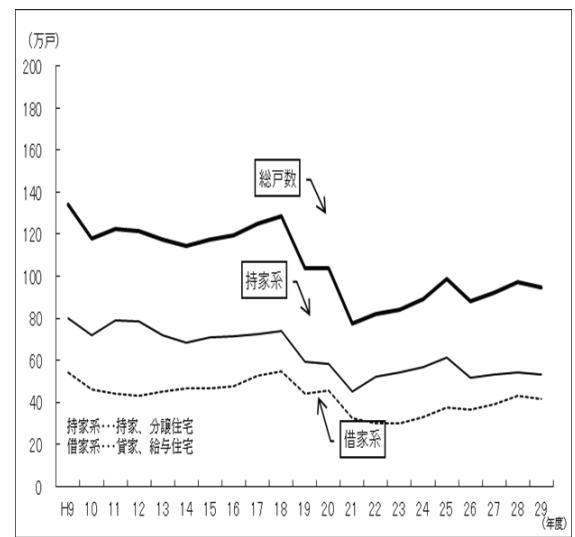
地価及び新設住宅着工戸数の推移

- 地価は平成3年以降長期的にみると減少傾向にある。
- 新設住宅着工戸数は平成9年以降長期的にみると減少傾向にある。

地価の推移（全国）



新設住宅着工戸数の推移



資料：国土交通省「地価公示」

注：全都道府県を対象に調査が実施された昭和49年地価公示を100とし、各年の平均変動率を用いて指標化したものである

(出典)住宅着工統計(国土交通省)

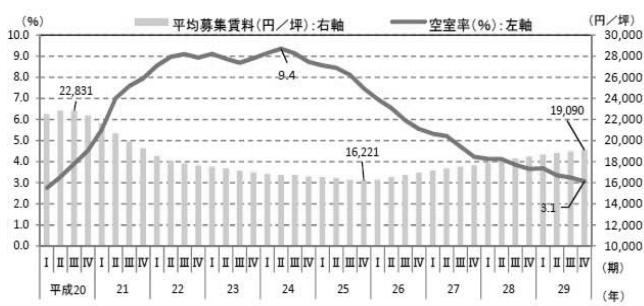
平成29年度の地価・土地取引等の動向

- 地価や新設住宅着工戸数は、長期的にみると減少傾向にある。

	全用途			住宅地			商業地		
	28公示	29公示	30公示	28公示	29公示	30公示	28公示	29公示	30公示
全 国	0.1	0.4	0.7	▲ 0.2	0.0	0.3	0.9	1.4	1.9
三 大 都 市 圏	1.1	1.1	1.5	0.5	0.5	0.7	2.9	3.3	3.9
東 京 圏	1.1	1.3	1.7	0.6	0.7	1.0	2.7	3.1	3.7
大 阪 圏	0.8	0.9	1.1	0.1	0.0	0.1	3.3	4.1	4.7
名 古 屋 圏	1.3	1.1	1.4	0.8	0.6	0.8	2.7	2.5	3.3
地 方 圏	▲ 0.7	▲ 0.3	0.0	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.1	0.5
※ 地方四市	3.2	3.9	4.6	2.3	2.8	3.3	5.7	6.9	7.9
そ の 他	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 0.4

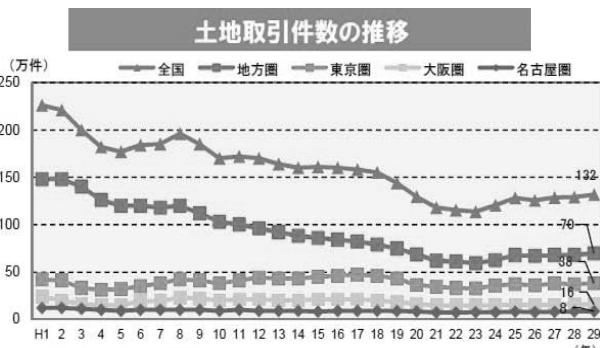
資料:国土交通省「地価公示」 地方四市は、札幌市・仙台市・広島市・福岡市を指す

オフィス市場:空室率・賃料の推移(東京都心5区)



資料:三鬼商事(株)

(出典)H30.6国土交通省報道発表概要資料「平成30年土地白書について」抜粋



マンション市場:平均価格とm単価(首都圏)

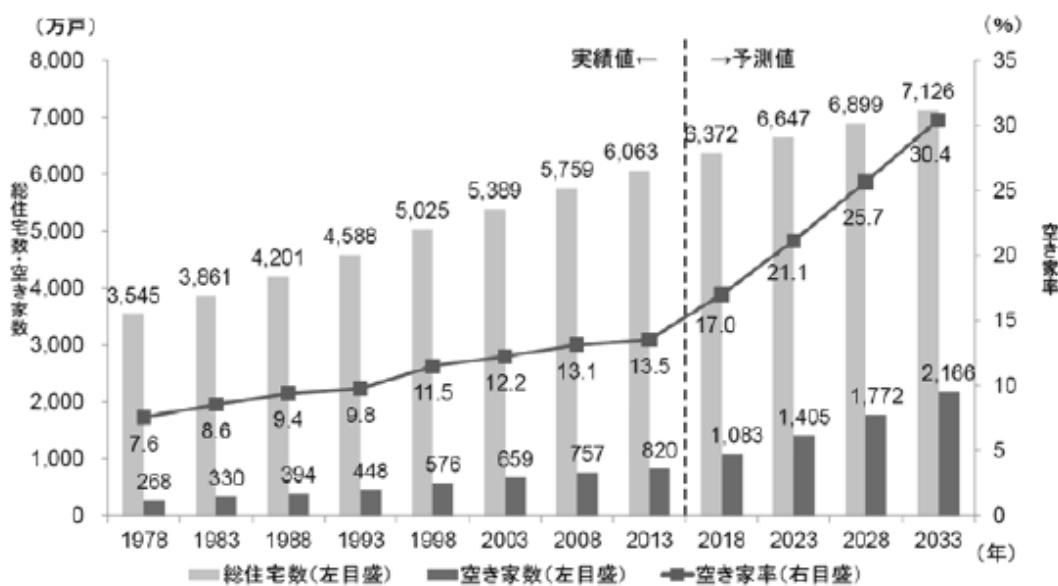


資料:㈱不動産経済研究所「全国マンション市場動向」

空き家の推移

- 空き家は増加を続けており、近年、増加ペースが加速している。
(2033年には、空き家数が約2,170万戸、空き家率が30.4%に増加するとの推計がある。)

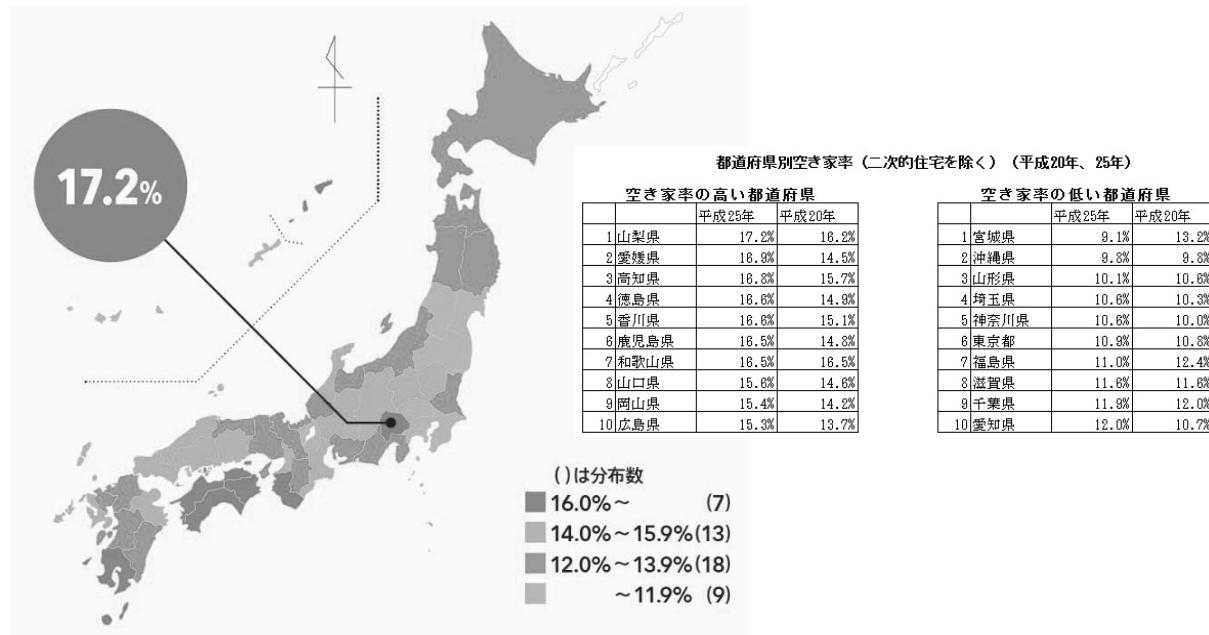
総住宅数、空き家数及び空き家率の実績と予測結果



出典)実績値は、総務省「平成25年住宅・土地統計調査」。予測値は野村総合研究所 NEWS RELEASE(2015年6月22日)

空き家率(都道府県別)

- 空き家率が最も高いのは山梨県の17.2%、愛媛県が16.9%、高知県が16.8%、徳島県と香川県が16.6%であった。
- 空き家率が最も低いのは宮城県の9.1%、次いで沖縄県が9.8%、山形県が10.1%、埼玉県と神奈川県が10.6%であった。



(出展)平成25年住宅・土地統計調査

所有者不明土地の地帯別等の状況

平成28年度の地籍調査を実施した1,130地区(558市区町村)における土地所有者等の調査結果によると、登記簿のみでの所在不明の割合は、全体で20.1%であり、都市部(DID)では14.5%となっている。所在不明の割合としては、地帯別では林地が最も高くなっている。(なお、これらには、所有権移転等に伴う未登記の場合も含まれているため、最終的な所在不明の割合としては、全体では0.41%程度、都市部では0.38%程度と推計されている。)

(平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地帯別※2の調査結果				
	【 ()内の数字は調査対象筆数に対する割合、[]内の数字は登記簿のみで所在不明に対する割合】				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622, 608	79, 783	98, 775	200, 617	243, 433
① 登記簿上で所在確認	497, 549 (79. 9%)	68, 203 (85. 5%)	81, 610 (82. 6%)	166, 648 (83. 1%)	181, 088 (74. 4%)
② 登記簿のみでは所在不明	125, 059 (20. 1%)	11, 580 (14. 5%)	17, 165 (17. 4%)	33, 969 (16. 9%)	62, 345 (25. 6%)
要 因	②-1 所有権移転の未登記(相続)	83, 371 [66. 7%]	5, 152 [44. 5%]	10, 399 [60. 6%]	24, 375 [71. 8%]
	②-2 所有権移転の未登記(売買・交換等)	1, 192 [1. 0%]	30 [0. 3%]	198 [1. 2%]	786 [2. 3%]
	②-3 住所変更の未登記	40, 496 [32. 4%]	6, 398 [55. 3%]	6, 568 [38. 3%]	8, 808 [25. 9%]
③ 最終的に所在不明	2, 526 (0. 41%)	304 (0. 38%)	134 (0. 14%)	689 (0. 34%)	1, 399 (0. 57%)
参考:筆界未定	10, 140 (1. 6%)	2, 014 (2. 5%)	1, 438 (1. 5%)	2, 264 (1. 1%)	4, 424 (1. 8%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

※2 1調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

国土交通省「国土審議会 第1回土地政策分科会特別部会」資料より

所有者不明土地に係る固定資産税の支障事例

○神戸市の場合(第1回所有者不明土地問題研究会 神戸市提出資料より)

固定資産税の賦課徴収について

(事例1) 土地の所有者が不明な場合として、①納税義務者の住所や存在(生死)が不明の場合、②納税義務者が死亡(消滅)し相続人等が不存在で管理人等も選任されていない場合があり、このような場合は納税通知書を送付することができない。所有者不明件数は年々増加傾向にあり、課題となっている。

(事例2) 所有者不明(居所不明・死亡後の相続人不明を含む)の土地については、所有者の調査等に大きな労力が費やされている。

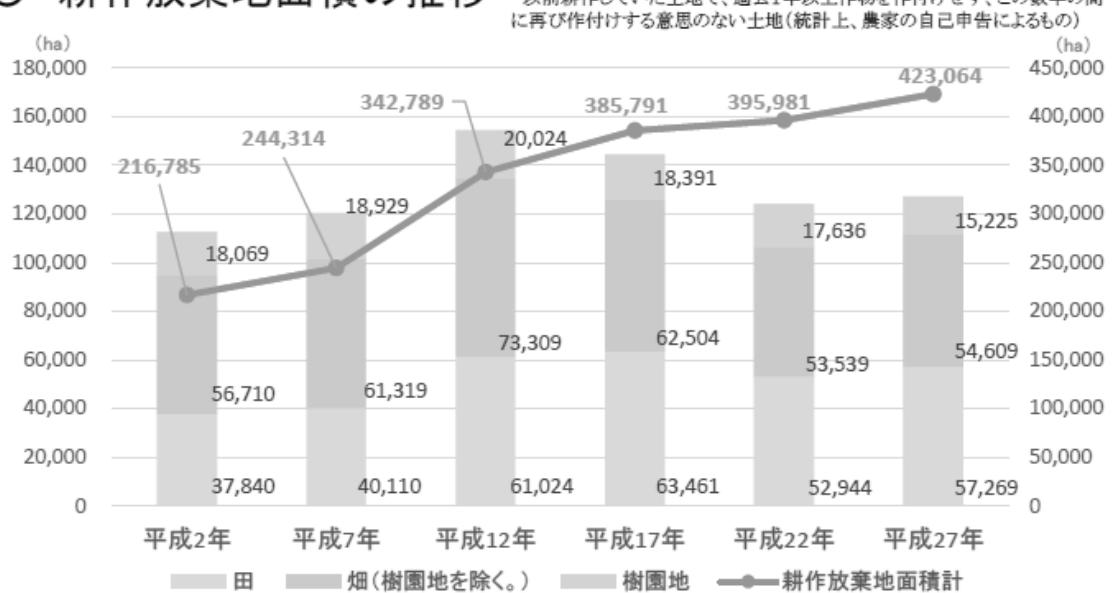
○岡山県高梁市の場合(第1回所有者不明土地問題研究会 高梁市提出資料より)

・課税業務で未相続の所有権者を確定する調査をしたにもかかわらず、不明の場合は未収金が増加する。ちなみに高梁市のH28年度における相続人不明又は無しによる公示送達所有者数は、29人、筆数=174筆、税額=452千円

耕作放棄地面積の推移

○ 耕作放棄地面積は増加傾向にある。

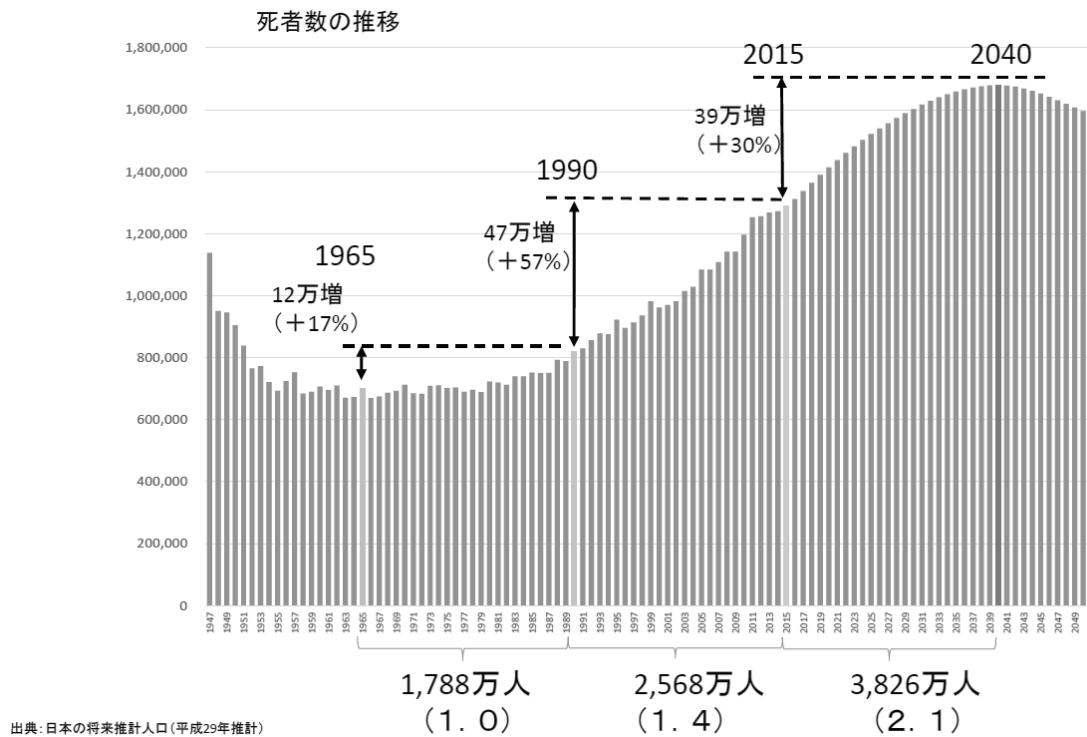
○ 耕作放棄地面積の推移



※「田」、「畠(樹園地を除く。)」、「樹園地」は耕作放棄地面積のうち販売農家に係る分を集計
(出典)農林水産省「農林業センサス」、「荒廃農地の現状と対策」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する資料(農林水産省HP)」をもとに作成

相続の機会の推移

- 2015年～2039年の死者数は1965年～1989年の2倍以上となり、相続の機会は増加する。

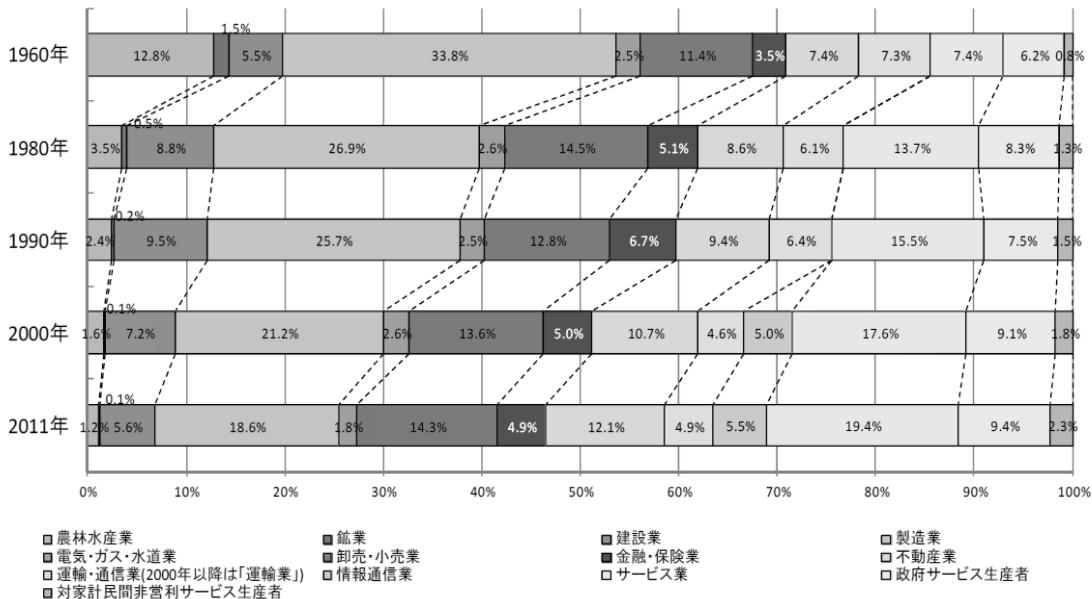


3 企業の活動、組織形態

産業構造の変化(産業別構成比)

- 過去50年間をみると、サービス産業化が進展するなど産業構造が大きく変化。

産業別構成比の推移(全国)



(出典)内閣府「国民経済計算」より作成。

(注)1. 1960年は68SNA(昭和55年基準)、1980、1990年は93SNA(平成12年基準)、2000、2011年は93SNA(平成17年基準)による暦年値。

2. 2000、2011年については、「運輸・通信業」を「運輸業」、「情報通信業」に分割している。「情報通信業」には、従来の分類における「通信業」に加え、「製造業」に分類されていた「出版業」、「サービス業」に含まれていた「情報サービス業」、「放送業」等が含まれる。

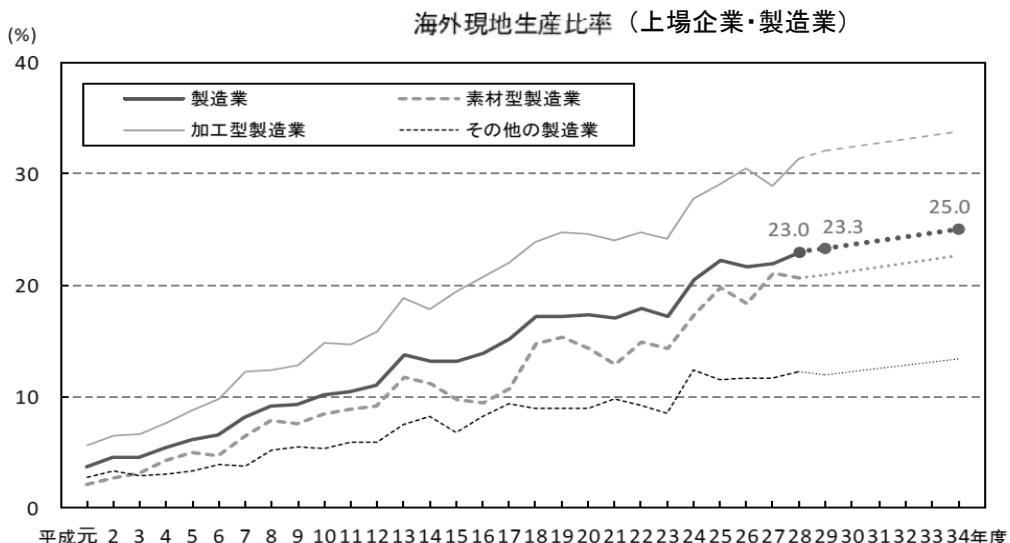
3.「不動産業」には、持ち家の帰属家賃が含まれている。

国土交通省国土政策局資料 国土政策関連データ
(過去50年間の推移等) (平成29年1月25日)を一部加工

企業活動の変化(製造業のグローバル化)

- 製造業における海外現地生産の割合は上昇し続けており、総生産高に占める割合は23%に上る。

海外現地生産比率=海外現地生産による生産高／(国内生産による生産高+海外現地生産による生産高)



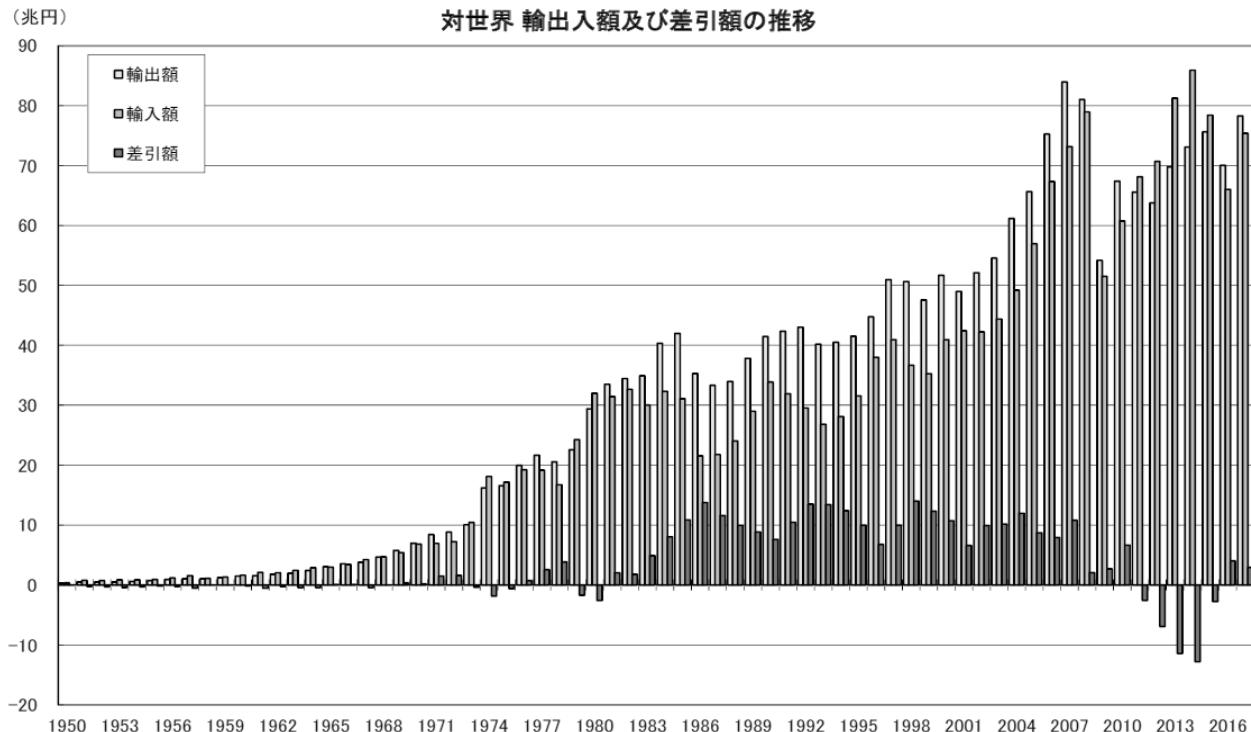
注1) 平成 29 年度は実績見込み、34 年度は見通しを表し、それ以外の年度は、翌年度調査における前年度の実績を表す（例えば、平成 28 年度の値は、平成 29 年度調査における「平成 28 年度実績」の値）。

注2) 海外現地生産比率を 0.0% と回答した企業を含めた単純平均である。

(出典)「平成29年度企業行動に関するアンケート調査結果」平成30年3月2日内閣府

企業活動の変化(輸出入の状況)

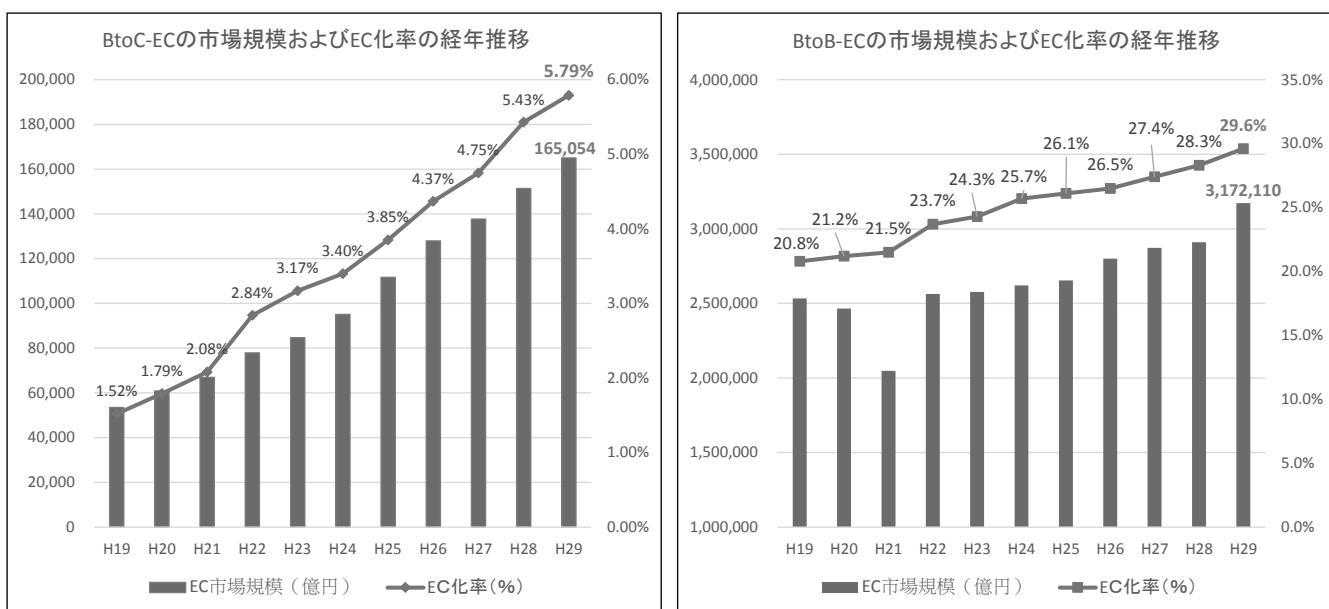
- 我が国の輸出・輸入とともに、長期的に拡大しているとともに、近年輸入が超過する時期も生じている。



(出典)「貿易統計」財務省HP

企業活動の変化(電子商取引)

- 電子商取引は年々拡大し、市場規模も300兆円を超える規模に達している。

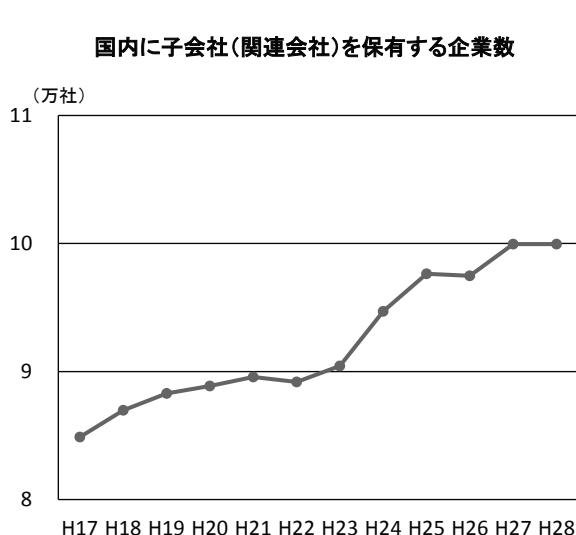


(出典)「電子商取引に関する市場調査」(経済産業省)をもとに作成

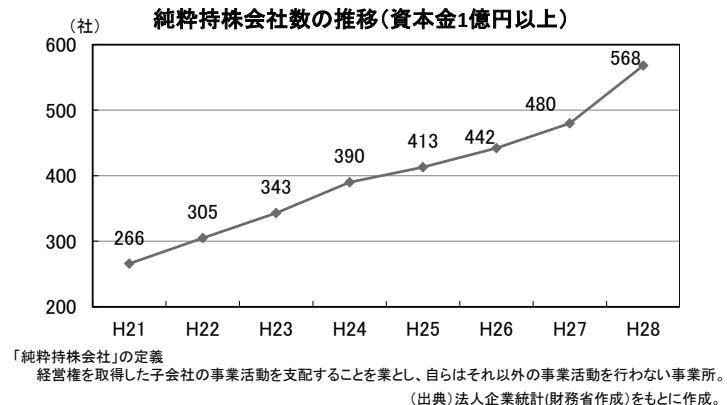
※ BtoCに関しては、「通信利用動向調査（総務省）」によると、世帯のインターネット普及率は、H19以降、90%前後で推移しており、BtoCの拡大は、消費者の購買行動がインターネットにシフトしていることを表すものと考えられる。

企業組織の変化(分社化、持株会社化)

- 子会社を保有する企業数(分社化等)は、増加している。
- 持株会社化は、年々進行している。



(出典)企業活動基本調査(経済産業省)



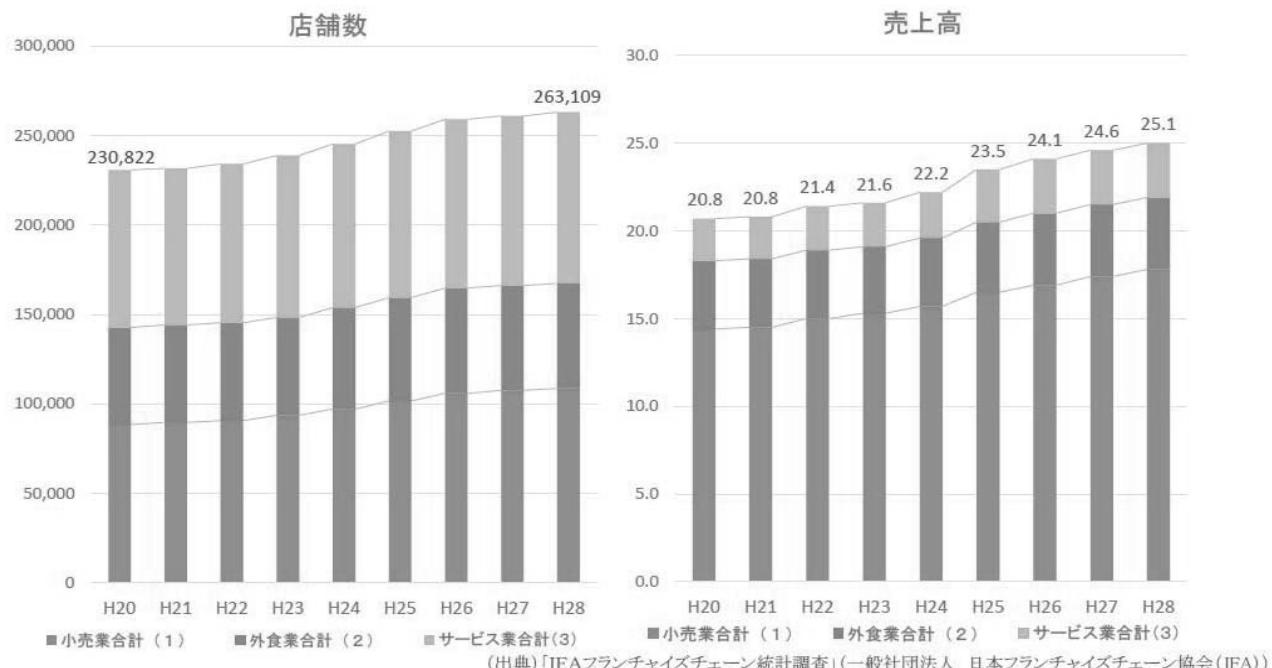
「持株会社」(※)の数の推移

(※) ここでは個社ごとに会計上の「単体関係会社株式・単体総資産」が50%を超えているものを「持株会社」と考えて計算。独禁法上の定義と類似しているが、子会社の他に関連会社を含んでいることや、海外子会社を含んでいることなど、一部差異がある。また、純粋持株会社に加え、いわゆる重複持株会社も含んでいる。



企業組織の変化(フランチャイズチェーンの拡大)

- 平成28年度のフランチャイズチェーン店舗数は、26万3,109店舗となり、平成21年度以来、8年連続の増加。
- フランチャイズチェーンによる売上高は、25兆974億円となり、平成22年度以来、7年連続の増加。

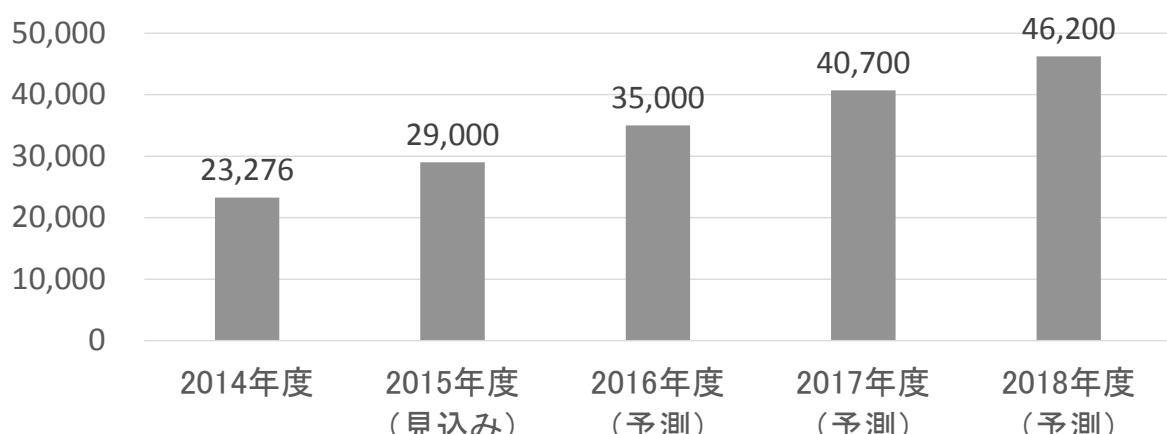


シェアリングエコノミーの市場規模等

- ・ シェアリング・エコノミーとは、個人等が保有する遊休資産等をインターネットを介して他者も利用可能とする経済活性化活動。我が国における市場規模は、2014年度には233億程度であったが、2018年度には462億に拡大する見通し。
- ・ 普及の背景（「H28情報通信白書」より）
 - ・ インターネットの普及により個人間の取引費用が下がったこと
 - ・ とりわけスマートフォンの普及によりこうしたサービスを利用する場所や時間の制約が緩和されたこと
 - ・ シェアリング・エコノミーのプラットフォームとソーシャルメディアとを連携させることで個人間のニーズのマッチングや信頼性の担保強化が可能となっていること等

(単位:百万円)

シェアリング・エコノミー国内市場規模の予測



出典：総務省「H28情報通信白書」より作成

主なシェアリングエコノミーの分類及び事業者

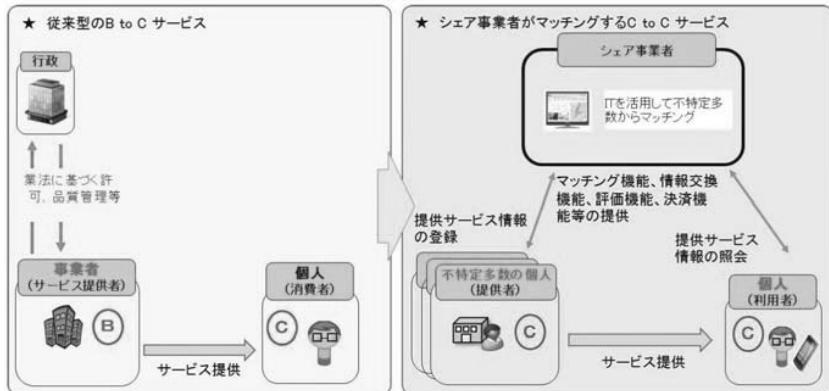


(出典)内閣官房「第1回シェアリングエコノミー検討会議」（一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出資料）より

シェアリングエコノミーの主な特徴

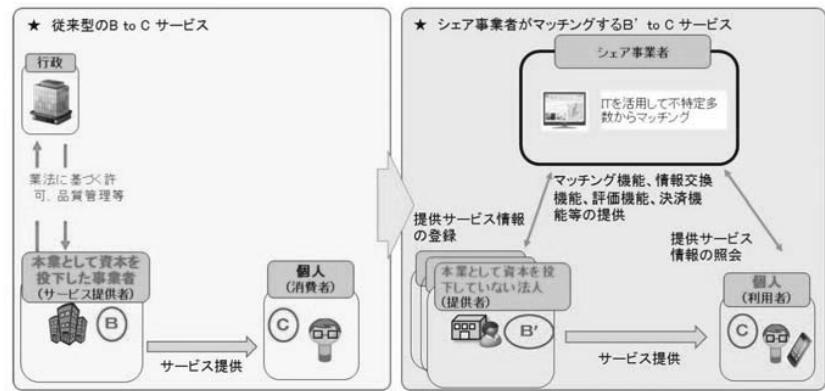
(1) B to C から C to C へ

インターネット上でマッチング機能を提供する事業者(シェア事業者)を介して、不特定多数の個人がサービスを提供し、不特定多数の個人がそのサービスの提供を享受する形態(CtoC)が基本



(2) プロのサービスからアマチュアのサービスへ

提供者が法人である場合であっても、基本的には、当該サービス提供について本業として資本を投下していない(当該サービス提供についてプロではない)法人が、シェア事業者を介して、利用者にサービスを提供する形態となっている。



(出典)シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書より

**資料3 企業組織・経営に関する実態
調査結果**

調査概要

- 調査目的
「平成30年度 地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方にに関する調査研究」においては、人口減少や急速な高齢化の進行、経済のグローバル化、情報通信技術の革新等に伴う企業活動の広域化、多様化等といった経済社会構造の変化の実情を総合的に把握し、今後の地方税制度において生じることが見込まれる課題について、論点を整理するとともに、それらを踏まえた地方税制のあり方等について調査・研究を行い、これらの課題に対応していくための方策を探ることとしている。我が国の経済社会構造の変化のうち企業活動の状況については、企業に実態調査を行うことで、組織形態や財・サービス提供形態の変化等の実態を把握し、調査・研究の基礎資料として集計、分析等を行う。
- 調査方法：インターネット調査
- 調査対象

共通条件：全国・資本金1億円以上の下記業種分類企業4200社

産業分類	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	金融業、保険業	不動産業、賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	卸売業、小売業
発送数	283	1377	62	372	240	242	379	121	178	946

＜内訳＞

- 上記共通条件企業のうち、平成28年度売上位500社
- 平成28年経済センサス活動調査の業種別状況比率に応じた3700社(①の条件を除く)

4. 回収状況：422社 / 回収率10.05%

業種別	企業数	業種別	企業数	業種別	企業数
建設業	39	インターネット附随サービス業	3	小売業	32
製造業	115	映像・音声・文字情報制作業	3	金融業	28
電気業・ガス業	21	鉄道業	5	保険業	5
通信業	1	倉庫業	6	不動産業	25
放送業	11	その他の運輸業	15	飲食サービス業	8
情報サービス業	24	卸売業	51	サービス業	30

5. 調査期間

2018年7月9日～7月26日

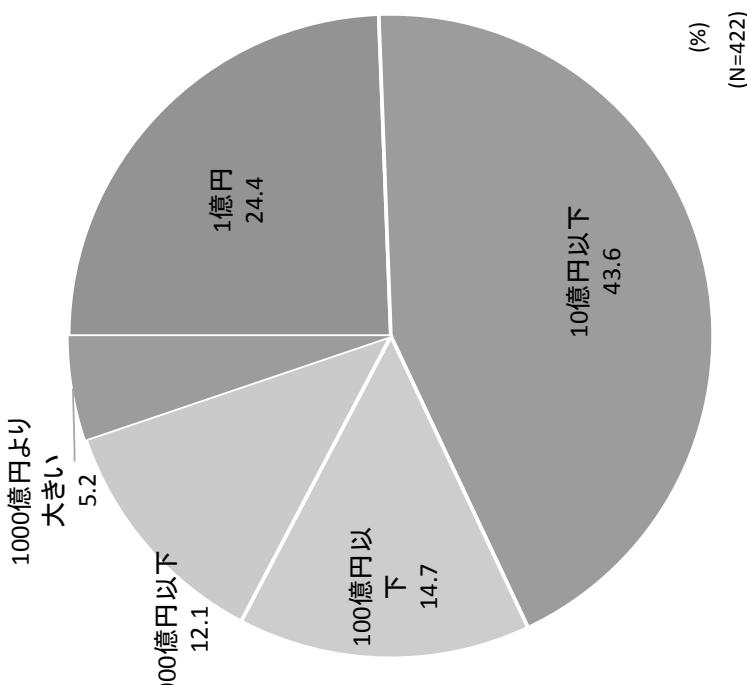
2018年8月3日まで調査期間延長

6. 調査主体：総務省自治税務局

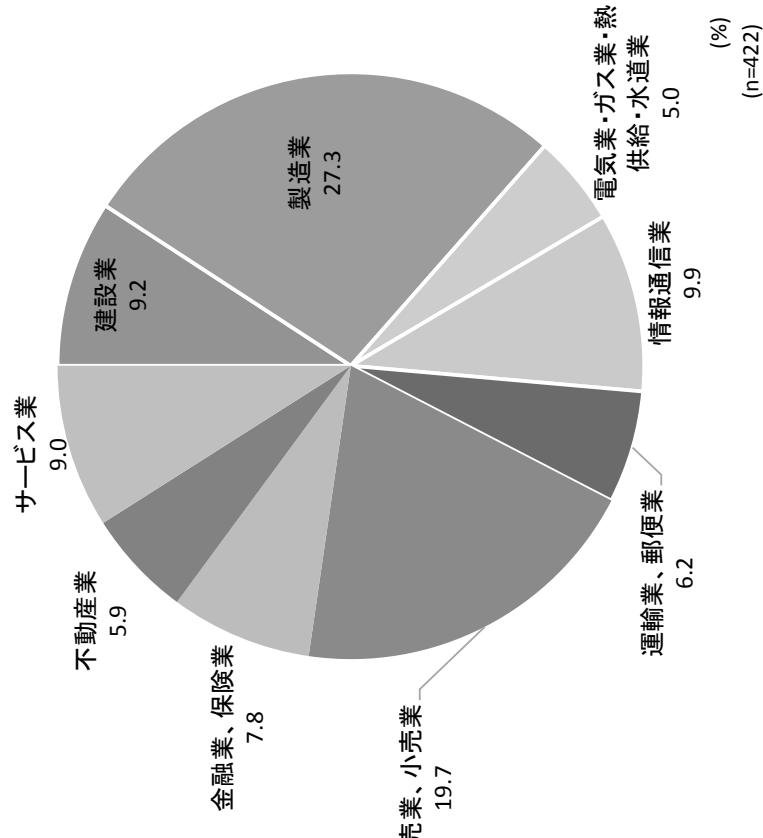
7. 調査実施機関：株式会社日経リサーチ

回答企業属性

資本金



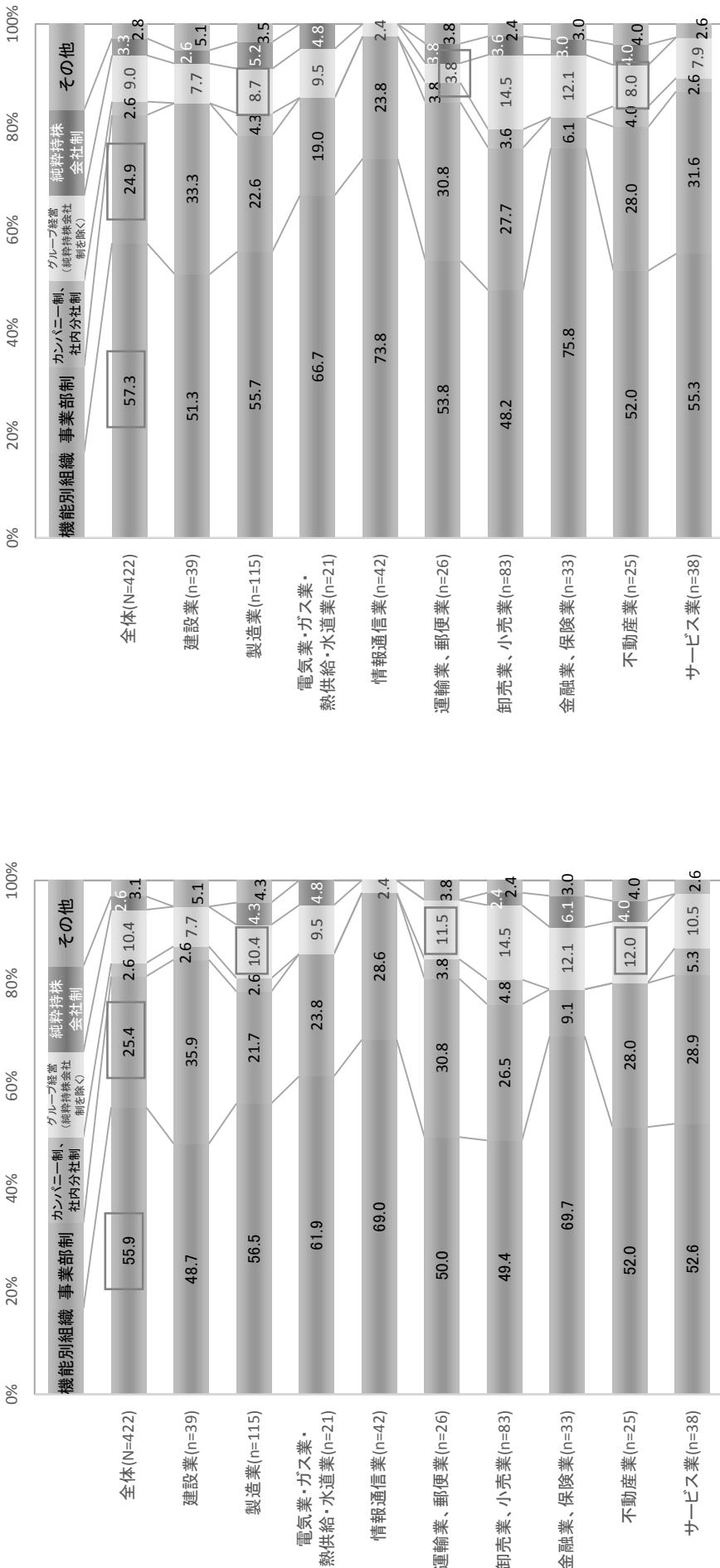
業種



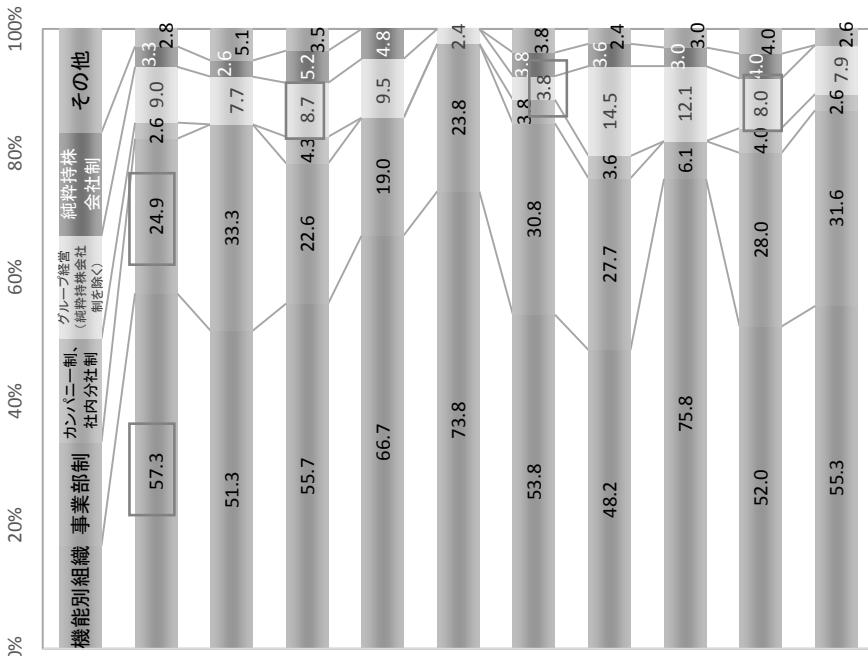
(1) 組織形態の変化

平成28(2016)年度の組織形態と10年前の平成19(2007)年度の組織形態を比較した。
 全体では「機能別組織」が平成19(2007)年度は57.3%、平成28(2016)年度は55.9%といずれも最も多く、次いで「事業部制」が平成19(2007)年度は24.9%、平成28(2016)年度は25.4%となつている。
 全体の傾向については10年前と大きな差はないものの、「製造業」「運輸業・郵便業」「不動産業」「サービス業」で若干増加している。

平成28(2016)年度の組織形態



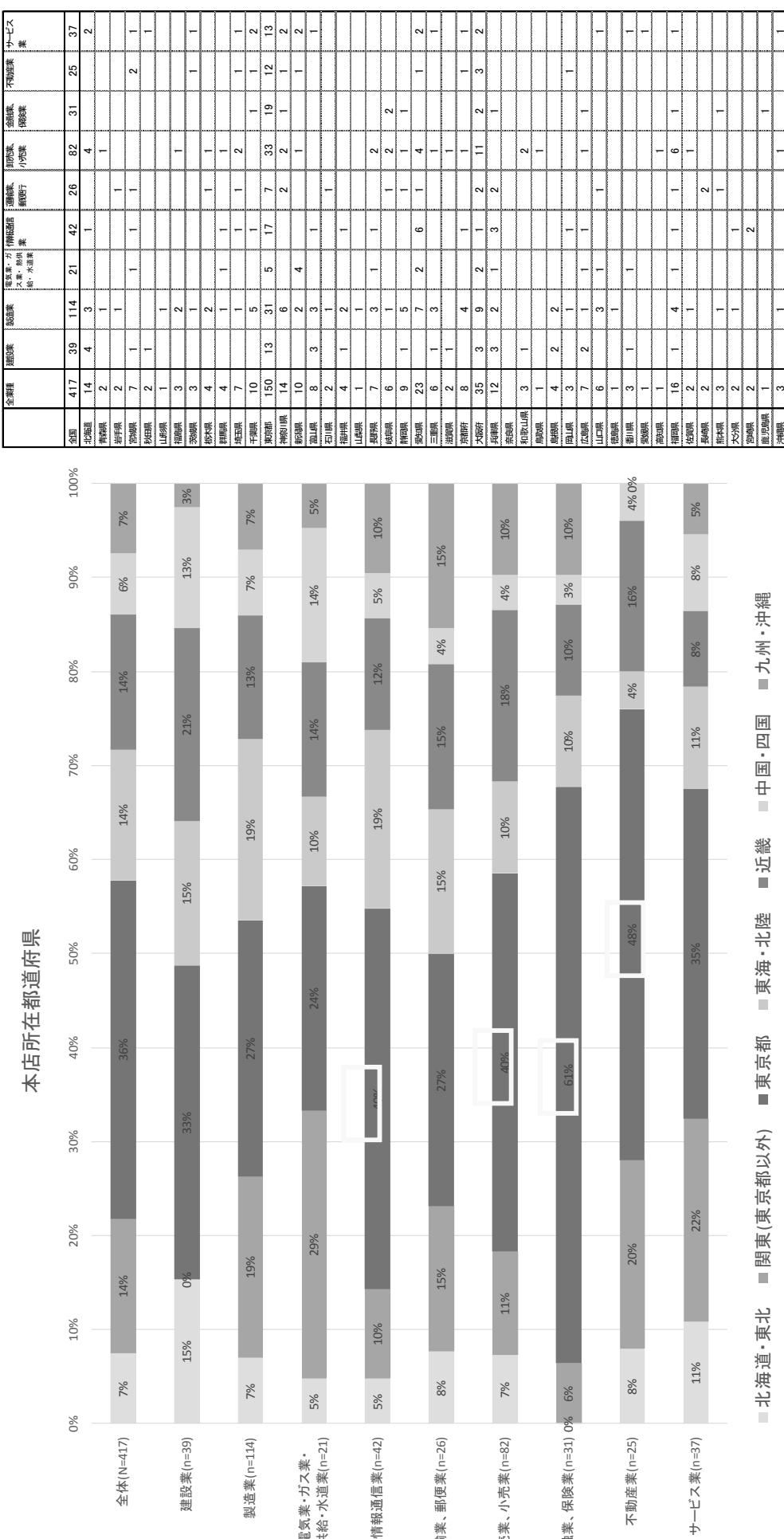
平成19(2007)年度の組織形態



(2) 本店所在地の地域別分布

平成28年度末の本店所在地は、全体では「東京都」が36.0%と最も多く、次いで「神奈川県」、「千葉県」を含む関東地方、「大阪府」、「兵庫県」を含む近畿地方、「愛知県」を含む東海・北陸地方がそれぞれ14%となっている。
業種別にみると、「金融業、保険業」、「不動産業」、「電気業・ガス業・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」では、「東京都」に本店が所在するご回答した社は30%未満となっており、関東、近畿、東海とそれぞれに本社所在地が分散する回答となった。

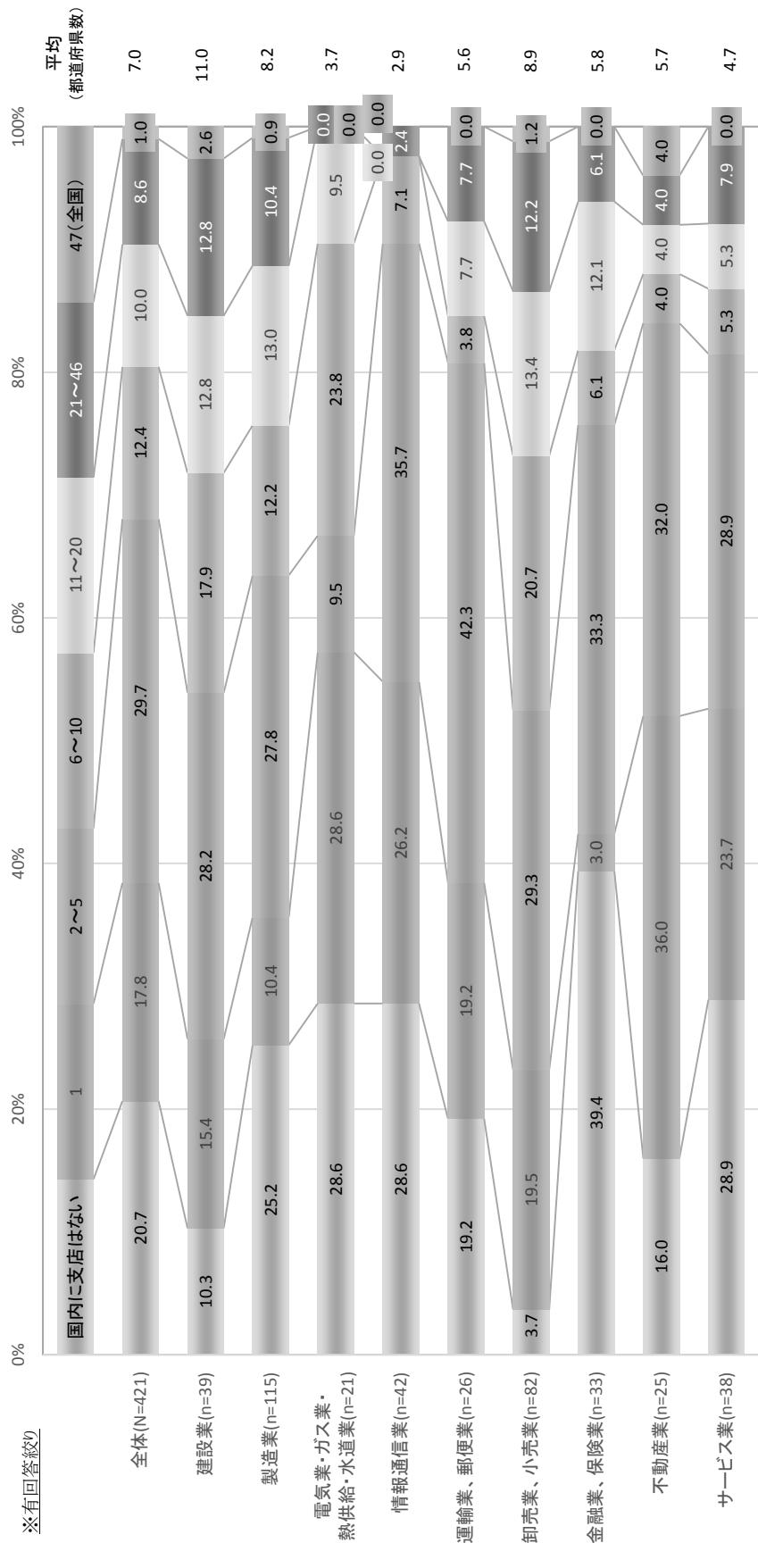
なお、本調査では、本店の所在地としては、「ほぼ全都道府県に回答があつた。都道府県別の本店所在の回答としては、「東京都」が150社と特に多く、次いで「大阪府」35社、「愛知県」23社、「福岡県」16社であった。



(3) 支店の所在都道府県数の分布状況

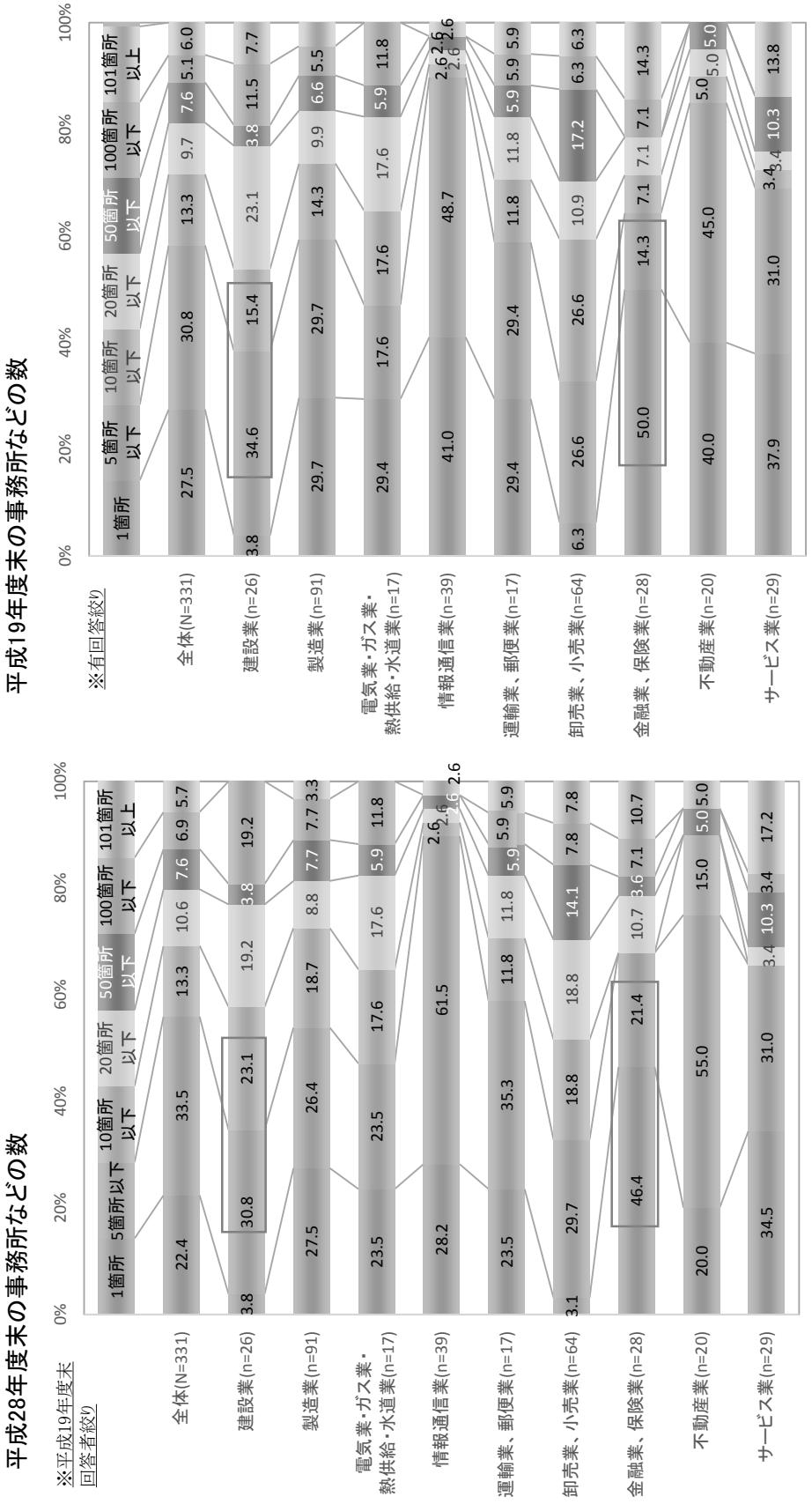
平成28年度末の国内にある支店・事務所が所在する都道府県については、5都道府県以下(国内に支店がない場合を含む。)との回答があつた社が全体の68.2%に上つた。他方、「47都道府県(全国)」の各都道府県に支店を有する企業は全体では10.0%程度であった。業種別にみると、「運輸業、郵便業」「不動産業」「サービス業」「金融業・保険業」では、75%~90%の企業が5都道府県以下となつており、支店・事務所数の分布都道府県数としても、平均して2~5都道府県となつた。一方、「卸売業・小売業」「建設業」及び「製造業」「建設業」「建設業」については、全回答の平均よりは多くの都道府県にわたつて支店を有している回答があつた。

平成28年度末「支店・事務所」



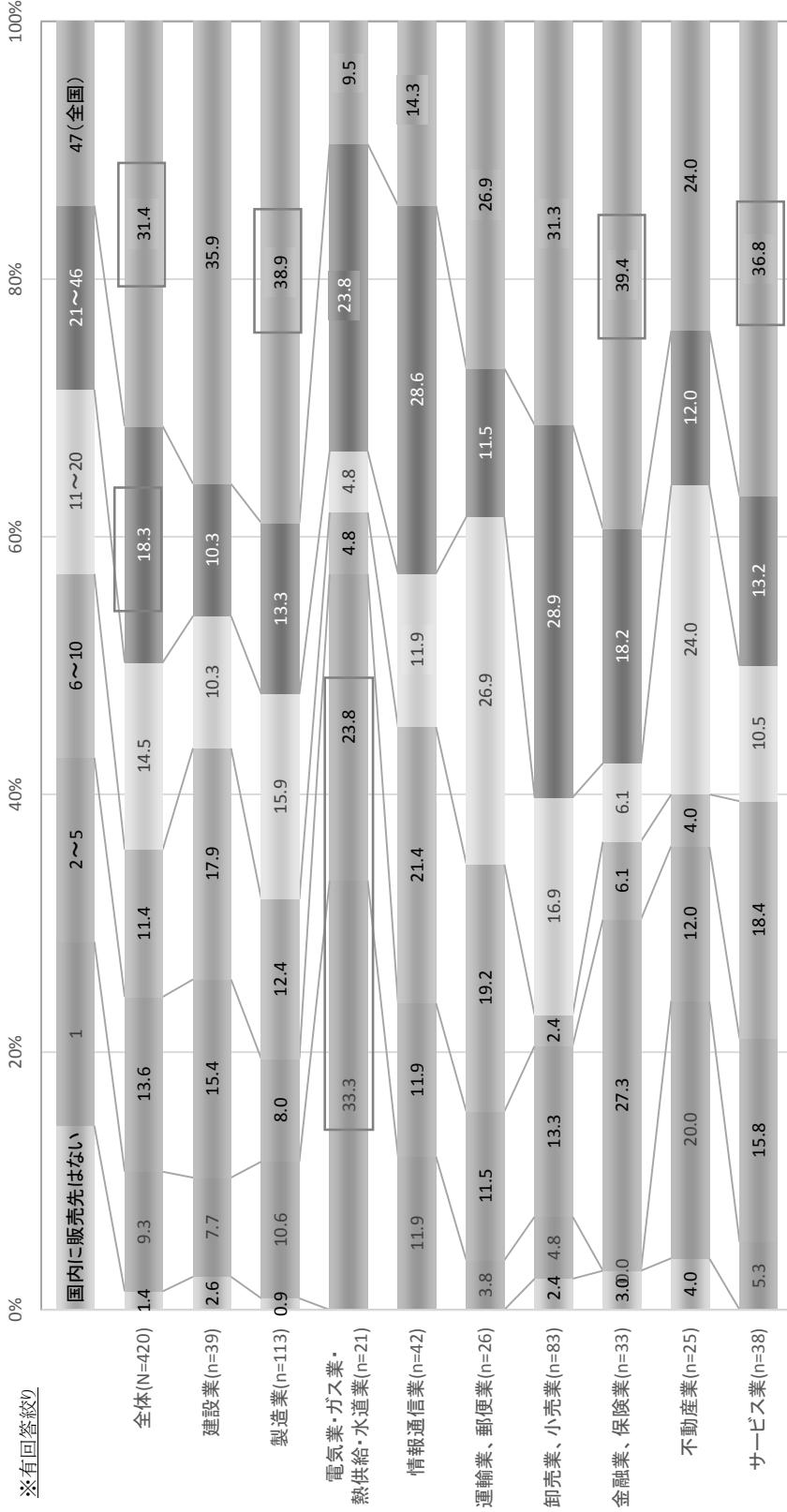
(4) 事務所数の変化

平成28(2016)年度の事務所の数と10年前の平成19(2007)年度の事務所数を比較した。全体では、大きな変化は見られなかつたものの、業種別に見ると、「建設業」や「金融業、保険業」で若干の減少傾向が見られた。また、「情報通信業」では5箇所以下の事務所数を有する社が、平成19年度末においても、平成28年度末と同様に回答企業全体の9割程度に上っていた。なお、1社あたりの平均事務所数の変化で見ると、「金融業、保険業」が△4社となる一方、「不動産業」や「卸売業・小売業」では事務所数を増加させる回答が多数を占めた。なお、サービス業における平均事務所数の減少が大きいのは、100箇所以上の事務所を保有する企業で、大幅な事務所数の減があつたことによる。



(5) 顧客の全国分布の状況

全体としては、半数以上の企業が、売上げの対象となる顧客が20以上の都道府県にわたると回答しており、全47都道府県に顧客が分布する回答した社は30%強であった。
特に「金融業・保険業」「製造業」「サービス業」では、顧客が47都道府県に分布していると回答した社が4割近くに及んでいた。
他方、「電気業・ガス業・熱供給・水道業」では、顧客分布が5都道府県以下という社が半数以上となつており、他業種に比べると、個社の顧客分布は比較的少數となっていた。



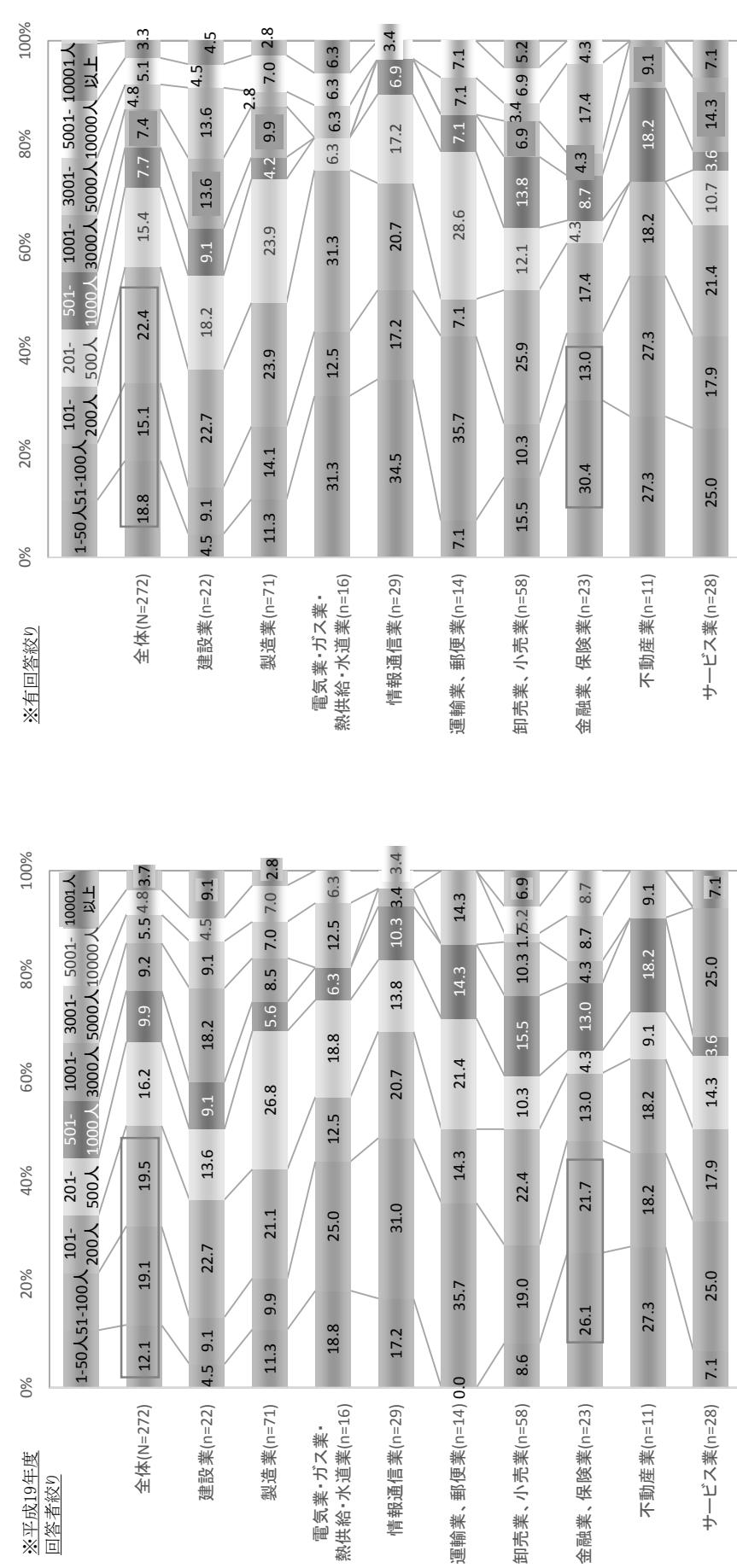
(6) 従業員数の状況

平成28(2016)年度の従業員数と10年前の平成19(2007)年度の従業員数を比較した。

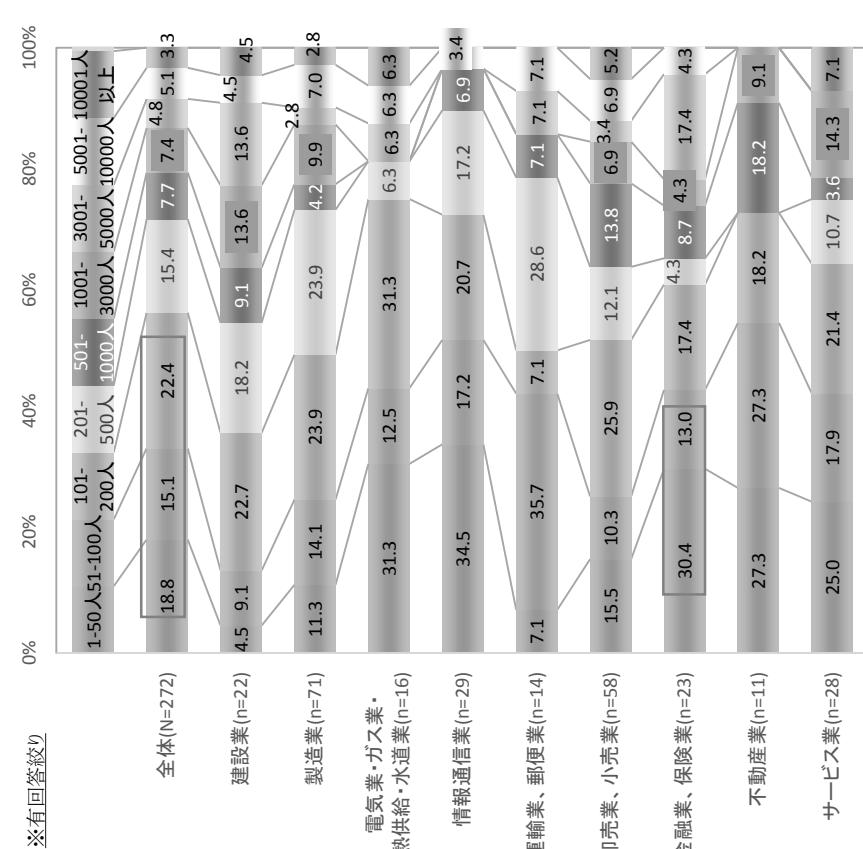
全体では、大きな変化は見られないものの、200人以下の従業員数のカテゴリーに属する企業の割合としては、平成19年度末に56.3%であったのが、平成28年度末には50.7%と、若干割合が少なくなっている。一方で、200人から5000人規模のカテゴリーはいずれも拡大していることから、要因等については定かでないものの、1社あたりの従業員規模としてはやや大型化している可能性も考えられる。

また、業種別の状況を見ると、「金融業、保険業」では、100人以下のカテゴリーが増えている一方、サービス業では、1000人以上のカテゴリーが若干増加している。

平成28年度末の従業員数_合計



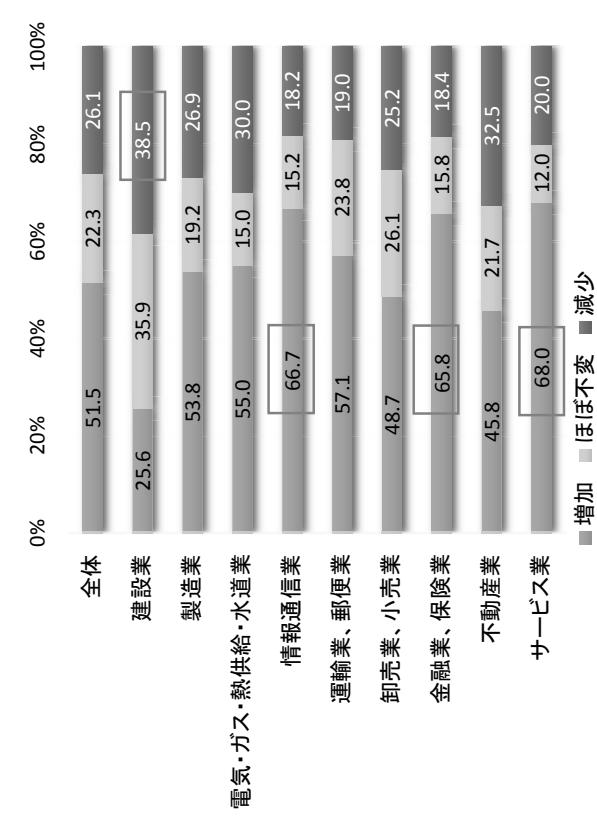
平成19年度末の従業員数_合計



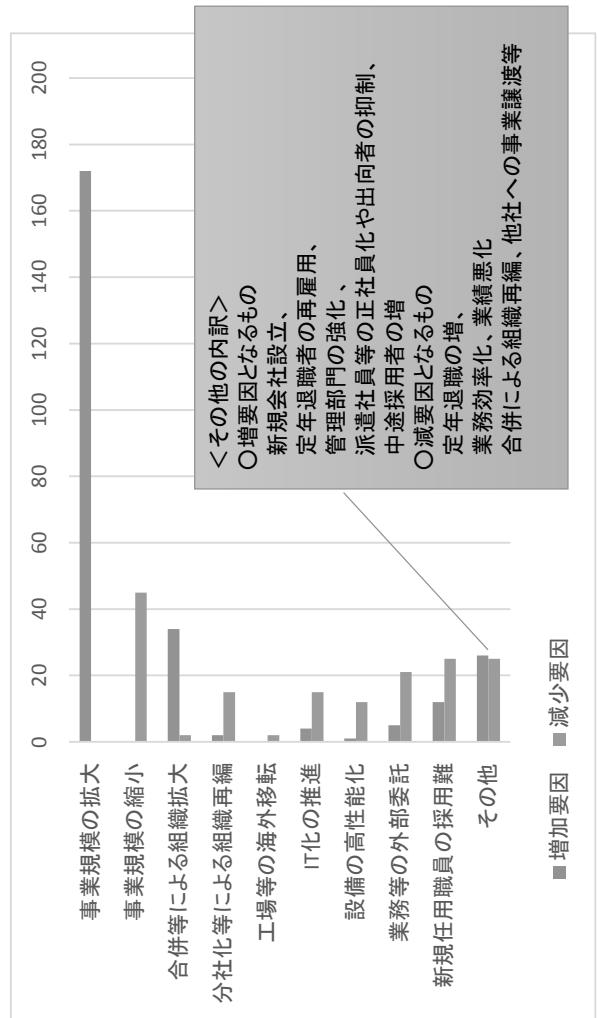
(6) -2 従業員数の増減の状況

平成28(2016)年度の従業員数と10年前の平成19(2007)年度とを比較した場合の増減の状況について、業種別の回答状況は以下のとおりとなっている。
 半数以上の社が、従業員数を増加させたと回答しており、特に「サービス業」「情報通信業」「金融業、保険業」では、従業者を増加させたと回答した企業の割合が大きくなっている。なお、これらの業種では、本店が東京都に所在する割合が高く、また、支店の分布についても5以下の都道府県にあるとの回答が多数を占めていた。
 一方、減少させたと回答した社が全体の平均より高くなっているのは、「建設業」「不動産業」「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「製造業」であった。
 従業員数の増減に与える影響としては、増と回答した企業のほとんどが、事業規模の拡大を要因として挙げていた。他方、従業員数を減少させている企業については、事業規模の縮小に加え、分社化による組織再編や、業務の外部委託、IT化の推進、新規任用職員の採用難等様々な要因が影響しているとの回答があった。

平成19年度末と比較した平成28年度末の従業員数合計の増減



従業員数合計の増減に与えた主な要因(複数回答)

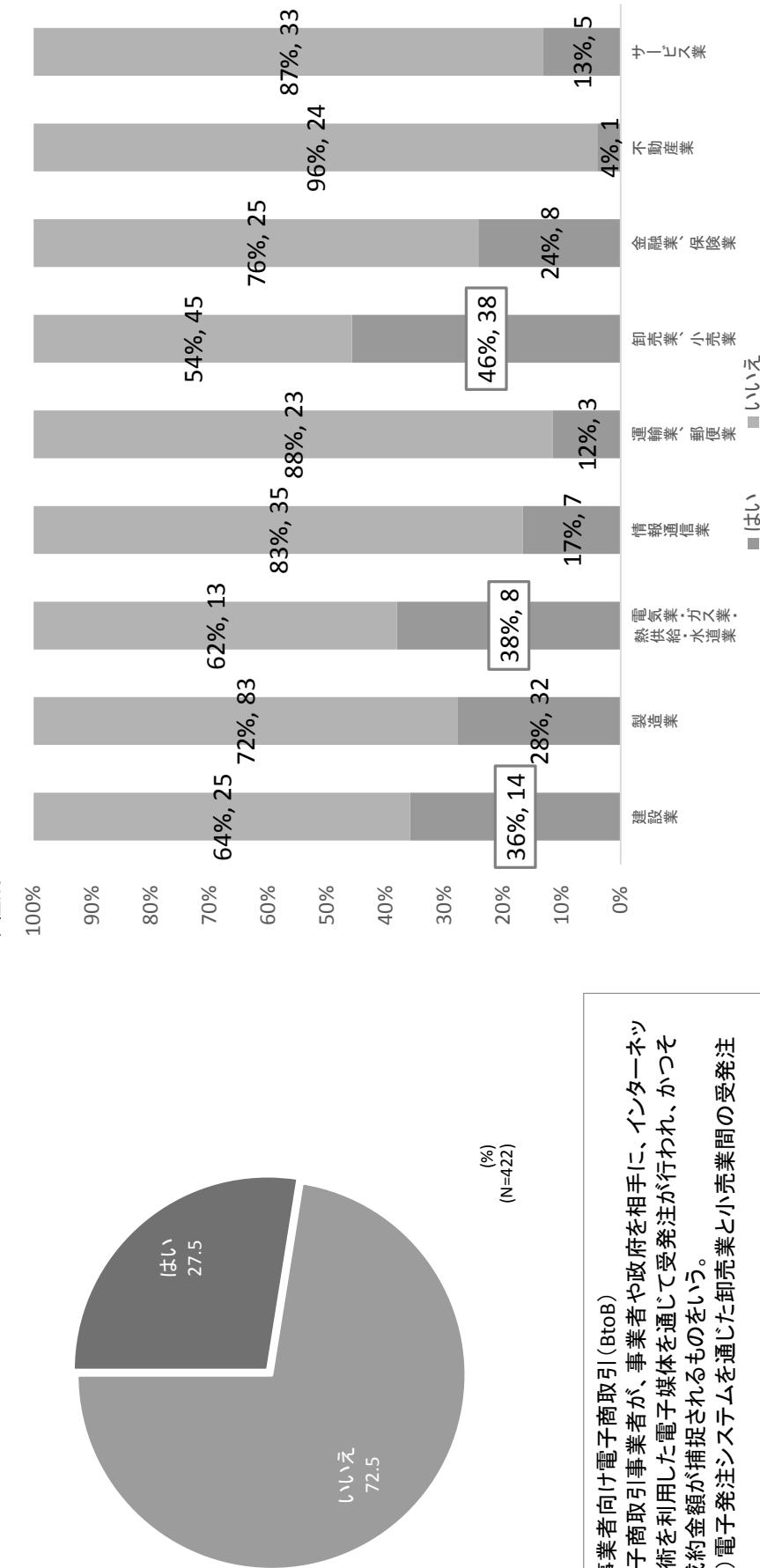


(7) 電子商取引(BtoB)の状況①

事業者向け電子商取引(BtoB)実施状況は、「はい」27.5%、「いいえ」72.5%と実施していない企業が7割となっていた。
事業者向け電子商取引(BtoB)を行っていると回答した企業を業種別にみると、「卸売業、小売業」で回答企業数83社中38社と半数近くが実施しているほか、「建設業」「電気業・ガス業・熱供給・水道業」においても30%強の企業が実施しているとの回答があった。

事業者向け電子商取引(BtoB)を行っているか。

業種別



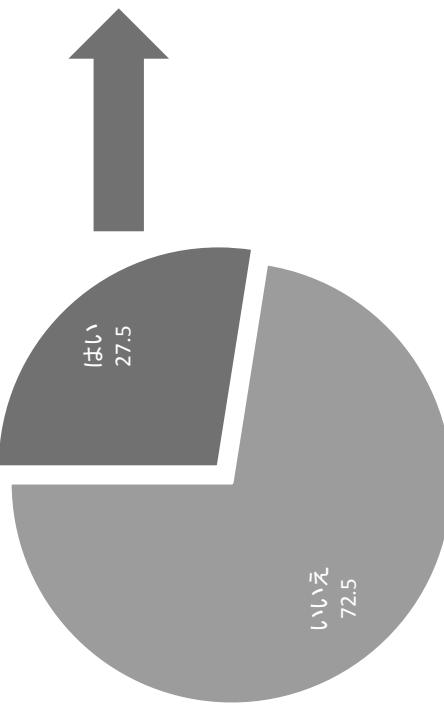
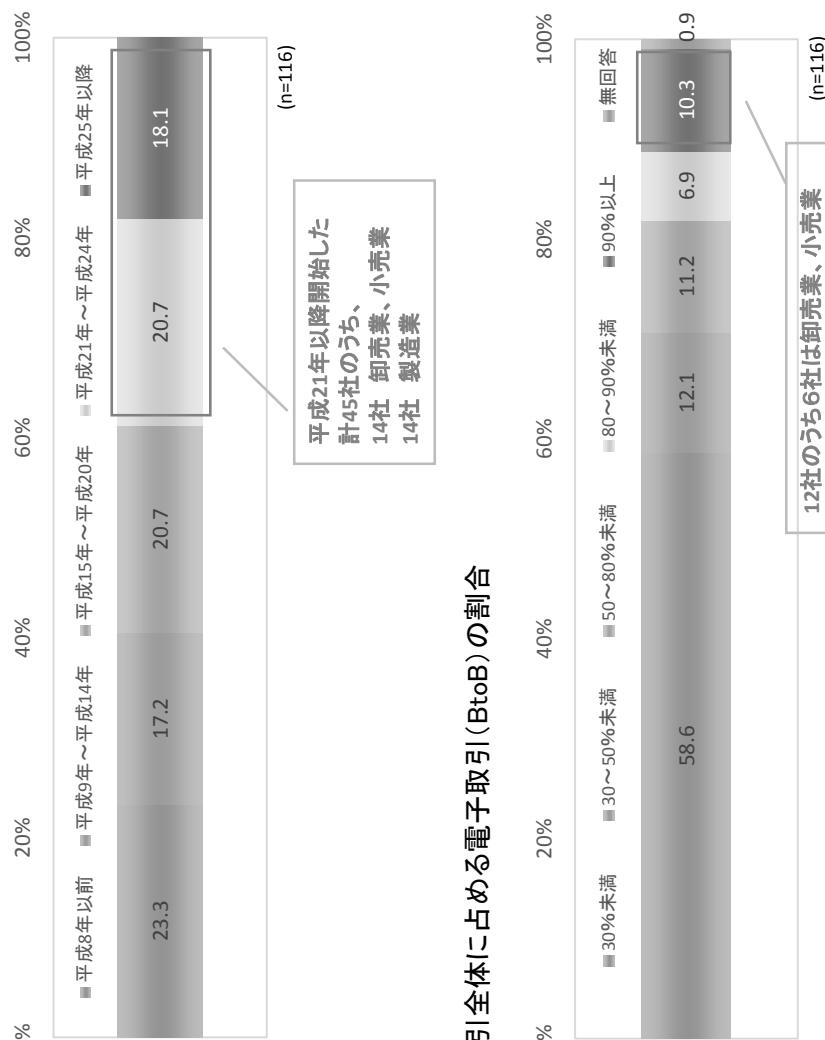
※事業者向け電子商取引(BtoB)
電子商取引事業者が、事業者や政府を相手に、インターネット技術を利用して受発注が行われ、かつその成約金額が捕捉されるもの。例)電子発注システムを通じた卸売業と小売業間の受発注

(7) 電子商取引(BtoB)の状況 ②

事業者向け電子商取引(BtoB)実施企業の開始時期は、「平成3年以前」から実施していると回答した社が23.3%を占める一方で、「平成15年～平成20年」「平成21年～平成24年」「平成25年以降」についてもそれぞれ2割程度を占めています。回答企業は順次取引を開始してきたことがうかがえる。平成21年以降開始したと回答した45社のうち、「卸売業、小売業」とび「製造業」で回答の6割を占めていた。取引全体に占める電子取引(BtoB)の割合としては、「30%未満」が58.6%と最も多かったが、他方で「90%以上」を占めた企業も1割程度存在した。「90%以上」と回答した企業の半数は、「卸売業、小売業」であった。

事業者向け電子商取引(BtoB)を行っているか。

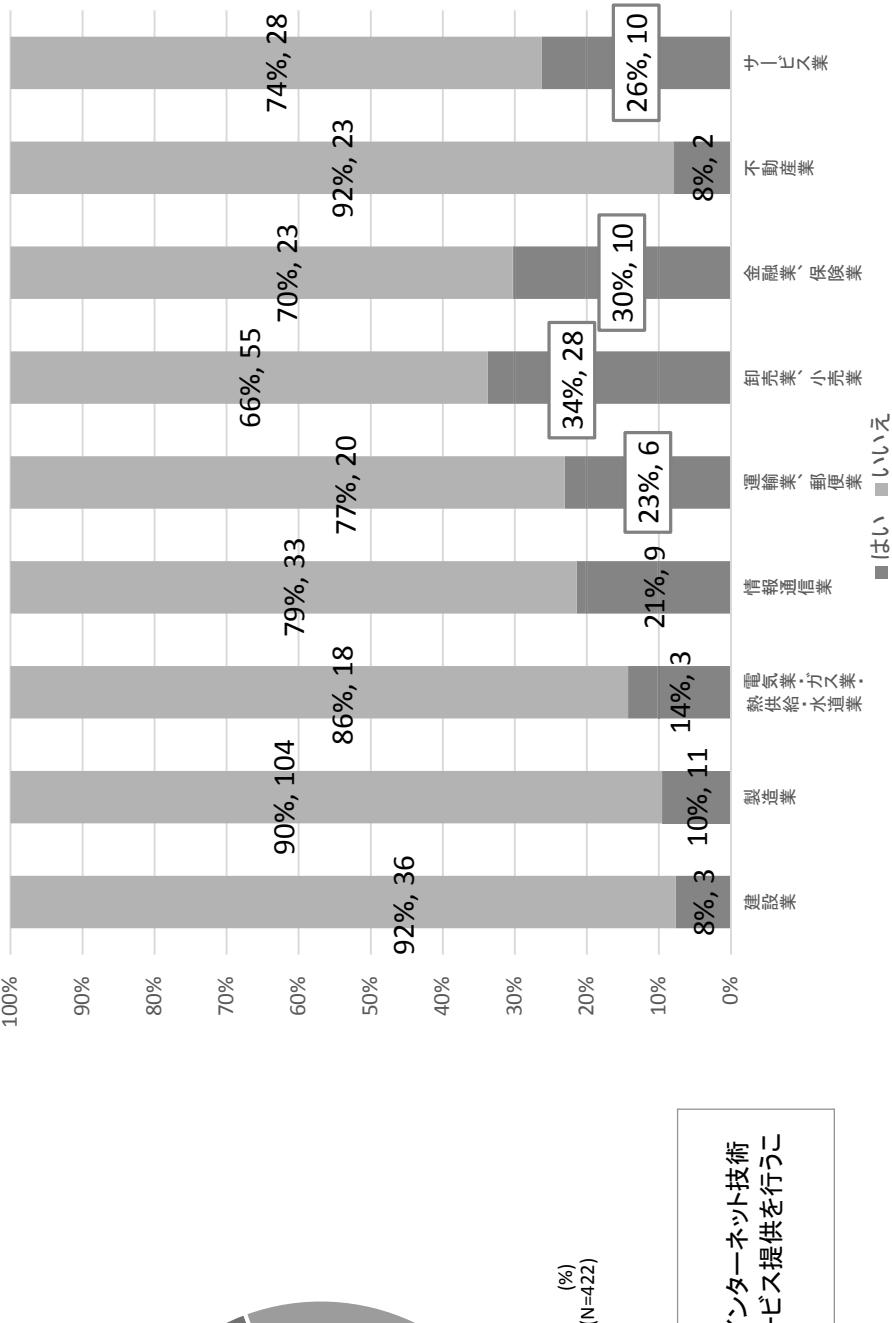
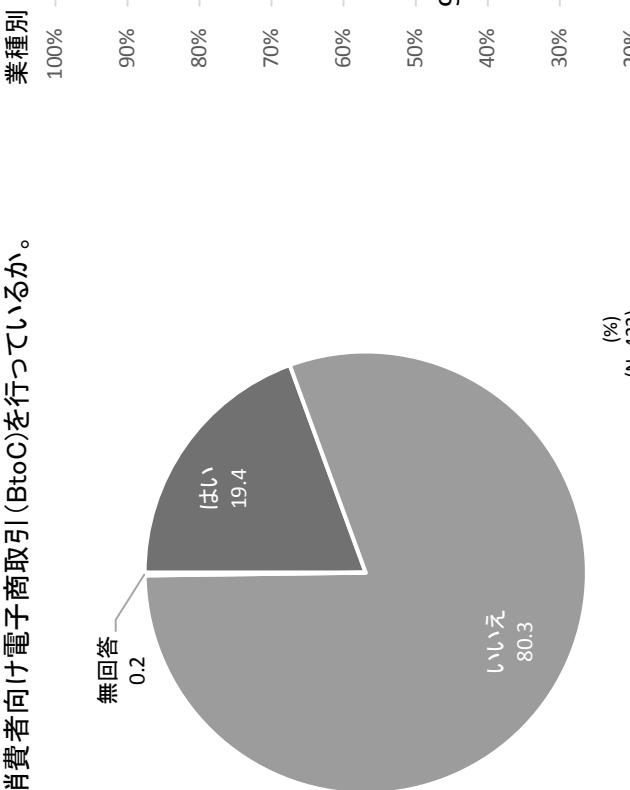
開始時期



(8) 電子商取引(BtoC)の状況 ①

一般消費者向け電子商取引(BtoC)実施状況は、「はい」19.4%、「いいえ」が80.3%と実施していない企業が8割となっていた。
 一般消費者向け電子商取引(BtoC)を行っていると回答した企業を業種別にみると、「卸売業、小売業」「卸売業、郵便業」「運輸業、郵便業」「金融業・保険業」「サービス業」「サービス業」などなっていた。

一般消費者向け電子商取引(BtoC)を行っているか。



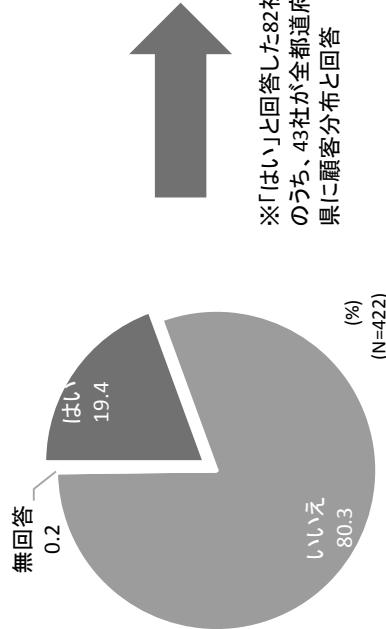
※一般消費者向け電子商取引(BtoC)
 電子商取引業者が、一般消費者を相手にインターネット技術
 を利用した電子媒体を通じて物品販売やサービス提供を行うこ
 とをいう。

(8) 電子商取引(BtoC)の状況 ②

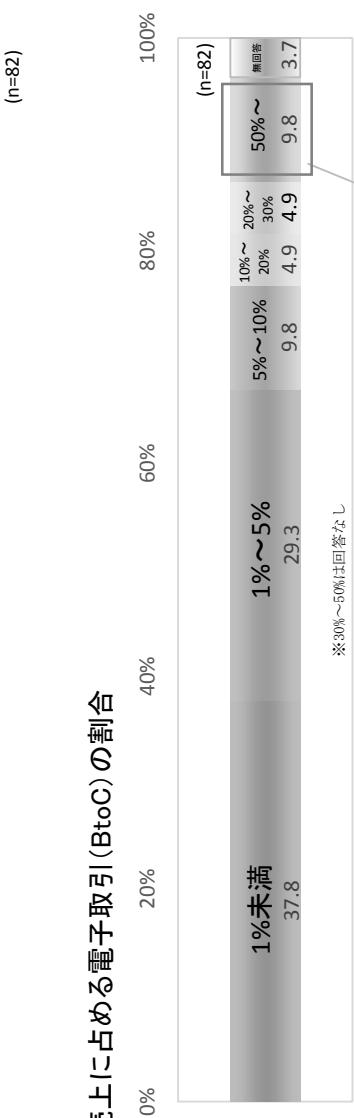
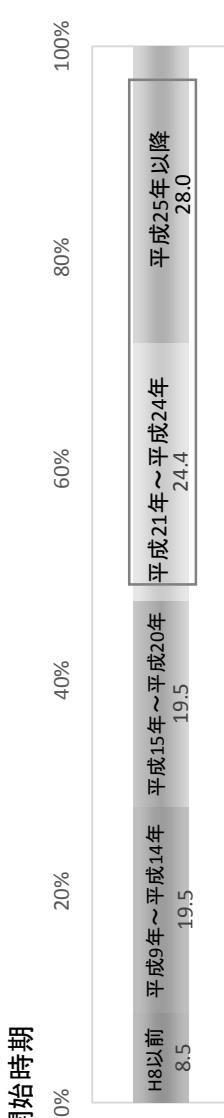
事業者向け電子商取引(BtoC)実施企業の実施形態については、自社サイトを使用している社は43.9%、自社サイト・他社サイトともに使用している社を合わせると8割近くに上つていた。
また開始時期については、「平成25年以降」に開始した企業がもっとも多く、近年実施企業が拡大してきている傾向にある。特に平成21年以降開始した企業のうち、業種として「卸売業、小売業」が多かった。また平成21年以降BtoCを開始した企業のうち44%が、「顧客が全国に分布すると回答した。

取引全体に占める電子取引(BtoC)の割合としては、「1%未満」が37.8%と最も多く、次いで「1%～5%」が29.3%を占めたが、他方で「50%以上」と回答した企業も1割程度あつた。「50%以上」と回答した企業は、主に「卸売業、小売業」、「金融業・保険業」「情報通信業」であった。

一般消費者向け電子商取引(BtoC)を行つているか。

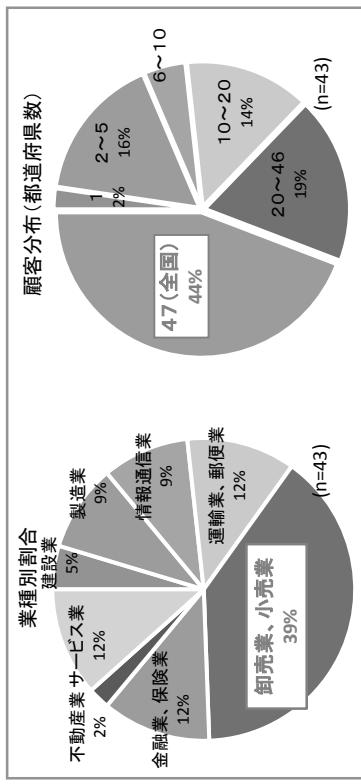


電子取引(BtoC)サイト状況



(8社) 卸売業、小売業、金融業・保険業、情報通信業

※参考 平成21年以降BtoCを開始した企業の内訳

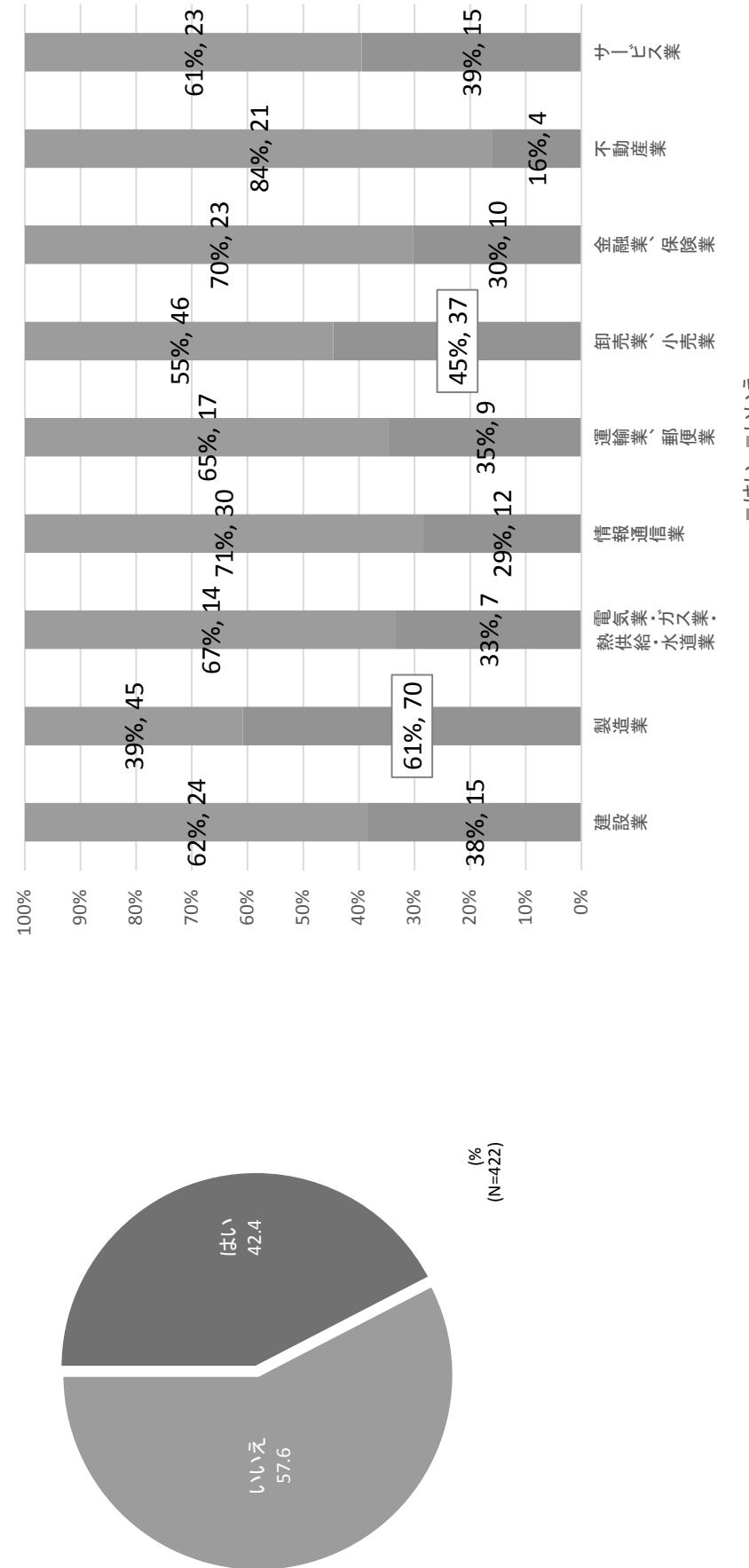


(9) 海外顧客との取引状況 ①

海外顧客取引の有無は、「行っている」が42.4%、「行っていない」が57.6%であった。
海外顧客取引の実施企業を業種別にみると、「製造業」が回答企業数115社中70社、「卸売業、小売業」が回答企業数83社中37社で、他業種に比べて多かった。

海外顧客と取引を行っているか。

業種別

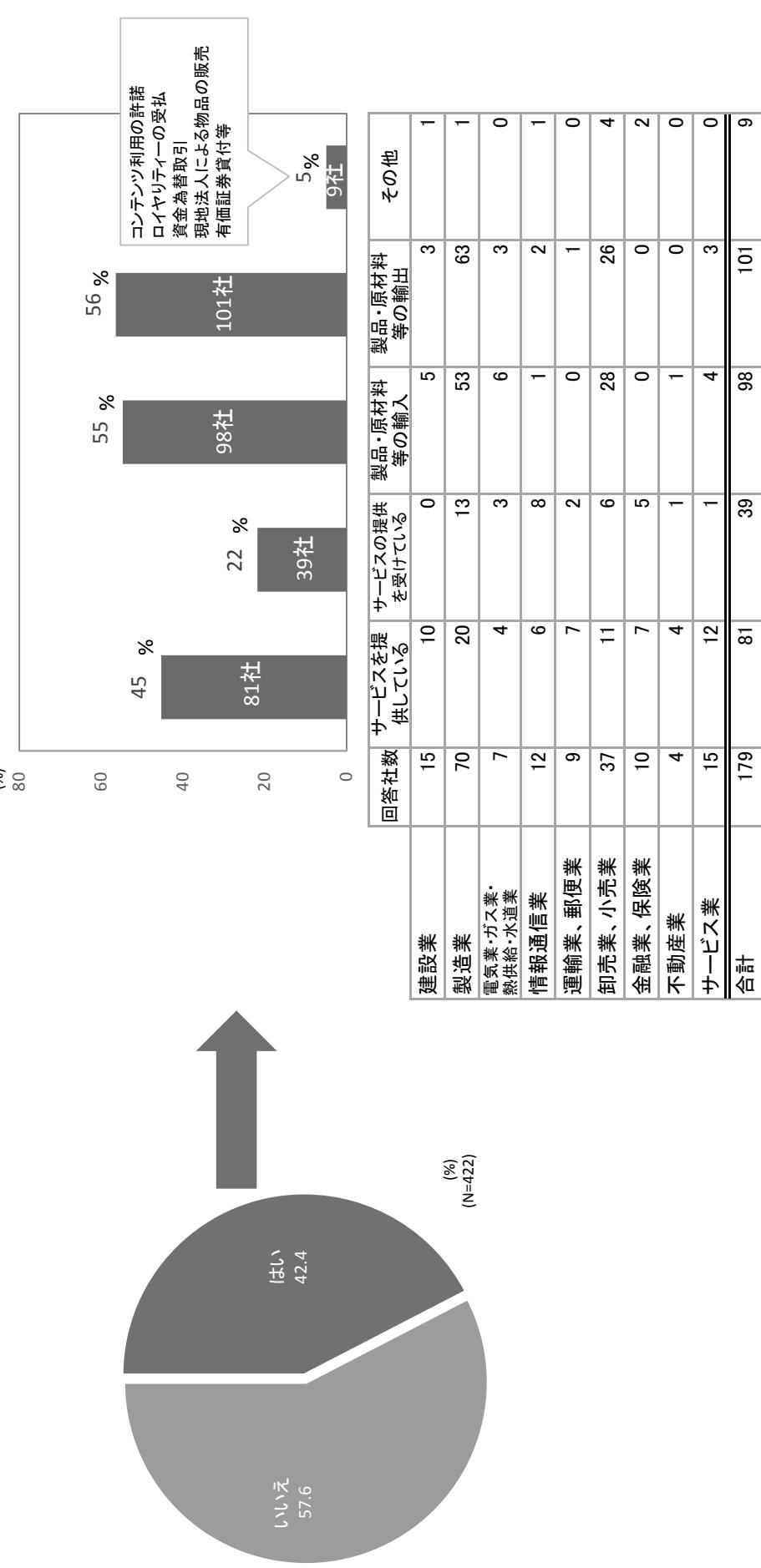


(9) 海外顧客との取引状況②

海外顧客取引実施企業の取引内容は、全体では「製品・原材料等の輸出」56.4%、「製品・原材料等の輸入」54.7%、「サービスを提供している」45.3%が多く、輸出入での取引を行っていると回答した割合が半数を超える。業種別にみると、「製造業」と「卸売業・小売業」で、「製品・原材料の輸出」「製品・原材料の輸入」をしていると回答した企業数が多い。

海外顧客と取引を行っているか。

「はい」と回答した社の取引内容

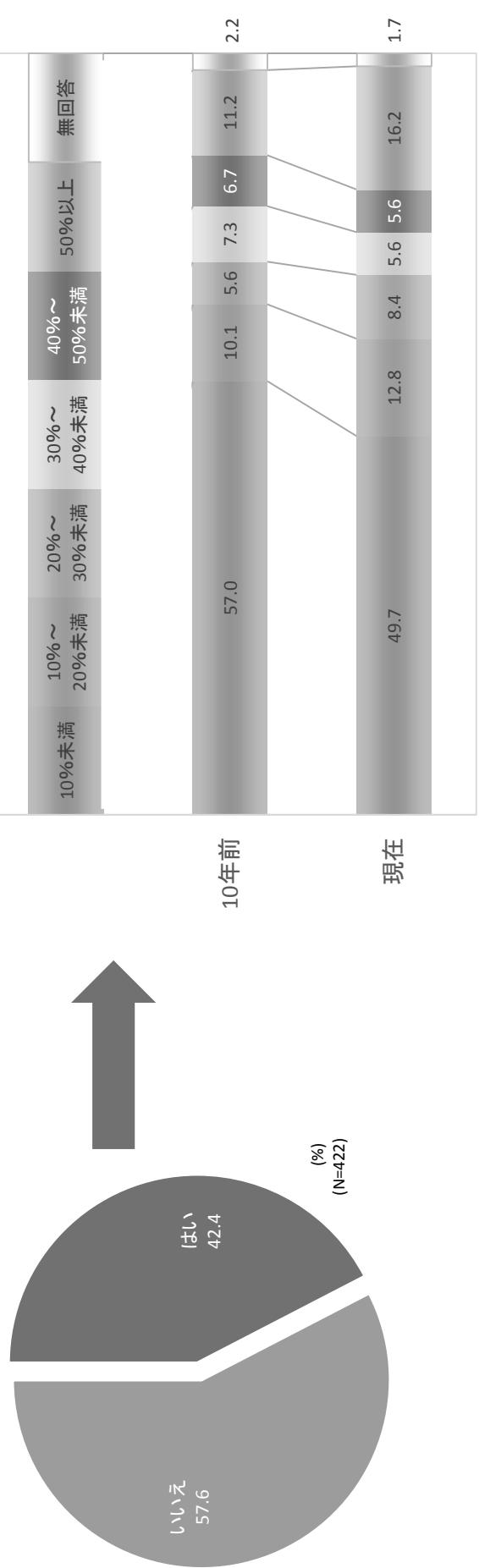


(9) 海外顧客との取引状況 ③

「10%未満」は10年前より現在の割合が減少しているが、「10%～20%未満」「20%～30%未満」「50%以上」では、10年前より現在の割合が若干増加している。

海外顧客と取引を行っているか。

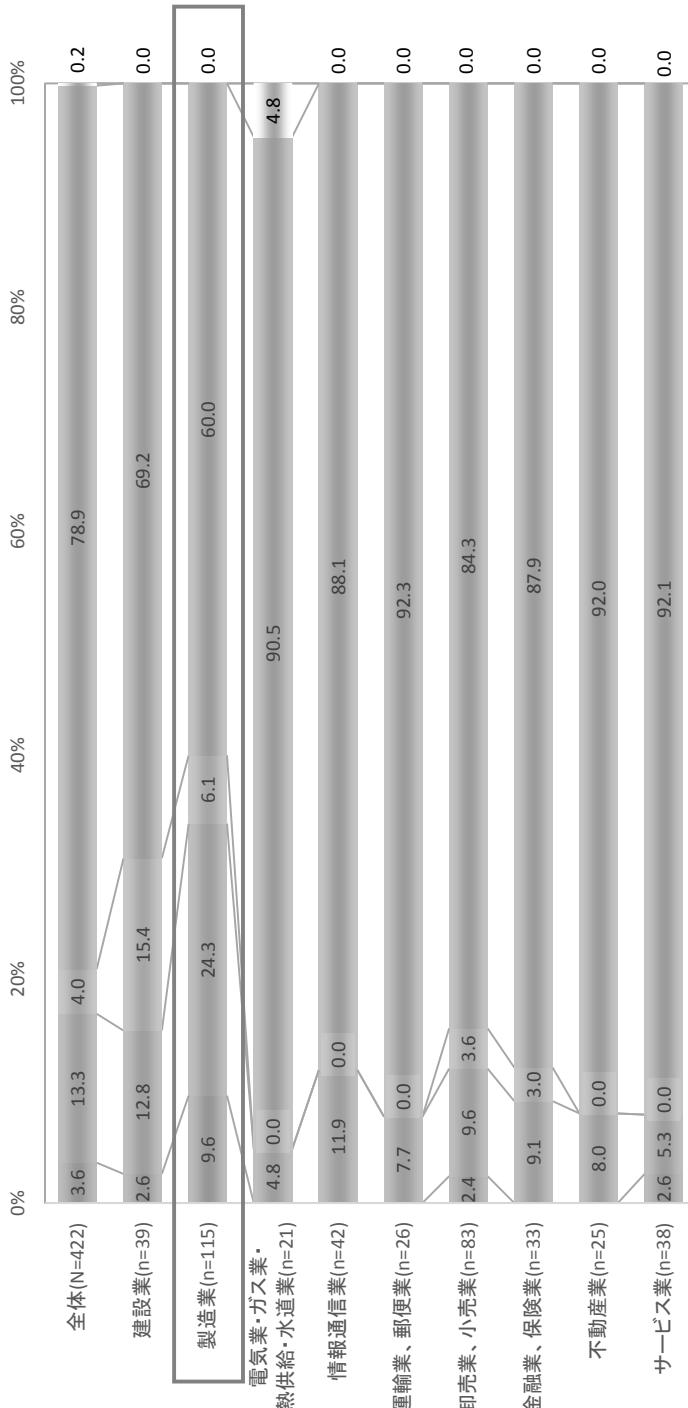
総販売額に占める海外企業・海外消費者に対する売上額の割合
10年前の総販売額に占める海外企業・海外消費者に対する売上額の割合



(10) 海外拠点の状況 ①

海外に自社の生産拠点や、自社製品生産のための現地法人等(出資関係のある子会社、グループ会社のほか、自社製品の製造を委託している法人を含む。)があるかでは、「④海外に①自社生産拠点と②自社製品生産のための現地法人等いずれも無い」が78.9%と8割近くを占めた。特に製造業では「②海外に自社製品生産のための現地法人等(出資関係のある子会社、グループ会社のほか、自社製品の製造を委託している法人を含む。)がある」が24.3%であり、他の選択肢もあわせて何らかの海外生産のための拠点を有する企業が全体の約4割程度を占めた。

海外拠点の有無



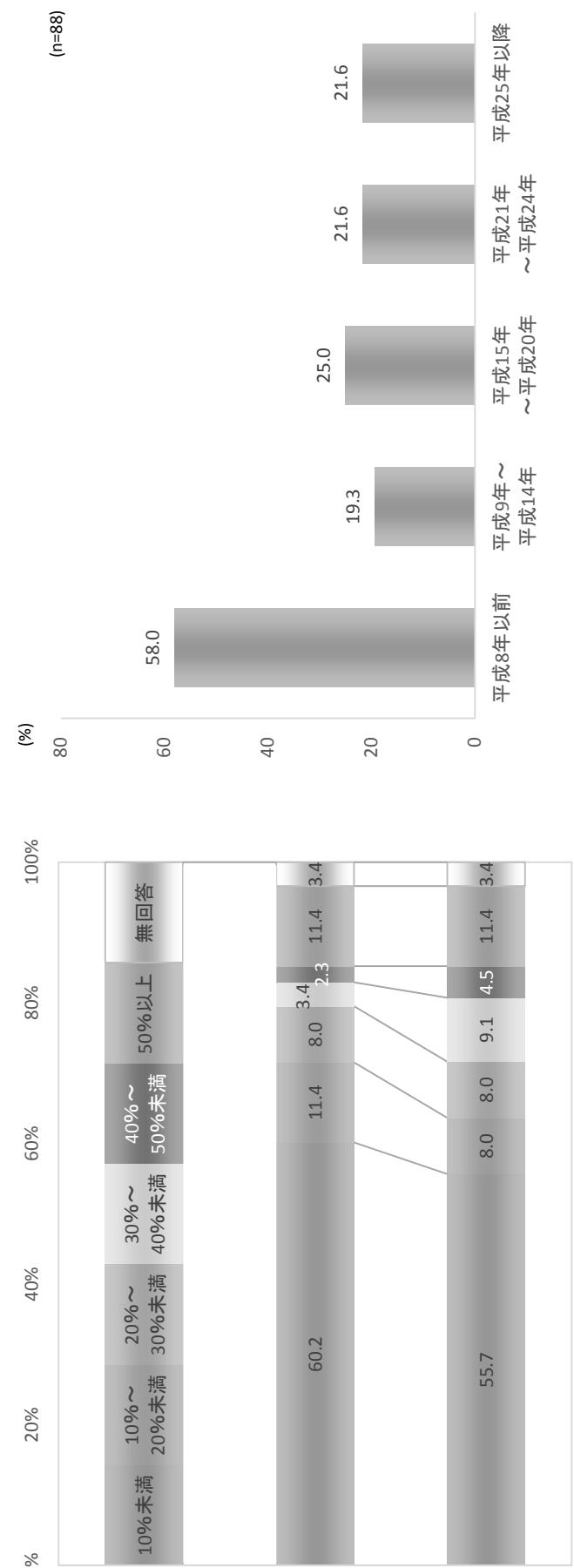
- ①海外に自社の生産拠点がある
- ②海外に自社製品生産のための現地法人等(出資関係のある子会社、グループ会社のほか、自社製品の製造を委託している法人を含む)がある
- ③海外に①自社生産拠点と②自社製品生産のための現地法人等のいずれもある
- ④海外に①自社生産拠点と②自社製品生産のための現地法人等いずれも無い
- 無回答

(10) 海外拠点の状況 ②

海外に自社の生産拠点や、自社製品生産のための現地法人等(出資関係のある子会社、グループ会社のほか、自社製品の製造を委託している法人を含む。)があると回答した企業の生産活動における海外生産の割合は、大きな変化とまでは言えないものの、海外生産の割合は増加している傾向にあった。

海外拠点の設置時期は、「平成8年以前」58.0%が最も多く、次いで「平成15年～平成20年」25.0%であるが、「平成21年～平成24年」「平成25年以降」についても21.4%と、近年になって新たに海外拠点を設置している社もあった。

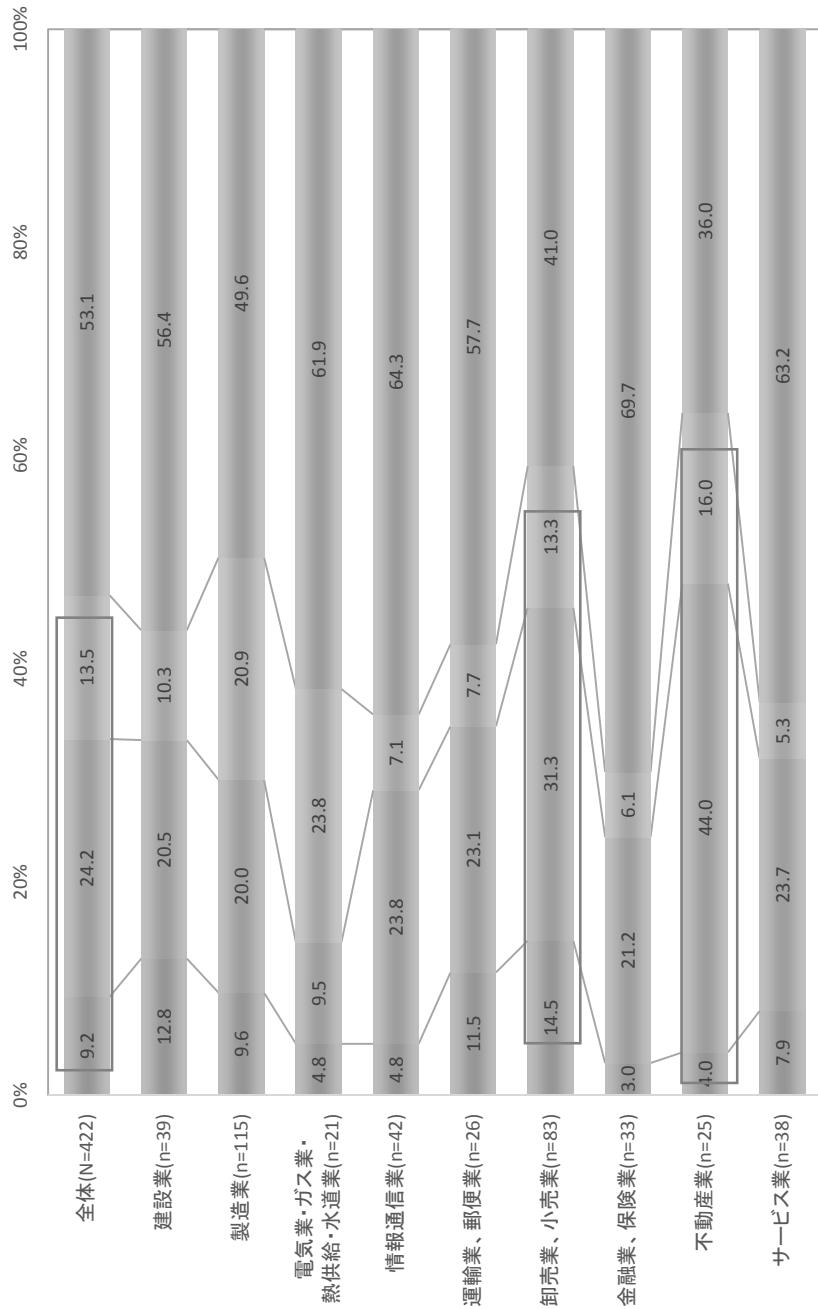
生産活動における海外生産の割合
10年前の生産活動における海外生産の割合



(11) 分社化等の状況 ①

過去30年以内の分社化、合併等の組織再編経験は、全体では「分社化と合併のいずれも経験が無い」が53.1%で最も多いものの、「合併の経験がある」24.2%、「分社化と合併のいずれも経験がある」13.5%、「分社化の経験がある」9.2%をあわせてみると、半数近くの企業が、何らかの企業が、「金融業、保険業」「電気業・ガス業・熱供給」「不動産業」「卸売業・小売業」では何らかの組織再編を経験した社が6割程度となつている一方で、「情報通信業」「水道業」では、6～7割が分社化・合併のいずれも経験が無いとの回答を占めた。

30年以内の組織再編経験

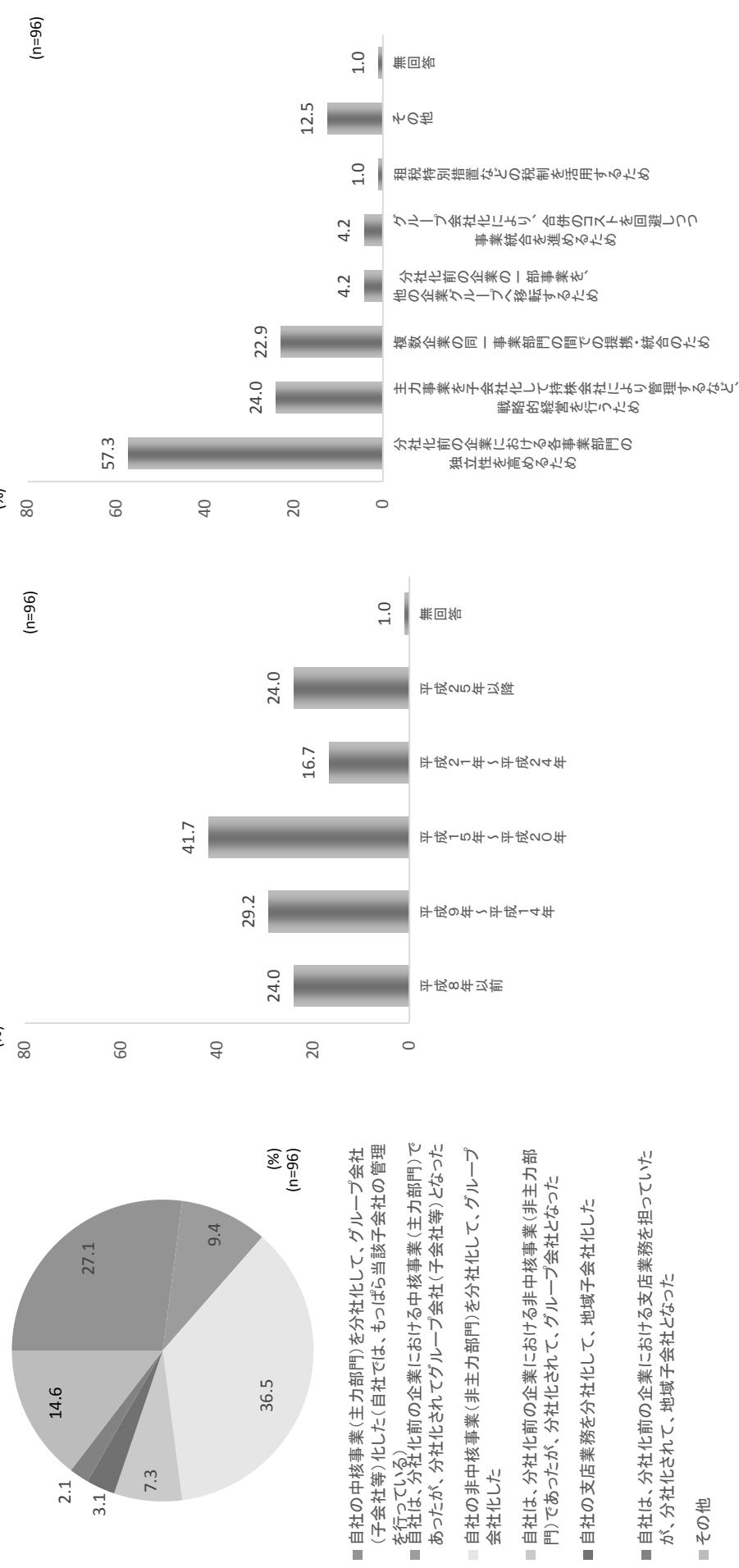


■分社化の経験がある ■合併の経験がある ■分社化と合併のいずれも経験がある ■分社化と合併のいずれも経験が無い

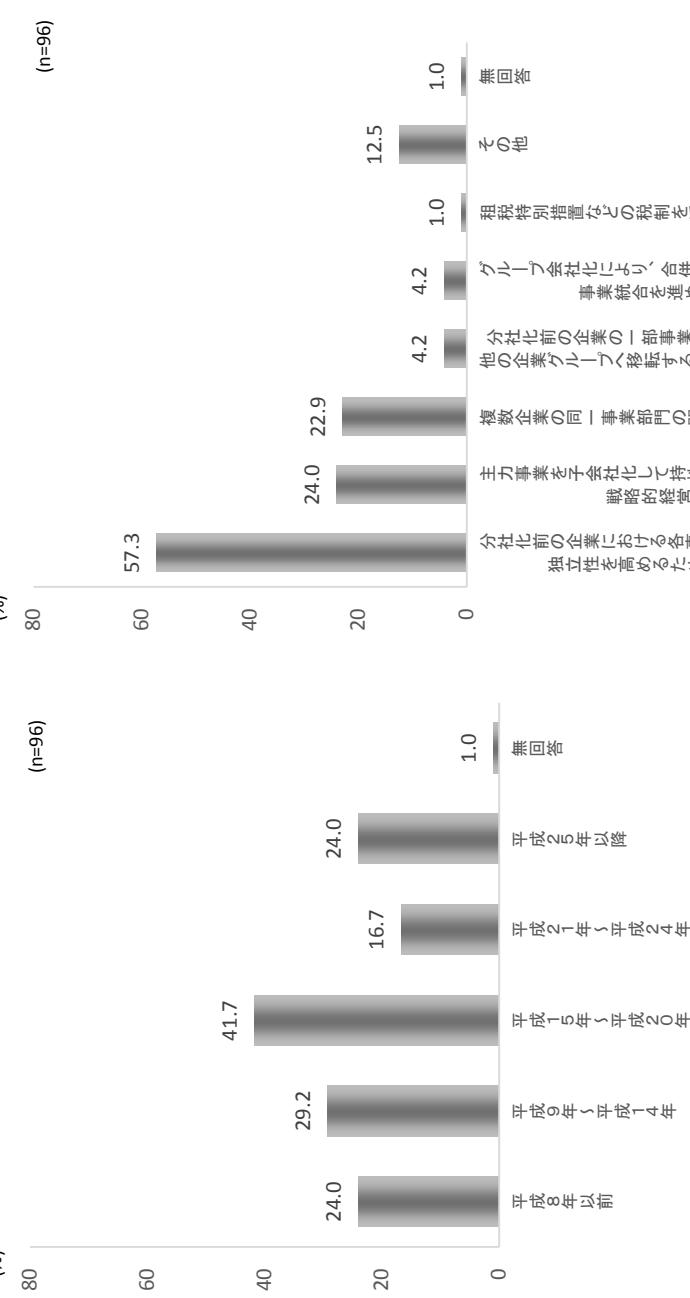
(11) 分社化等の状況②

分社化経験企業の直近の分社化種類は、「自社の非中核事業(非主力部門)を分社化して、グループ会社化した(自社では、もっぱら当該子会社の管理を行っている)」が36.5%、「自社の中核事業(主力部門)を分社化して、グループ会社(子会社等)化した(自社では、もっぱら当該子会社の管理を行っている)」が27.1%で、合わせて6割強を占める。また、地域子会社化した又は地域子会社となつたと回答した社も5社あった。分社化の時期は、「平成15年～平成20年」が41.7%で最も多く、平成21年～平成25年度までの間は少なくなっているものの、平成25年以降は増加している。分社化の理由では、「分社化前の企業における各事業部門の独立性を高めたため」57.3%が最も多く、6割近くを占めた。

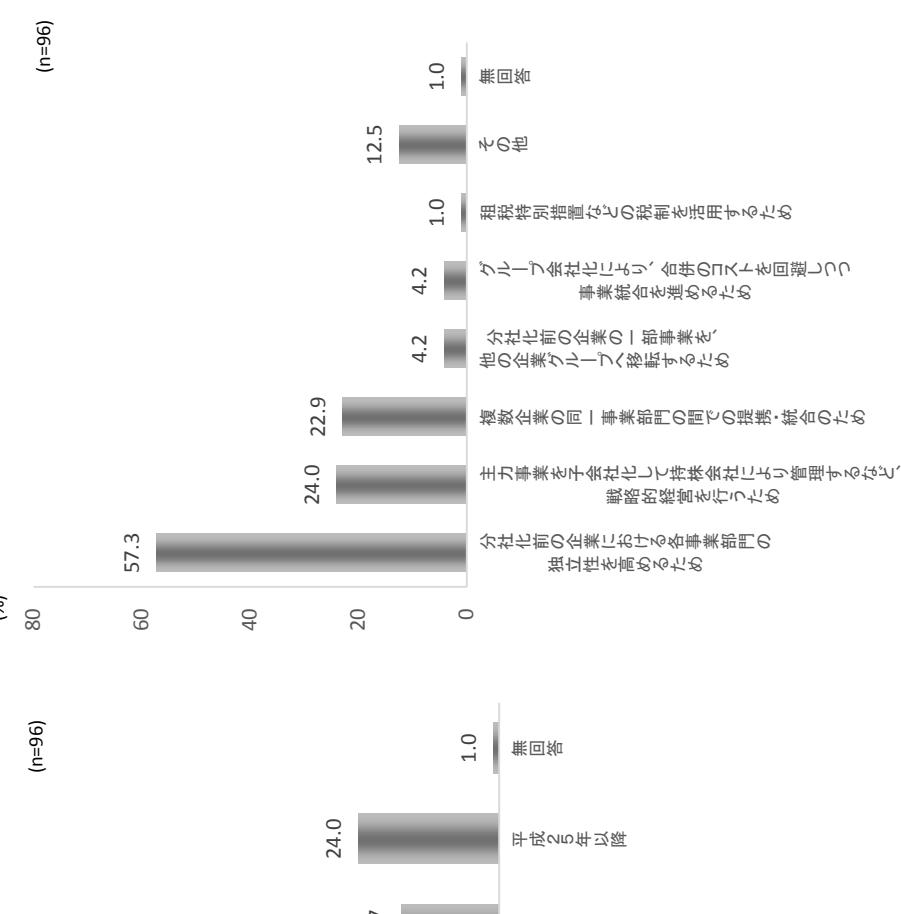
分社化の種類



分社化の時期



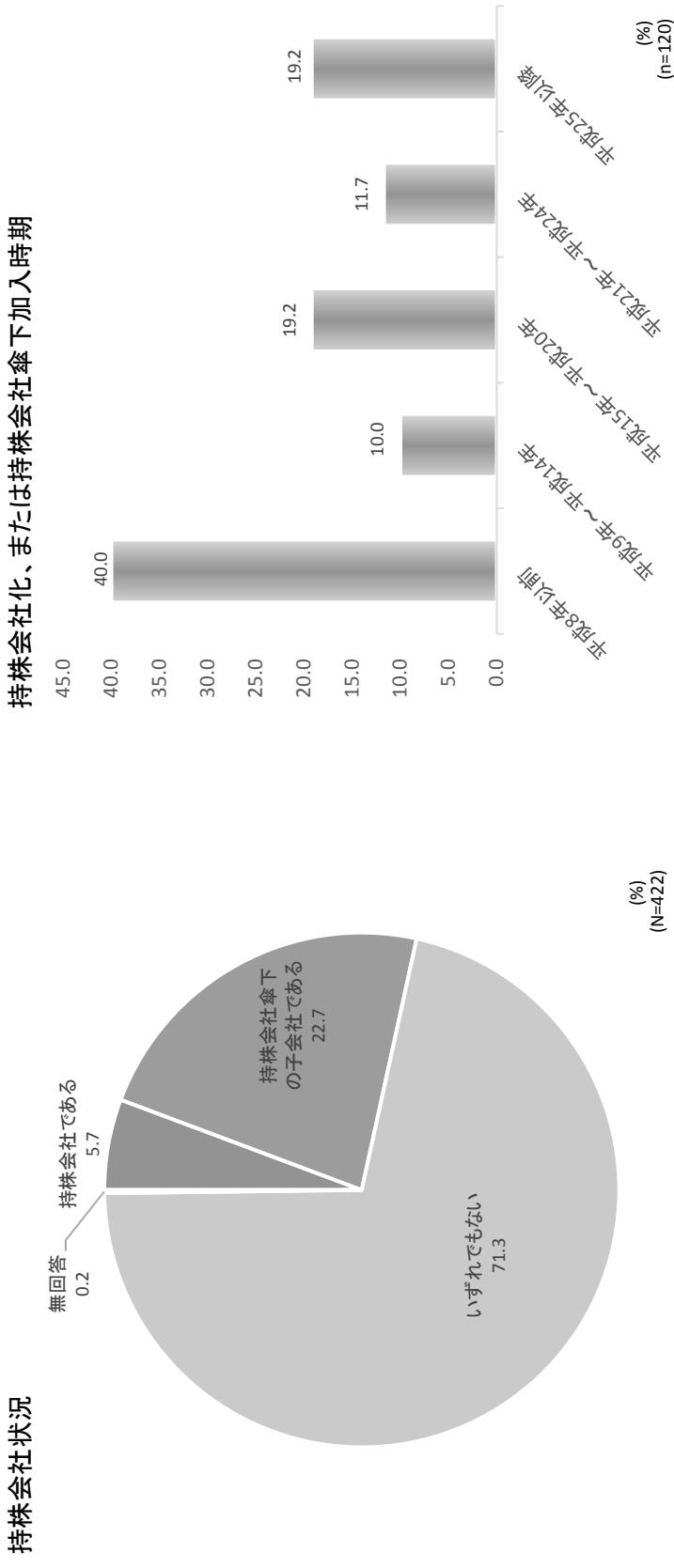
分社化理由



(12) 持株会社化の状況 ①

持株会社かどうかは、「いざれでもない」が71.3%を占めており、本調査の回答企業の中では、「持株会社である」又は「持株会社傘下の子会社である」との回答は120社であった。

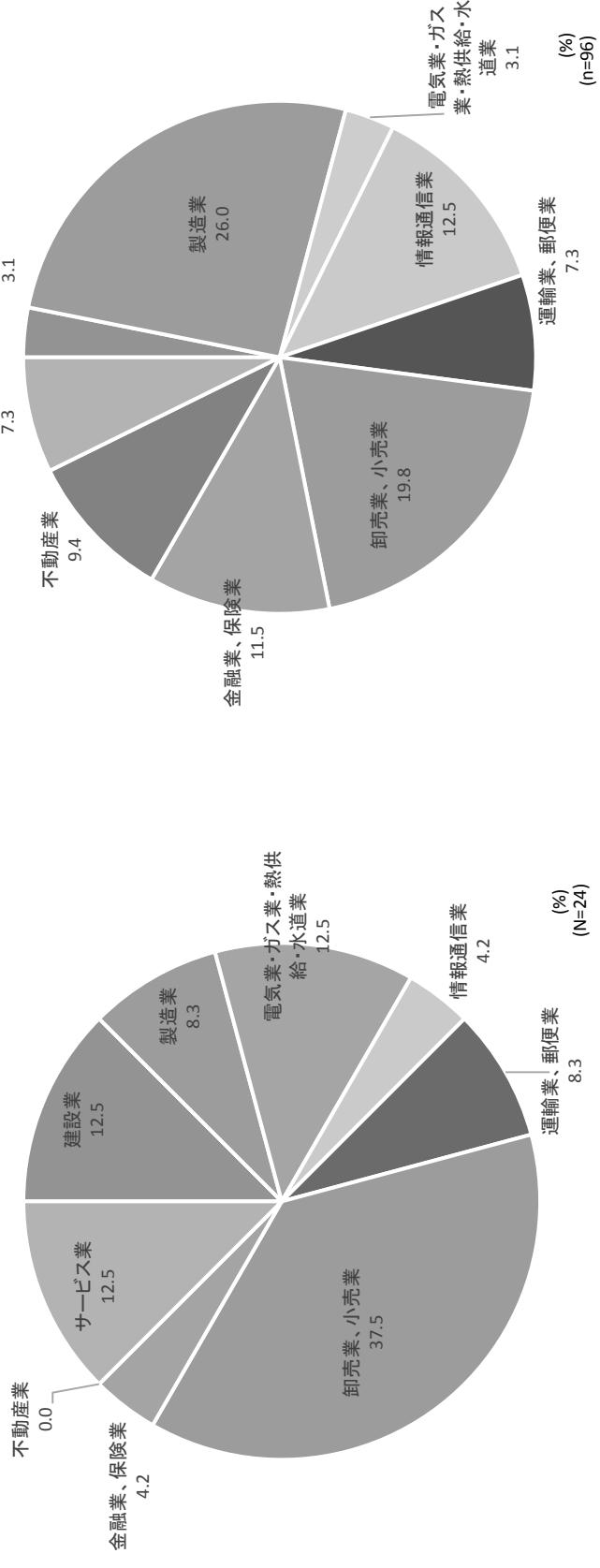
持株会社化・持株会社傘下加入時期は、「平成8年以前」が40.0%と最も多く、「平成15年～平成20年」「平成25年以後」が共に19.2%と、20年以上経過している企業もあるが、平成25年以降、持株会社化した企業も一定数回答が得られている。



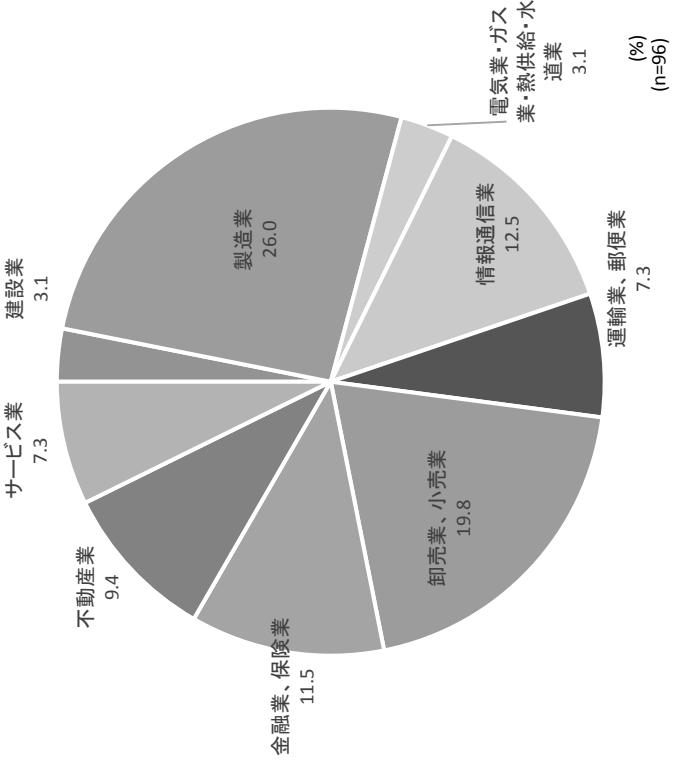
(12) 持株会社化の状況 ②

「持株会社である」と回答した企業、「持株会社傘下の子会社である」企業の業種については以下のとおり。回答のあつた企業の中では、「持株会社である」と回答した企業のうち、「卸売業、小売業」が最も多く、「株会社傘下の子会社である」と回答した企業の中では、「製造業」「卸売業、小売業」が多かった。

「持株会社である」企業の業種



「持株会社傘下の子会社である」企業の業種



資料4 人口減少・少子高齢社会に
おける固定資産税の課題
(関西学院大学 前田教授)

一般財団法人自治総合センター
地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する研究会
平成 30 年 10 月 29 日

人口減少・少子高齢社会における固定資産税の課題

関西学院大学経済学部・前田高志

I 人口減少・少子高齢社会における固定資産税

- 今後の人ロ減少・少子高齢社会の進行に伴い、個人住民税のように納税者数の減少による税収減少はないが、土地・住宅需要の縮小の固定資産税への影響が生ずる。
- 全国の土地取引件数は近年、景気の回復等によって回復しているが（平成 23 年の 114 万件から平成 29 年は 132 万件）、長期的には減少傾向。新設住宅着工件数も同じく長期的に減少（平成 8 年の 164 万件から平成 19 年は 97 万件）。
- こうしたこれまでの動きは景気の影響によるものであるが、今後は人口減少や少子高齢化の税収への影響が顕在化してくる。
- さらには人口減少・少子高齢社会の進行のマクロ経済への作用を通じた間接的な税収への影響にも留意せねばならない。
- こうした状況の下で、市町村基幹税としての固定資産税を拡充していくためにどのような条件整備をしていかねばならないのか。ここでは償却資産課税と納税者の高齢化の問題に焦点をあてて論じていきたい。

II 固定資産税の性格・位置づけ

- ①固定資産税の性格 財産税、資産保有課税、物税、応益課税
- ②固定資産税の位置づけ 市町村基幹税
- ③地方税原則との対応

- ・税収の安定性 平成 9~28 年度の税収はほぼ 9 兆円で推移
- ・税収の地域的普遍性

表 1 都道府県間の市町村税収の税収偏在度（平成 28 年度決算）

市町村税	市町村民税			固定資産税			※法人事業税		
	個人	法人	計	土地	家屋	償却資産			
変動係数	0.179	0.179	0.368	0.212	0.254	0.115	0.267	0.150	0.315
最大/最小	2.7	2.6	7.2	3.2	4.4	1.9	3.6	2.3	6.0

資料：平成30年度「地方税に関する参考計数資料」より作成。

- ・税収の十分性

表2 市町村歳出に占める固定資産税収の割合

平成9年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	単位：%
17.1	18.2	16.9	17.1	16.8	15.7	15.7	15.5	15.2	15.6	

資料：「地方財政統計年報」（各年度版）

III 固定資産税（土地）の課題

1 負担調整措置による土地評価における均衡化の実現と商業地等の据置特例の見直し

- ・平成 6 年度の 7 割評価の導入により土地評価における不均衡是正

- ・平成 9 年度の負担調整措置導入⇒ 7 割評価実施による負担急増への対応と均衡化実現
- ・負担調整措置では負担水準（前年度課税標準額／評価額）という指標を用い、当該年度の評価額（本則課税標準額）に対して前年度の課税標準額がどこまで追いついているのか、その度合いにより、当該年度の課税標準額を、住宅用地にあっては評価額の 80%～100%、商業地等については同 60%～80%を評価均衡化の目標に収斂調整（このレンジにある土地については課税標準を据置き）。負担水準がレンジ下限を下回る場合は段階的に（緩やかに）引上げ（税負担上昇）。※住宅用地の据置ゾーンの下限：平成 24 年度に 90% に引上げ、平成 26 年度に据置措置廃止。商業地等の上限：平成 12 年度に 75% に、14 年度 70% に引下げ。
- ・負担調整措置導入当初は、負担水準 0.1 未満の土地が据置ゾーンの下限に達するのに（均衡化が実現するのに）三十数年を要すると予測されたが、その後、地価下落が続いたことにより、均衡化が比較的早期に実現。
- ・据置ゾーンに到達している土地の割合（地籍ベース）⇒ 小規模住宅用地：平成 9 年度 14.2%、15 年度 39.6%、21 年度 85.5%、24 年度 87.5%、27 年度は負担水準 0.9～1.0 のレンジに 98.5%、29 年度は同 99.5%。商業地等：平成 9 年度 30.9%、15 年度 49.9%、21 年度 94.0%、24 年度 98.9%、27 年度 98.7%、29 年度 99.5%。
- ・【課題】商業地等における据置措置の見直し ⇒ ほぼ全ての土地が据置措置の対象に入っている現在、据置ゾーン内での公平の問題が生じている。ゾーン内での負担水準の差が「据え置かれる」こと、及び、評価額と税額の逆転現象。

2 住宅用地の特例をどうするのか

- ・昭和 48 年に住宅用地特例創設（特例率 1/2）、昭和 49 年、小規模住宅用地特例創設（特例率 1/4）。平成 6 年度より特例の拡充（特例率を小規模住宅用地 1/4→1/6、一般住宅用地 1/2→1/3）、※都市計画税にも住宅用地特例創設（特例率は小規模住宅用地 1/3、一般住宅用地 2/3）。
- ・【課題】地価の高騰局面、7 割評価の導入による税負担の急増への配慮から導入された特例措置を、地価が安定している現在、商業地等や他の資産との負担バランス、地方税収の安定確保、の視点から見直す必要はないか。

表 3 小規模住宅用地・一般住宅用地等の概要

	地積	決定価格	課税標準
小規模住宅用地	39.7%	54.1%	25.2%
一般住宅用地	25.3%	11.4%	10.6%
住宅用地以外の宅地	35.0%	34.5%	64.2%

資料：平成 28 年度「固定資産の価格等の概要調書」より作成。

IV 固定資産税（家屋）の課題

- ・昭和 38 年制定の固定資産評価基準により家屋は再建築価格を基準に評価されているが、建物の構造の複雑化・多様化、建築技術の進歩に対応して評価を精緻化するために制度が複雑化しているが、納税者の理解、透明性という視点から、評価の簡素化が必要ではないか。

V 固定資産税（償却資産）の課題

- ・固定資産税の償却資産課税をめぐっては、経済界や経済産業省、研究者などから多くの批判がなされ、縮小・廃止を求める声も強まっている。
- ・平成 19 年度に法人税における減価償却の残存価額が取得価額の 100 分の 5 から実質ゼロに変更された際に、固定資産税のそれが従前のまま維持されたことを契機にそうした批判が強まった感がある。

- ・(社)日本経済団体連合会「平成19年度税制改正に関する提言」➡「製造業を中心とする多数の設備を有する企業においては、土地に対する固定資産税と同等かそれを上回る負担額となっており、企業収益を圧迫し、企業競争に悪影響を与えている。もともと、償却資産に対する固定資産税に関しては、税制自体としての問題点が多い。即ち、製造業など特定業界に負担が偏重しており、課税の公平性の面からも問題が大きいだけでなく、税収の面からみても、自治体ごとのアンバランスが大きい。さらに、国際的にも、事業用の償却資産に対する課税は非常に稀である。本来、事業用の償却資産は将来収益を生み出す源泉であり、企業の所得に対しては地方税としても法人住民税・事業税が課されることに鑑みれば、償却資産に対する課税は二重課税にほかならない。土地・家屋と異なり、償却資産に対する固定資産税だけは事業用の資産のみに課税されることも問題である。消費税を含む税体系の抜本的改革の際には、地方消費税を含めた地方税の体系についても根本的見直しを行い、償却資産に対する固定資産税については、廃止すべきである。」
- ・主な批判のポイント
 - ①特定の産業への負担の偏り（産業構造のサービス化が進む中で製造業に負担が偏っている）及び応益性との関連。
 - ②投資、経済成長への影響。
 - ③償却資産課税を行なっている国は世界的に見て少なく、わが国の産業・企業が国際競争上、不利に。
 - ④生産要素である償却資産の現在価値に課税し、そこから生まれる将来収益に所得課税を行うのは二重課税である。
 - ⑤税収の地域偏在。
 - ⑥税務会計上と固定資産税における償却資産の取り扱いの違い（償却方法、特別償却・割増償却、圧縮記帳の可否、評価額の最低限度、前年中の新規取得資産の取り扱い等）による事業者の納税コスト。
- ・他方で、償却資産に係る固定資産税は市町村にとって重要な財源であり、その存続は財政運営上、必要である。
- ・平成28年度税制改正においては地域の中小企業の生産性向上のための設備投資に対しては課税標準の特例措置が創設されたが（地方側は国の経済政策に地方基幹税を用いることに反対）、固定資産税が市町村基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度そのものは堅持するとされているが、固定資産税の今後の拡充を図るために、燃り続けるこれらの批判に応えていかねがならない。
- ・償却資産課税はシャウプ勧告に基づき導入されたものである。
- ・➡シャウプ勧告「本税の課税客体は、土地、家屋のほか、個人所得税および法人税において控除を受ける減価償却を認められる事業用資産を包括するように、本税の範囲を拡張すること。このことは棚卸資産を含まないことを意味する。即ち、棚卸資産を評価することは行政上困難であるから、この除外を勧告するのである。本税の名称は、土地および減価償却可能資産税（the tax on land and depreciable assets）または多少不正確ではあるが、略して不動産税（the real estate tax）と改むべきである。ここで勧告する本税の課税標準の拡張は、社会の他の者との関係において、事業が地方行政の支持のためにどんな貢献をなすべきであるかを、更によく測る尺度になる。」
- ・シャウプ勧告は、償却資産を所有する事業者が資産が所在する市町村から有形無形の行政サービスを受け、その受益のもとに事業活動を行っていることに着目し、（償却資産への）「課税標準の拡張は、社会の他の者との関係において、事業が地方行政の支持のためにどんな貢献をなすべきであるかを更によく測る尺度になる」とし、応益課税としての位置づけを明確にした。加えて、固定資産税は財産税である。二重課税や法人税との取扱いの違いの問題はこの応益課税と財産税という二つの性格から考えていかねばならない。
- ・固定資産税における応益課税は個別報償原理ではなく一般報償原理に基づくものであり、地方自治体の提供するサービスからの受益の総体に対して、保有する財産を基準に負担をシェアするものである。
- ➡地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会「固定資産税は、応益の原則に立脚した

税である。市町村の区域内に土地、家屋及び償却資産が所在する事実と市町村の行政サービスとの間には深い関連性があるので固定資産税は応益原則をもっとも強く具現しているものである。固定資産税の大きな特徴は、納税者の立場からすれば、現にそこに資産を所有し、道路が通ったことによって便利になったなど、受益と負担の密接な関係を実感しやすい税であるということである。・・・応益原則に基づくといつても、租税が個別の公共サービスの対価として個別報償原則に基づいて課税されることを意味しない。租税史を振り返れば、応益原則は財産あるいは所得に比例して課税されるべきだと主張されている。それは、個別の公共サービスの利益ではなく、総体としての公共サービスの利益を財産あるいは所得を指標として課税することを意味していた。個別的利益に対する対価は、租税ではなく、手数料、使用料あるいは受益者負担金として理解される。このように理解されるならば、応益税であっても、財産や所得に比例して課税すればよいこととなる。」(地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会(1996)『地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書』(財)自治総合センター、p.3)

- そもそも所得税とか法人税においては償却資産が長期にわたる企業利益の主要な源泉としてとらえられており、取得に要した金額、取得金額は将来の収益に対する費用の一括前払いの性質を持っているので、費用収益対応の原則から、使用、時間の経過によって資産が減価するのに応じて徐々に費用化するという考え方が出てくることになる。しかし、応益課税の対象の資産としての償却資産の位置づけは、法人税法等で言うところの将来の収益に対する費用としての性格といったものとは明らかに異なる。その意味で将来収益のキャッシュフローを考慮してそのあり方を考えることや、法人税等と償却方法等と同じくすることは望ましくない。
- 償却資産に対する固定資産税は財産税という性格と、応益課税という視点から課税根拠、意義があるのであって、応益課税である限りにおいて、その資産が将来的に収益を生み出すか否かは、課税の是非に関係しない。したがって、償却資産課税においては、将来収益の考え方との調整は考慮する必要はない。
- しかし、このことは応益課税としての固定資産税の位置づけをとることを前提としている。固定資産税を応益課税とみなさなければ、償却資産の取扱いはまた別のものとなる。●応益課税という視点から償却資産課税をいかに根拠づけるか。
- シャウブ勧告や固定資産税創設時は償却資産を多く利用する製造業が産業構造の中で大きなシェアを占めていたが、現在はそのシェアは低下してきている。償却資産課税は応益課税や財産税としての固定資産税の性格からは整合性がとれるが、特定の産業に負担の比重が偏ることは中立性の視点からは問題があるのも事実である。そのことと、基幹税としての重要性とのバランスにおいて、固定資産税の土地、建物、償却資産のウェイトを見直すのか、製造業以外の業種への応益課税を地方税全体の中で別途、考えるのか、が今後の課題である。

※アメリカでは40州+DCで有形動産税(Tangible Personal Property Tax)が課税されている。多くの州で有形動産税の課税対象の縮小を行なう動きがあるが(事業用資産に集約)、廃止にまで踏み込む州は少ない。その理由は地方財政への影響と、適切な代替財源が見いだせないことがある。

VI 納税者の高齢化への対応

1 問題の所在：高齢納税者は固定資産税負担に耐えうるか

- 高齢社会化的進行=固定資産税の納税者の高齢化
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、平成26年の固定資産税課税世帯のうち世帯主が65歳以上の世帯が全体の半分を、また75歳以上の世帯主の世帯が4分の1を占める。今後、納税者の高齢化が進み、年金を主たる収入とする納税者が増えていくなかで、そうした高齢納税者は固定資産税の負担に耐えうるのであろうか。(※固定資産税は資産保有課税)
- 東京都税制調査会「平成26年度答申ー少子・高齢化、人口減少社会に対応する税制のあり方ー」
高齢者の持ち家率が高いこと、高齢者世帯は年間収入が300万円未満の世帯が4割弱であることから

「少子・高齢化の進行に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての再開発等により地価が上昇した場合、固定資産税の負担が一層重くなる納税者の増加が予想される。特に高齢の単身世帯が増える中で、高齢者が住み慣れた地域で安定的な暮らしが営めるよう、高齢社会にふさわしいまちづくりに向け、適切に施策を実施することが重要である。」と指摘。

- ・【資料：表1】 持ち家率は年齢とともに上昇し、世帯主年齢40歳代で半数の世帯が持ち家を所有、40歳代後半に6割を、50歳代後半に7割を超え、70歳代では8割を超える。年齢上昇とともに持ち家所有が増えることによって、高齢者人口の増加そのものと相俟って固定資産税の直接の納税者の多くが高齢者に集中することになる。なお、平成20年の持ち家率と比較した場合、40歳代から60歳代前半までの現役世代の住宅取得のボリュームゾーンといえる年齢層で持ち家率が低下しているのに対し、高齢者層でのそれはほとんど変化していない。このことも固定資産税納税者に占める高齢者の割合を高めている。
- ・固定資産税納税者において高齢者層がマジョリティーとなるなか、高齢者の固定資産税負担がどのようにになっているのか、限られたキャッシュフローの下で一般的な高齢者が固定資産税を支払い続けることができるのかどうか。

2 高齢者の租税等の負担

- ・【資料；表2】 ●年齢階級別に家計が経常的に負担する直接税3税（固定資産税、所得税、住民税）社会保険料の1世帯平均負担額
- ・所得税と住民税、社会保険料は40歳代、50歳代、とくに後者の負担額が重い。所得税と住民税では65歳以上、75歳以上の高齢者世帯の平均負担額は50歳代のそれの半分以下である。
- ・他方、固定資産税の平均負担額は60歳代が約14万円で、70歳代、80歳以上が13万円前後で、40歳代の12%弱、50歳代の13万円弱、30歳代の約11万円、そして全年齢層の13万円弱とほぼ同じ、あるいは少し高くなっている。
- ・【資料：表3】 ●世帯主年齢別の固定資産税の負担状況
- ・固定資産納税者の51.0%が65歳以上、24.1%が75歳以上の年齢層で、納税者における高齢者のウェイトが高い（全世帯における65歳以上の割合は45.5%、75歳以上のそれは21.7%）。
- ・納付額の世帯分布では、高齢者は現役世代との比較において年額2～10万円未満のレンジに集中する傾向がみられ（2～8万円のレンジで65歳以上は46.3%、75歳以上は47.9%、10万円までを含めると65歳以上が55.8%、75歳以上が55.7%）、現役世代よりもやや低いゾーンに集中している（現役世代では、30歳代と40歳代は4～14万円、50歳代では2～12万円といった高齢者世代より少し上のゾーンに負担の中心がある）。
- ・現役世代の中でもとりわけ30～40歳代で負担額の重い世帯が多いのは、一つにはこれらの年齢層は住宅取得後の年数が少なく、したがって評価額と評価割合（負担水準）が高い資産を所有しているためと思われる。
- ・納税額が20～30万円、30万円以上といった負担額の大きな層では、高齢者世帯のほうが現役世代よりもここに属する世帯の割合が大きい（65歳以上の納税者が20～30万円の納税者の58.8%、30万円以上の納税者の58.8%、75歳以上の納税者それぞれ25.3%、30.4%を占める）。すなわち、高齢者世帯の負担構造の特徴は、比較的負担額の低いところに集中する一方で、無論、世帯数そのものは少ないが、現役世代よりも高い固定資産税を負担している納税者が多いのである。
- ・固定資産税課税世帯の同じ年齢層の全世帯に対する割合（表の最上段の列）は、30歳代で約4割、40歳代で約6割、50歳代で約7割、高齢者層で約8割と、上記の持ち家率の数値とほぼ一致している。
- ・年齢層が上がるにつれて持ち家率が上昇し、固定資産税を負担する世帯が増え、また、その納税額も重くなる。しかし、高齢者における納税額の分布は10万円までの世帯が多く、一方で30万円以上の固定資産税を支払っている世帯も少なくない。●比較的少ない固定資産税を負担している多くの高齢者世帯と、かなり多くの固定資産税を納税している少数の高齢者世帯という対称的な世帯の存在、二

極化の構造である。

3 高齢者層における資産保有の現状

- ・【資料：表4】
 - 固定資産税の課税対象である宅地・住宅資産について高齢者世帯を含めた所有の状況（世帯主（2人以上の全世帯）の年齢階級別の1世帯当たり家計資産額等を示す）
- ・資産総額（表の②欄）は金融資産（③）と実物資産（⑦）の合計で、実物資産の大半は住宅・宅地資産（⑧）。
- ・住宅・宅地資産額の全世帯平均は2,514万円であるが、高齢者世帯の資産額は3,000万円強で全世帯平均の約1.2倍、また、65歳以上の世帯の住宅・宅地資産額は30歳代のそれ（1,532万円）の約2倍、40歳代（約2,190万円）の約1.5倍である。このように高齢者層は現役世代に比して多額の住宅・宅地資産を有し、したがってより高齢者世帯全体として重い固定資産税を負担することになる。
- ・なお、高齢者はこうした住宅・宅地資産とともに金融資産についても現役世代を大きく上回る資産を有している。貯蓄現在高（④）から負債（⑤）を差し引いた金融資産（③）では、高齢者世帯の資産保有額1,800～1,900万円は全世帯平均や50歳代世帯の2倍近くになるし、40歳代世帯の約2.5倍である。
- ・また、金融資産と住宅・宅地資産を合わせた高齢者の資産総額（②）は全世帯平均の約1.4倍である。
- ・このように高齢者世帯は保有資産の面では豊かであるが、収入面では①欄に示すように高齢者世帯の年間収入（65歳以上512万円、70歳以上483万円）は全世帯平均（651万円）を下回っている。このデータは2人以上の全世帯のものであるから現役世代の40歳代の749万円、50歳代の841万円はその世帯構成員数を考慮すれば高齢者層がインカムプアであるとは言えない。しかし、相対的にストックリッチの高齢者世帯が負担する相対的に多額の固定資産税は、この少ない収入のインカムフローから負担されているということにも留意せねばならない。
- ・【資料：表5】
 - 高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の住宅・宅地の資産額階級別の世帯分布、年間収入、貯蓄現在高、住宅・宅地資産額の平均値を示す。
- ・住宅・宅地資産額階級別の世帯分布では500～1,000万円の層が全体の約15%、1,000～1,500万円層が約18%、1,500～2,000万円層が約14%、2,000～3,000万円層が約18%と、これら4階級で全世帯の7割近くを占める。
- ・他方、5,000万～1億円の層には約9%、1億円以上の層には約4%の世帯がある。これら上位2階級の世帯ウェイトは大きくはないが、それぞれの平均資産額はそれぞれ6,874万円（全世帯平均の2倍強）、2億円（同7倍弱）であるから、これらの階級が負担する固定資産税の割合はかなり大きいと考えられる。
- ・これは前述の「比較的少ない固定資産税を負担している多くの高齢者世帯と、かなり多くの固定資産税を納税している少数の高齢者世帯という対称的な世帯の存在」「二極化」を説明することができる。
- ・1世帯当たり7,000万円近い住宅・宅地資産を所有する約55万世帯、およそ2億円の資産を所有する約25万世帯の存在は、ボリュームゾーンのそれとともに、高齢者の固定資産税負担の構造を考えるうえで決して小さくない。
- ・ところで、住宅・宅地資産の所有額が高くなるにつれ貯蓄現在高も増えていく。住宅・宅地資産額階級の5,000万～1億円の階級での貯蓄現在高は3,070万円、1億円以上の階級のそれは3,580万円、そして全世帯平均が2,170万円であるから、その格差は住宅・宅地資産のそれよりは小さい。
- ・収入については、多くの世帯が集中する500～3,000万円のボリュームゾーン階級において全世帯平均値の474万円を下回っている。他方、上位2階級ではそれぞれの年間収入平均が632万円と954万円でそれぞれ全世帯平均の約1.3倍と約2倍の水準で、これも住宅・宅地資産額ほどには格差は存在しない。

4 高齢者の家計収支と固定資産税負担

- ・今後、さらに納税者が高齢化していくなかで、固定資産税制度の運用にどのような影響が生ずるのであろうか。高齢者は一般にストックリッチでインカムプアであるといわれる（本当にプアかどうかについてはさらに詳細な考察が必要であるが、それについては別の機会に論じたい）。そこで懸念される問題はキャッシュフローの限られた高齢者が固定資産税を今後も支払い続け、現在居住している土地、住宅に住み続けることができるかどうかである。固定資産税は資産保有課税であり、その資産の保有の継続を前提に課税されるのであって、納税のために高齢者が住みなれた土地や住宅を売却、放棄することを前提とするものではない。無論、身の丈に合わない、不相応に高価な資産を持ち続けることを助けるものでもない。あくまでも一般的な納税者に追い出しにかけることはないという範囲で、税負担の適正な水準が設定されるべきであろう。
- ・【資料：表6】高齢者世帯の家計収支
 - ・高齢者世帯の大部分を占める無職世帯（持ち家率は単身世帯を除き9割前後）では、世帯主が60歳以上の世帯で59,610円、世帯主65歳以上の世帯で52,577円、高齢者世帯（65歳以上の単身世帯又は男65歳以上、女60歳以上から成る世帯で少なくとも1人65歳以上の者がいる世帯）で49,080円、高齢単身世帯で35,976円、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯）で61,560円、夫婦高齢者世帯（65歳以上の夫婦1組のみの世帯）で56,025円の収支不足（赤字）を毎月、生じさせている。
 - ・この月4～6万円のキャッシュフローの不足は主に金融資産を取り崩して賄われている。例えば毎月の預貯金の引出しが、世帯主が60歳以上の世帯で215,482円（金融資産純減49,138円）、世帯主65歳以上の世帯で210,832円（同41,815円）、高齢者世帯で197,083円（同37,472円）、高齢単身世帯で138,885円（同26,959円）、高齢夫婦世帯で251,383円（同47,669円）、夫婦高齢者世帯で247,909円（同41,463円）であり、これに有価証券や財産の売却などを加えて、赤字が埋められているのである（各世帯類型での平均消費性向は100%を大きく超え、平均貯蓄率はマイナスの20～30%）。
 - ・厚生労働省の平成25年簡易生命表によれば60歳の男性の平均余命は23.14年、女性のそれは28.47年であるから、仮に現在の取崩しを28年続けるとして、高齢無職世帯で1,651万円、高齢無職単身世帯で1,395万円、高齢無職夫婦では1,602万円の金融資産残高があり、それを取り崩して赤字を補填していくば、固定資産税を支払いながら現在の生活を（死亡時まで）維持できることになる。
 - ・「家計調査年報」によれば、世帯主が60歳代の夫婦2人世帯では貯蓄残高は2,484万円（負債残高218万円）、世帯主70歳以上の場合は2,452万円（負債残高78万円）。
- ・【資料：表7】持家世帯の住宅の建築時期、世帯主の年齢階級別貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高（二人以上の世帯、平成26年）。
- ・貯蓄から負債を差し引いた純貯蓄残高が2,000～3,000万円ある。表4に示した世帯主60歳代の2人以上全世帯の金融資産残高も1,785万円、同70歳以上で1,860万円、同65歳以上1,841万円であった。
- ・今後、インフレや年金支給額のカットなど与件に大きな変化がなければ、多くの高齢者は残った金融資産の取崩しでおおよそ余命期間を過ごせるはずである。
- ・今後、高齢納税者が増えたとしても、（住宅用地特例の見直しや、地価上昇等により固定資産税負担が増えることがなければ）現在、実際に高齢者がそうしているように貯蓄を取崩していくば、平均的には「固定資産税を支払えない」、「そのために住み慣れた家を離れざるを得ない」高齢納税者が大きく増えることはない。さらには前述のように高齢者世帯の現居住地以外の住宅・宅地資産保有率の存在も、それを売却して現金化できる余地があるという意味で懸念を払拭する要素となる（不動産市場への影響についてはここではふれない）。
- ・問題はこのことが将来の高齢納税者にもあてはまるか否かである。インフレや年金支給額削減なども不安材料であるが、ポイントは二つある。
- ・第一のポイントは高齢者が現状を維持し、固定資産税も納税し続けるためには、取り崩すべき貯蓄残

高を将来の高齢者も蓄えることができなければならないということである。

- ・【資料：表8】
■約20年の間、全体として1世帯当たり所得、世帯員1人当たり所得ともに減少しているが、現役世代の、とりわけ1人当たり所得の低下が顕著である。このような世帯所得の動きが今後も続ければ、貯蓄の形成がうまくいかず、将来の高齢納税者が貯蓄を取り崩しつつ固定資産税も納税し、現状の生活を維持することは難しくなる。
- ・第二のポイントは固定資産税サイドの問題である。住宅用地の課税標準特例の見直しなどの施策変更により影響が生ずることは無論であるが、土地評価における負担水準の均衡化により固定資産税の評価額と課税標準、そして税額が公示地価と同調するようになっているため、地価の上昇が生じた場合にはそれが税負担の増大に連動する。そのこと自体は課税の公平の面では望ましいことであるが、高齢者が納税しつつ現状の生活を維持できるという構図には影響が及ぶ。

以上より、納税者の高齢化の持つ意味を整理すると、

- ・納税者の高齢化は固定資産税の今後の制度設計、運用において一種の「縛り」（制約要素）となりうる。
(例；住宅用地特例の見直しへの影響)
- ・公共サービスのあり方と受益・負担関係を考慮しながら、負担の水準のあり方についての検討が求められる。
- ・固定資産税は物税であるが、アメリカの地方財産税のような高齢者を対象とした人税的な措置は考えられるか。リバースモーゲージの可能性はどうか。
- ・そのことと税収の安定確保との関係をどうするのか。（※その意味でも償却資産課税の維持は絶対に必要である。）
- ・納税者の高齢化は、今後、固定資産税の性格とあり方に関わる問題を生じさせる。

【関連文献】

- 拙稿（2009）「固定資産税（償却資産）の現状と課題」『租税研究』721号、pp.51-71.
- 拙稿（2009）「固定資産税における償却資産課税について」『経済学論究』63巻3号、pp.571-599.
- 拙稿（2011）「土地評価適正化後の固定資産税」『地方税』62巻8号、pp.2-10.
- 拙稿（2011）「高齢社会における固定資産税の負担構造と課題」『経済学論究』64巻4号、pp.21-44.
- 拙稿（2012）「固定資産税の減免措置のあり方について」『経済学論究』66巻3号、pp.65-95.
- 拙稿（2013）「人口減少時代の地域活性化と固定資産税」『資産評価情報』192号別冊、pp.6-23.
- 拙稿（2015）「人口減少下における固定資産税のあり方について」『経済学論究』68巻4号、pp.45-61.
- 拙稿（2015）「納税者の高齢化と固定資産税」『資産評価情報』207号、pp.2-9。拙稿（2016）「地方基幹税（個人住民税・固定資産税）改革への課題と基本的視点」『税研』31巻6号、pp.70-75.
- 拙稿（2016）「高齢者世帯の固定資産税負担；現状と課題」『産研論集』43号、pp.95-104.
- 拙稿（2017）「オハイオ州における償却資産課税の廃止と学校区財政への影響」『産研論集』44号、pp.123-132.
- 拙稿（2017）「アメリカにおける償却資産課税の概要と最近の動き；有形動産税の廃止はありうるのか」『経済学論究』71巻1号、pp.101-130.

表1 年齢別持ち家率

	平成25年	平成20年
25歳未満	3.4	2.5
25~29歳	11.3	11.5
30~34歳	28.7	29.8
35~39歳	46.0	46.0
40~44歳	55.8	57.7
45~49歳	62.6	66.7
50~54歳	68.8	72.4
55~59歳	73.9	75.9
60~64歳	77.5	78.8
65~69歳	79.7	79.9
70~74歳	80.2	80.1
75歳以上	81.5	80.9
全 体	61.6	60.9

出所：総務省「住宅・土地統計調査」(平成25年)より作成。

表2 年齢階級別の1世帯当たり租税・社会保険料負担(年額、平成26年)

	租税・社会保険料負担合計	所得税	住民税	固定資産税	社会保険料
全年齢平均	101.3	29.0	25.0	12.8	58.6
29歳以下	68.6	14.7	16.3	9.6	47.3
30~39歳	113.4	22.4	24.6	11.0	67.9
40~49歳	142.8	34.3	33.0	11.5	83.8
50~59歳	171.3	42.3	36.3	12.6	94.2
60~69歳	97.6	28.7	22.5	14.1	53.5
70~79歳	60.0	20.3	16.1	12.5	34.3
80歳以上	50.3	15.5	14.7	13.0	30.3
65歳以上(再掲)	63.0	19.2	16.4	12.9	36.6
75歳以上(再掲)	53.9	18.0	15.6	12.6	31.5

注：租税・社会保険料負担合計の1世帯当たり平均金額には金額不詳の世帯は含まれないため、所得税、住民税、固定資産税、社会保険料の合計に一致しない。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成26年)第1巻、表121を一部修正。

表3 固定資産税額の税額別・年齢別分布(平成26年)

固定資産税額	総数	29歳以下		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60~69歳		70~79歳		80歳以上		(再掲)		(再掲)			
		65歳以上	75歳以上	30歳未満	39歳未満	40歳未満	49歳未満	50歳未満	59歳未満	60歳未満	69歳未満	70歳未満	79歳未満	80歳未満	89歳未満	90歳未満	99歳未満	100歳未満	65歳以上	75歳以上	
全世帯	6,837 100.0%	216 3.2%	582 8.5%	969 14.2%	1,100 16.1%	1,702 24.9%	1,489 21.8%	778 11.4%	3,112 45.5%	1,482 21.7%	1,29 24.1%	1,29 100.0%	76.2%	1,29 51.0%	1,29 100.0%	76.2%	1,29 24.1%	1,29 100.0%	76.2%		
固定資産税課税世帯	4,681 100.0% 100.0%	19 0.4%	8.8% 100.0%	251 5.4%	43.1% 100.0%	583 12.5%	60.2% 100.0%	788 16.8%	71.6% 100.0%	1,304 27.9%	76.6% 100.0%	1,151 24.6%	77.3% 100.0%	585 12.5%	75.2% 100.0%	2,385 12.5%	76.6% 100.0%	1,129 51.0%	76.2% 100.0%	1,129 24.1%	76.2% 100.0%
2万円未満	218 100.0% 100.0%	- -	- -	6 2.8%	15 2.4%	24 6.9%	48 2.6%	74 11.0%	51 3.0%	22.0% 3.7%	3.7%	51 33.9%	51 6.4%	148 23.4%	91 8.7%	67.9% 12.7%	62% 41.7%	91 8.1%	41.7% 8.1%		
2~4万円	647 100.0% 13.8%	1 0.2%	5.3%	12 1.9%	4.8% 4.9%	32 5.5%	81 12.5%	211 10.3%	192 32.6%	118 16.2%	16.7%	118 29.7%	118 16.7%	425 18.2%	20.2%	204 65.7%	17.8%	31.5% 31.5%	18.1% 18.1%		
4~6万円	656 100.0% 14.0%	- -	- -	22 3.4%	48 8.8%	106 7.3%	179 8.2%	213 16.2%	17.5% 13.5%	27.3% 13.7%	13.7%	88 32.5%	88 18.5%	388 13.4%	192 15.0%	29.3% 59.1%	29.3% 16.3%	192 17.0%	192 17.0%		
6~8万円	598 100.0% 12.8%	1 0.2%	5.3%	29 4.8%	11.6% 13.7%	82 14.1%	107 13.6%	173 28.9%	13.3%	22.6% 11.7%	11.7%	71 11.9%	71 12.1%	292 48.8%	144 12.2%	144 24.1%	144 12.8%	144 12.8%	144 12.8%		
8~10万円	510 100.0% 10.9%	1 0.2%	5.3%	34 6.7%	13.5% 16.5%	84 14.4%	92 14.4%	144 18.0%	11.7%	28.2% 11.0%	11.0%	116 22.7%	116 10.1%	7.6% 7.6%	88 6.7%	44.5% 44.5%	9.5% 9.5%	88 17.3%	88 7.8%		
10~12万円	426 100.0% 9.1%	4 0.9%	21.1%	46 10.8%	18.3% 20.9%	89 15.3%	104 20.7%	75 11.2%	24.4% 8.0%	8.0%	14.8% 14.8%	63 5.5%	63 7.5%	32 5.5%	145 34.0%	59 6.1%	13.8% 13.8%	59 5.2%	59 5.2%		
12~14万円	337 100.0% 7.2%	- -	- -	31 9.2%	67 12.4%	54 19.9%	107 11.5%	49 0.0%	107 0.0%	31.8% 8.2%	8.2%	49 14.5%	49 4.3%	29 8.6%	133 5.0%	46 39.5%	5.6% 5.6%	46 13.6%	46 4.1%		
14~16万円	233 100.0% 5.0%	- -	- -	17 7.3%	34 6.8%	62 14.6%	61 5.8%	41 26.6%	41 7.9%	26.2% 4.7%	4.7%	18 17.6%	18 3.6%	91 7.7%	91 3.1%	39 39.1%	3.8%	39 16.7%	39 3.5%		
16~18万円	129 100.0% 2.8%	1 0.8%	5.3%	6 4.7%	2.4% 14.7%	19 3.3%	27 3.3%	34 20.9%	34 3.4%	26.4% 2.6%	2.6%	7 27.1%	7 3.0%	63 5.4%	63 1.2%	23 48.8%	2.6%	23 17.8%	23 2.0%		
18~20万円	84 100.0% 1.8%	- -	- -	3 3.6%	1.2% 16.7%	14 2.4%	11 1.4%	21 13.1%	21 1.4%	25.0% 1.6%	1.6%	21 25.0%	21 1.8%	14 16.7%	14 2.4%	46 54.8%	1.9%	21 25.0%	21 1.9%		
20~30万円	261 100.0% 5.6%	- -	- -	7 2.7%	2.8% 10.7%	28 4.8%	47 4.8%	75 18.0%	75 6.0%	28.7% 5.8%	5.8%	71 27.2%	71 6.2%	33 12.6%	33 5.6%	141 54.0%	5.9%	66 25.3%	66 5.8%		
30万円以上	250 100.0% 5.3%	- -	- -	5 2.0%	2.0% 8.0%	20 3.4%	31 12.4%	81 3.9%	81 6.2%	29.2% 6.3%	6.3%	73 16.0%	73 6.8%	40 58.8%	40 6.2%	147 30.4%	6.7%	76 30.4%	76 6.7%		
不詳	332 100.0% 7.1%	11 3.3%	57.9% 9.9%	33 13.1%	51 15.4%	58 8.7%	66 17.5%	66 7.4%	66 19.9%	5.1%	20.5% 5.9%	68 13.6%	68 7.7%	45 41.9%	139 5.8%	80 24.1%	80 7.1%	80 24.1%	80 7.1%		

注：年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成26年)第1巻第2章、第139表をもとに作成。

表4 平成21年における世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産額(2人以上の全世帯)

世帯主年齢階級	平均	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	(再掲) 65歳以上
①年間収入	6,505 指標 100.0	4,463 68.6	5,835 89.7	7,485 115.1	8,411 129.3	5,961 91.6	4,834 74.3	5,118 78.7
②資産総額(資産合計)③+⑦	35,878 指標 100.0	8,538 23.8	14,000 39.0	23,947 66.7	37,104 103.4	49,251 137.3	50,240 140.0	49,922 139.1
③金融資産(貯蓄+負債)	9,467 指標 100.0	-382 -4.0	-2,620 -27.7	739 7.8	9,270 97.9	17,853 188.6	18,602 196.5	18,405 194.4
④貯蓄現在高	14,725 指標 100.0	3,107 21.1	6,162 41.8	10,227 69.5	14,959 101.6	20,484 139.1	19,874 135.0	20,037 136.1
⑤負債現在高	5,258 指標 4,488	3,489 3,016	8,782 8,296	9,488 8,785	5,689 4,707	2,632 1,635	1,272 707	1,632 936
⑥うち住宅・土地分	26,411 指標 100.0	8,920 30.9	16,621 60.9	23,208 87.1	27,833 105.1	31,399 119.5	31,638 122.1	31,517 121.0
⑦実物資産	25,143 指標 100.0	7,762 30.9	15,323 60.9	21,900 87.1	26,434 105.1	30,044 119.5	30,690 122.1	30,433 121.0
⑧住宅・宅地資産額	20,221 指標 100.0	6,544 32.4	14,207 70.3	18,580 91.9	21,611 106.9	22,782 112.7	23,542 116.4	23,022 113.9
⑨現住居・現居住地	15,978 指標 100.0	4,060 25.4	8,653 54.2	12,842 80.4	17,193 107.6	19,139 119.8	21,079 131.9	20,206 126.5
⑩宅地	4,243 指標 100.0	2,484 58.5	5,554 130.9	5,737 135.2	4,418 104.1	3,643 85.9	2,463 58.0	2,815 66.3
⑪住宅	4,923 指標 100.0	1,218 24.7	1,117 22.7	3,320 67.4	4,823 98.0	7,262 147.5	7,147 145.2	7,412 150.6
⑫現住居以外・現居住地以外	3,940 指標 100.0	1,055 26.8	946 24.0	2,513 63.8	3,839 97.4	5,831 148.0	5,812 147.5	6,067 154.0
⑬宅地保有率(現居住地以外)	11.4 指標 10.8	2.6 3.5	3.0 3.4	6.1 7.3	12.8 12.4	16.8 15.1	16.1 13.6	16.5 14.1
⑭住宅保有率(現居住地以外)	983 指標 100.0	164 16.7	171 17.4	807 82.1	983 100.0	1,431 145.6	1,335 135.8	1,345 136.8
⑮宅地保有率(現居住地以外)	11.4 指標 10.8	2.6 3.5	3.0 3.4	6.1 7.3	12.8 12.4	16.8 15.1	16.1 13.6	16.5 14.1
⑯住宅保有率(現居住地以外)	983 指標 100.0	164 16.7	171 17.4	807 82.1	983 100.0	1,431 145.6	1,335 135.8	1,345 136.8

注：住宅・宅地資産の評価は、住宅は住宅延べ床面積×都道府県別・住宅構造別建築単価(国土交通省基準)×住宅構造別・建築時期別残価率、宅地は敷地面積×調査単位別1m²当たり宅地地価(公示地価、都道府県地価調査より推計)で算出されている。

出所：総務省「全国消費実態調査」(平成21年)、第8巻家計資産編、第4表より作成。

表5 高齢者夫婦（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の住宅・宅地資産階級別年間収入、資産額（1世帯当たり平均、平成21年）

	全 体	住 宅・宅 地 資 産 階 級 別 (万円)									
		500未満	500~1,000	1,000~1,500	1,500~2,000	2,000~3,000	3,000~4,000	4,000~5,000	5,000~10,000	10,000以上	
世帯数分布	世帯	6,121,293	403,927	932,808	1,068,395	860,419	1,088,010	596,367	378,590	544,458	248,318
(抽出率調整) %		100.0	6.6	15.2	17.5	14.1	17.8	9.7	6.2	8.9	4.1
年間収入	千円	4,742	3,617	3,808	4,086	4,328	4,614	5,087	5,451	6,318	9,542
資産総額（資産合計）千円		52,439	17,747	24,129	30,733	37,669	46,974	62,036	71,915	98,841	229,245
貯蓄現在高	千円	21,701	14,060	16,008	17,858	20,294	22,223	26,674	26,399	30,695	35,804
住宅・宅地資産額	千円	30,823	3,250	7,655	12,502	17,325	24,417	34,713	44,596	68,735	202,906

注：住宅・宅地資産のある夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの高齢者世帯において住宅・宅地資産を所有する世帯
の割合（持家率）は90.4%。

出所：総務省「全国消費実態調査報告」（平成21年）、第7巻高齢者世帯編、32表より作成。

表6 高齢者のいる世帯の世帯主の就業状態別1世帯当たり1か月間の収入と支出（平成26年、総世帯）

項目	世帯主が 60歳以上 の世帯		(再掲) 世帯主が 65歳以上 の世帯		(再掲) 高齢者世 帯		(再掲) 高齢單身 世帯③		(再掲) 高齢夫婦 世帯④		(再掲) 夫婦高齢 者世帯⑤					
	勤労者 世帯	無職世帯 を除く勤 労者以外 の世帯	勤労者 世帯	無職世帯 を除く勤 労者以外 の世帯	高齢者世 帯②	無職世帯 を除く勤 労者以外 の世帯	高齢單身 世帯③	無職世帯 を除く勤 労者以外 の世帯	高齢夫婦 世帯④	無職世帯 を除く勤 労者以外 の世帯	夫婦高齢 者世帯⑤	無職世帯 を除く勤 労者以外 の世帯				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫				
世帯数分布（抽出率調整）	9,222	1,376	1,530	6,316	7,336	518	1,122	5,695	5,597	4,530	2,550	2,201	2,839	2,187	2,395	1,920
集計世帯数	4,441	738	777	2,927	3,484	278	560	2,646	2,400	1,891	434	371	1,834	1,428	1,550	1,250
世帯主の年齢（歳）	72	64	70	74	74	68	72	75	74	75	75	76	74	75	75	76
持家率（%）	89	84	94	88	89	83	94	88	87	87	80	93	94	93	93	93
年収	777,227	497,799	746,385	494,987	468,568	335,736	593,283	590,556	590,556	590,556	335,736	593,283	590,556	590,556	590,556	590,556
家収入	362,861	170,638	356,949	173,275	153,404	116,188	207,347	209,431	209,431	209,431	116,188	207,347	209,431	209,431	209,431	209,431
支取入以外の受取（輸入金を除く）	343,049	258,863	313,882	253,048	237,980	158,928	312,337	306,924	306,924	306,924	158,928	312,337	306,924	306,924	306,924	306,924
うち預貯金引出	289,678	215,482	263,563	210,832	197,083	138,885	251,383	247,990	247,990	247,990	138,885	251,383	247,990	247,990	247,990	247,990
うち保険金	16,202	16,706	16,760	16,300	16,122	8,264	23,431	21,644	21,644	21,644	8,264	23,431	21,644	21,644	21,644	21,644
うち有価証券売却	431	1,737	915	1,870	1,711	1,246	2,280	2,526	2,526	2,526	1,711	2,280	2,526	2,526	2,526	2,526
うち財産売却	722	4,101	0	4,561	5,719	40	11,771	13,374	13,374	13,374	5,719	40	11,771	13,374	13,374	13,374
賃入金	71,317	68,298	75,454	68,664	67,185	60,621	73,600	74,202	74,202	74,202	60,621	73,600	74,202	74,202	74,202	74,202
支払	777,227	497,799	746,385	494,987	468,568	335,736	593,283	590,556	590,556	590,556	335,736	593,283	590,556	590,556	590,556	590,556
支支出	346,551	230,248	318,883	225,852	212,484	152,064	268,907	265,457	265,457	265,457	212,484	268,907	265,457	265,457	265,457	265,457
うち非消費支出	58,771	22,878	47,924	22,527	20,163	10,532	29,422	28,913	28,913	28,913	20,163	29,422	28,913	28,913	28,913	28,913
貯蓄	26,377	10,048	22,424	9,786	9,112	5,449	12,582	12,420	12,420	12,420	9,112	12,582	12,420	12,420	12,420	12,420
社会保険料	32,348	12,807	25,459	12,718	11,024	5,061	16,467	16,467	16,467	16,467	11,024	16,467	16,467	16,467	16,467	16,467
社会的非消費支出	45	23	40	23	22	22	26	26	26	26	22	29	26	26	26	26
支支出以外の支払（融資金を除く）	367,375	207,210	361,171	208,434	196,332	130,354	257,933	258,124	258,124	258,124	196,332	257,933	258,124	258,124	258,124	258,124
うち預貯金	307,618	176,348	313,231	178,352	170,083	116,193	220,433	221,618	221,618	221,618	176,348	220,433	221,618	221,618	221,618	221,618
うち有価証券購入	15,494	7,705	11,231	7,151	6,515	4,647	8,011	8,045	8,045	8,045	7,151	8,011	8,045	8,045	8,045	8,045
うち土地家屋借入済	822	644	1,032	686	846	604	981	1,036	1,036	1,036	686	981	1,036	1,036	1,036	1,036
うち土地家屋購入	10,367	2,415	6,943	2,065	1,337	983	1,761	1,756	1,756	1,756	6,943	1,761	1,756	1,756	1,756	1,756
融通金	63,301	60,340	66,331	60,701	59,752	53,318	66,443	66,976	66,976	66,976	60,701	66,443	66,976	66,976	66,976	66,976
可処分所得	304,090	147,761	309,075	150,748	143,242	105,656	177,925	180,518	180,518	180,518	150,748	177,925	180,518	180,518	180,518	180,518
累計	16,210	-59,610	38,066	-53,672	-49,080	-35,876	-61,560	-56,026	-56,026	-56,026	-53,672	-49,080	-35,876	-35,876	-35,876	-35,876
金融資産総額	17,623	-49,138	44,255	-41,815	-37,477	-26,950	-47,669	-41,463	-41,463	-41,463	-41,815	-37,477	-26,950	-26,950	-26,950	-26,950
貯蓄	17,232	-48,045	44,139	-40,630	-36,607	-26,309	-46,370	-39,072	-39,072	-39,072	-40,630	-36,607	-26,309	-26,309	-26,309	-26,309
土地家屋借入済	10,367	1,634	6,943	1,202	1,337	983	1,761	1,756	1,756	1,756	6,943	1,761	1,756	1,756	1,756	1,756
地の借入金	1,285	2,746	1,163	3,011	3,727	334	8,333	8,333	8,333	8,333	3,011	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333
一括払個人入金節約	-7,087	-5,380	-8,098	-5,073	-4,480	-3,514	-5,193	-4,797	-4,797	-4,797	-5,073	-4,480	-3,514	-3,514	-3,514	-3,514
財産範囲	44	-2,233	0	-2,535	-2,535	-40	-10,934	-13,221	-13,221	-13,221	-2,233	-40	-10,934	-10,934	-10,934	-10,934
融通範囲	-8,017	-2,372	-1,644	-1,269	-1,311	-2,139	-2,954	-2,726	-2,726	-2,726	-1,644	-2,139	-2,954	-2,954	-2,954	-2,954
(再掲) 可処分所得に対する割合	95	140	88	135	134	134	135	135	135	135	88	135	135	135	135	135
平均消費性向 (%)	5	-40	12	-35	-34	-34	-35	-35	-35	-35	-34	-34	-35	-35	-35	-35
貯蓄率 (%)	5	-40	12	-35	-34	-34	-35	-35	-35	-35	-34	-34	-35	-35	-35	-35
金融資産総額増率 (%)	6	-33	14	-28	-28	-28	-28	-28	-28	-28	-27	-27	-27	-27	-27	-27
貯蓄割増率(平均貯蓄率) (%)	6	-33	14	-27	-27	-27	-27	-27	-27	-27	-26	-26	-26	-26	-26	-26
エングル係数 (%)	25	23	26	26	23	25	26	24	25	23	25	25	25	25	25	25
建築時期（平成21年～17年）																
世帯数分布（抽出率調整）	10,000	62	2,071	3,402	1,505	1,588	1,373									
集計世帯数	575	3	124	203	91	85	68									
世帯主の年齢（歳）	51.2	27.7	36.2	43.9	53.8	64.0	74.9									
持家率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0									
年間収入	712	348	638	795	893	607	557									
貯蓄	1,571	197	544	1,028	1,709	2,837	2,934									
負債	1,264	1,307	1,977	1,776	1,109	285	236									
住宅・土地のための負債	1,207	1,307	1,919	1,701	1,038	264	201									
住宅・土地以外の負債	42	0	32	60	49	14	33									
貯蓄・負債	307	-1,110														

資料5 人口減少時代の都市経営と
地方税制（諸富委員）



人口減少時代の都市経営と地方税制

日時:2019年1月31日(木), 13:00~
第4回 地方税制のあり方に関する研究会
諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂)

人口減少都市の将来

図1 急速に減少する日本の総人口

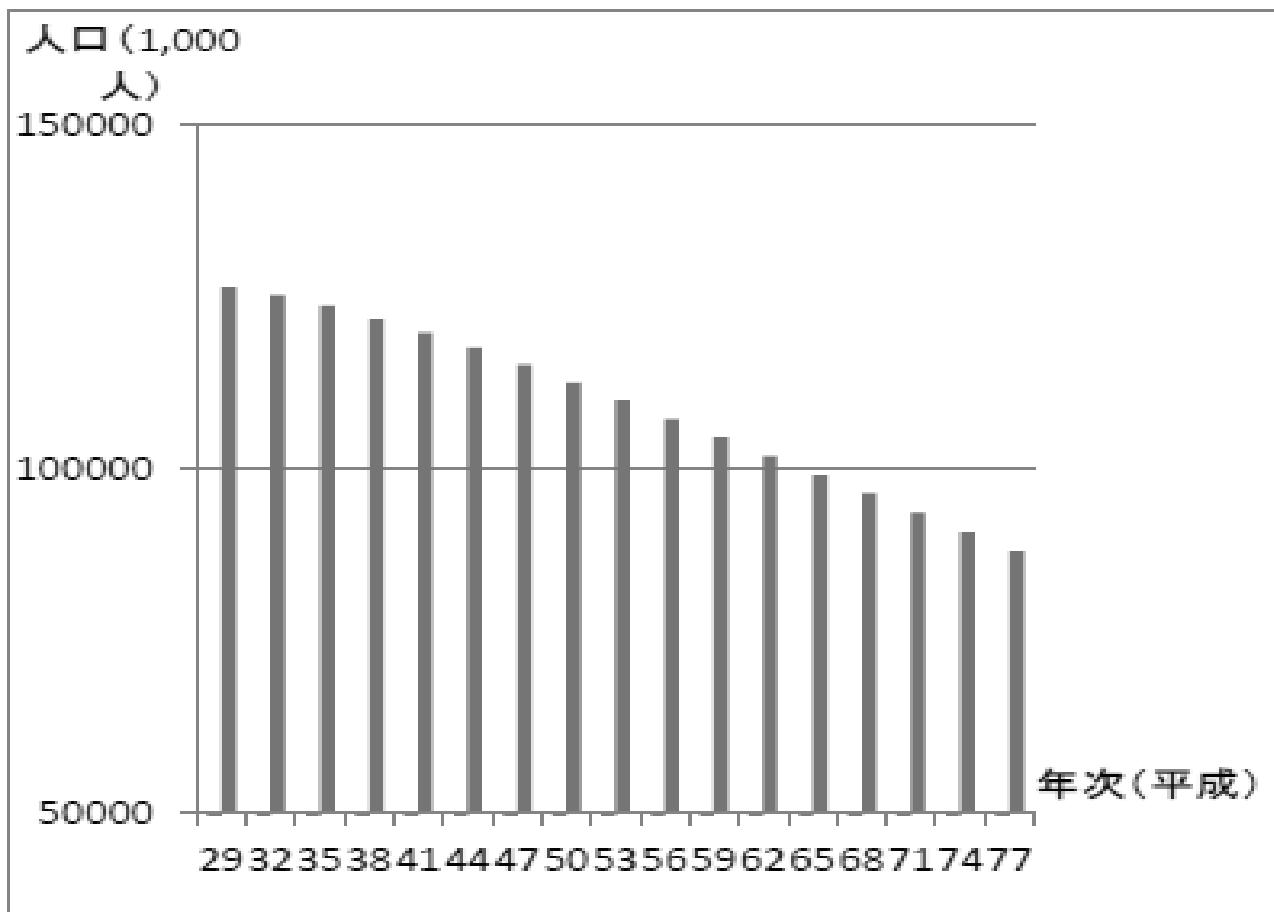


表1 建設後50年を経過する施設の割合の例

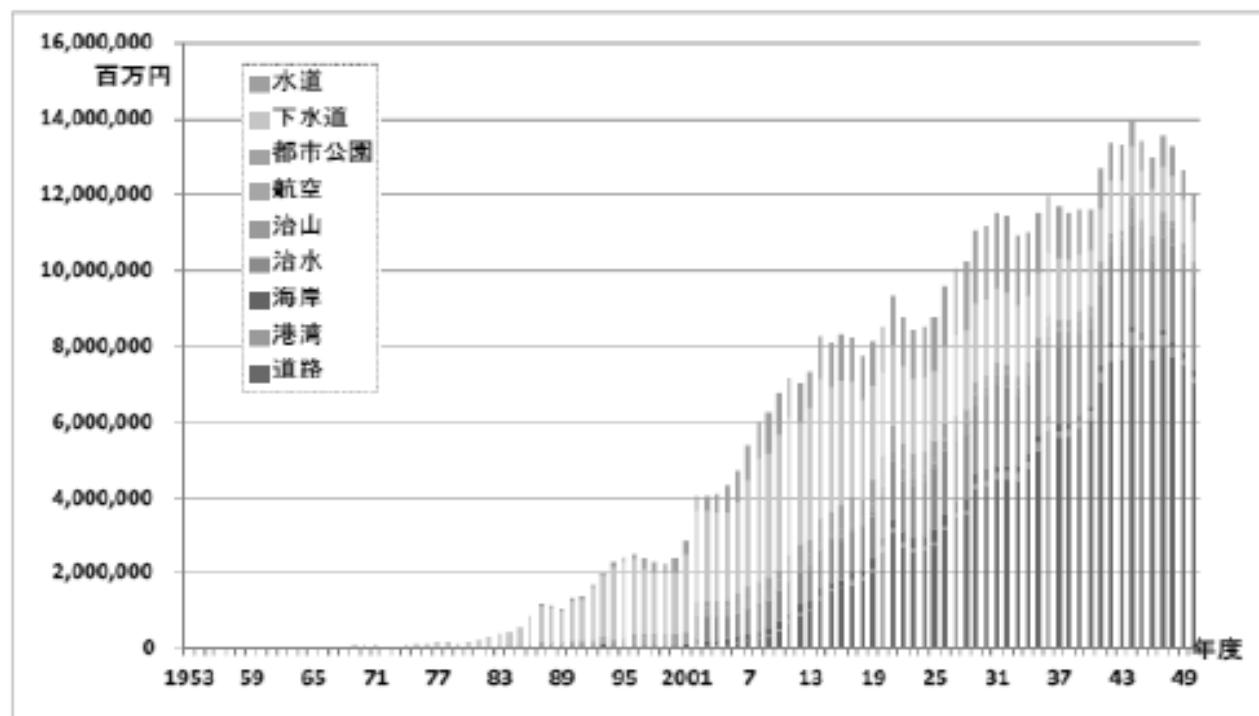
	2012年3月	2022年3月	2032年3月
道路橋	約16%	約40%	約65%
トンネル	約18%	約30%	約45%
河川管理施設	約24%	約40%	約62%
港湾岸壁	約7%	約29%	約56%

[出所] 国土交通省(2013), 「社会資本の維持管理・更新に関し当面講すべき措置」, 1頁.

図3 更新投資額の推移に関する推計

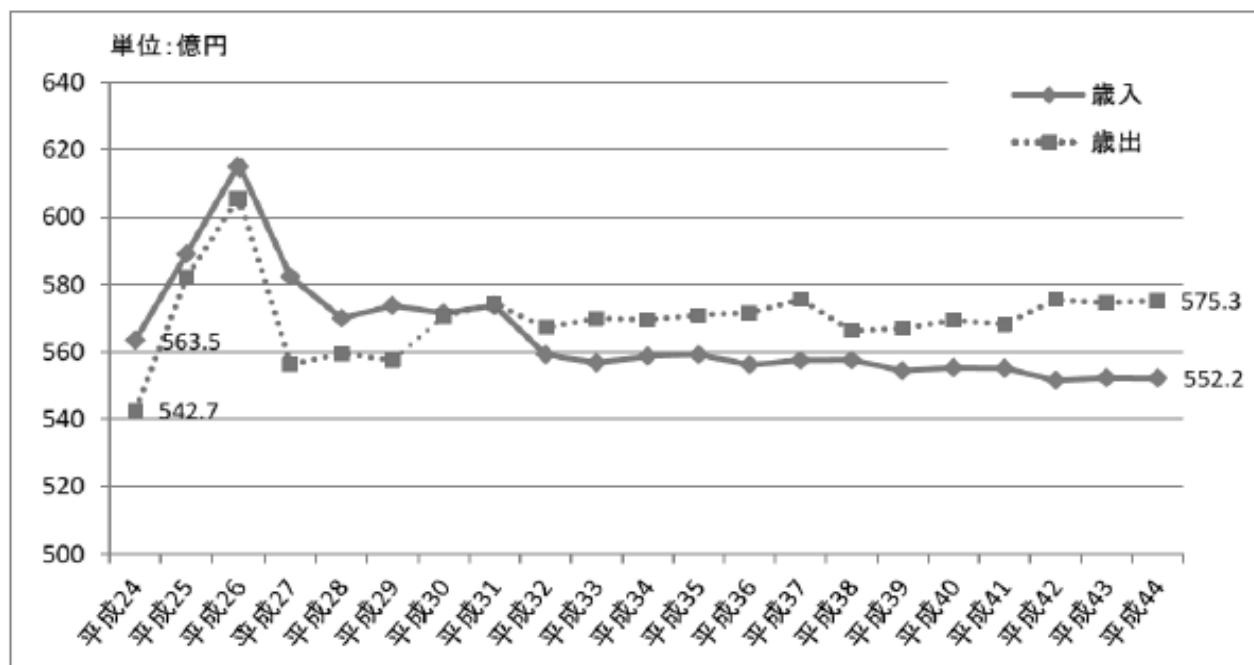
図3-40●更新投資額の推移

*新設改良費が3%減少する場合



[出所] 西村・宮崎, 35頁, 図3-39.

図5 鎌倉市における歳入・歳出総額のシミュレーション結果



[出所] 鎌倉市財政推計未来俱楽部「財政シミュレーションから見た鎌倉市の将来ビジョンの考察(財政シミュレーション編)」平成26年3月, 60頁, 図表31.

人口減少時代の都市／地域と税制

- ・高経済成長率、人口増、地価上昇の成長型都市経営時代から、低経済成長率、人口減少、地価下落の成熟型都市経営時代へ
- ・人口減少と地価下落によって、中長期的には住民税と固定資産税の税収は成り行きで下落傾向
- ・高齢化による社会福祉の経費税を考慮に入れると、コンパクト化による社会資本更新費用の抑制とともに、地域経済活性化（「地域経済循環」）による税収増をどう図るかという視点が重要に

「成長型」都市経営から「成熟型」都市
経営へ

大阪市-関一の都市経営-

- ・「都市社会主義(municipal socialism)」思想
 - 都市インフラを市有化・市営事業化し、えられた収益で都市問題を解決する
 - 片山潜、安部磥雄
- ・関一大阪市長(1923-35年)
 - 市営事業で収益を上げ、その財源で社会政策
その他の非収益的な公益事業を推進する必要性を説く
 - 御堂筋、市営地下鉄、大阪港など都市インフラの整備、大阪市域拡張、市営公園・公営住宅の整備、大阪駅前の区画整理事業など、都市計画に尽力
 - 大阪城公園の整備、天守閣の再建、大阪市民病院や日本初の市立大学(現大阪市立大学)の創設など、まさに近代大阪の基礎を築いた



貧困な都市財源

表2 大阪市域内の税収(1927年、単位:千円)

	金額(比率)		金額(比率)	市税構成比
国税	60,704(72.2%)	市税	18,677(21.6%)	100%
		国税付加税	4,192	22.4%
府税	7,086(8.2%)	府税付加税	11,753	63.0%
国税付加税	3,858	独立税	2,721	14.6%
独立税	3,228	総計	86,457(100%)	

[出所] 関野(1982a), 103頁, 第3表を簡略化.

市税収に匹敵する市営事業収益

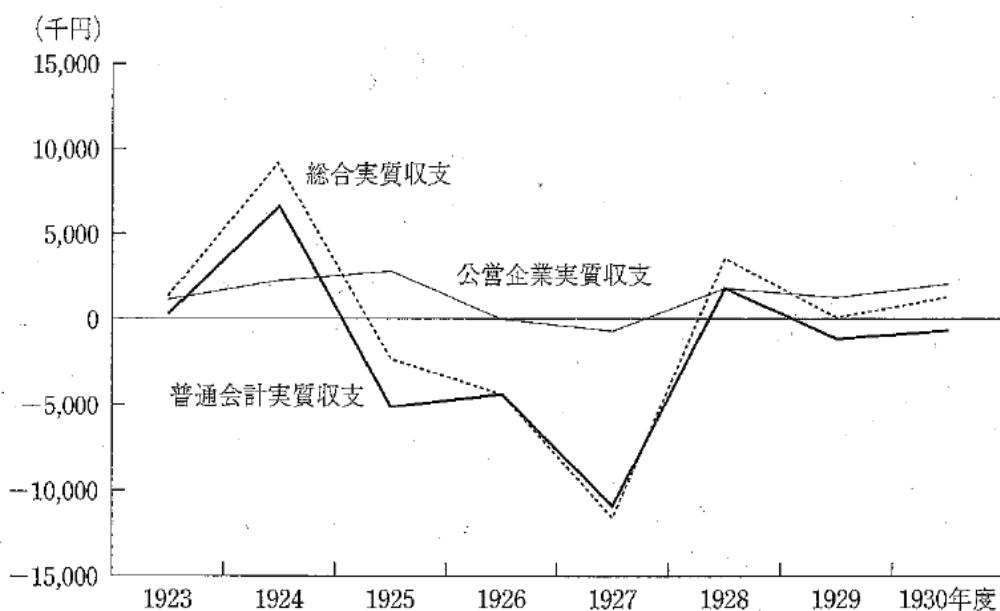
表3 戦前期地方財政における歳入構造の推移(単位・千円)

	1884 (明治17)	1889 (明治22)	1900 (明治33)	1911 (明治44)	1919 (大正8)	1931 (昭和6)	1942 (昭和17)
経営一般財源	15,079(91.9)	13,516(71.8)	9,932(39.7)	21,457(19.5)	76,080(21.5)	107,828(14.4)	468,668(25.0)
経営特定財源		1,409(7.4)	3,823(15.2)	27,716(25.1)	88,716(25.0)	188,358(25.2)	460,479(24.5)
うち使用料・手数料		19(0.1)	883(3.5)	23,627(21.4)	78,558(22.2)	173,023(23.1)	293,478(15.6)
臨時財源	1,322(8.0)	3,867(20.5)	9,928(39.6)	60,903(55.3)	175,919(49.7)	426,769(57.1)	945,159(50.9)
合計	16,405(100)	18,808(100)	25,015(100)	110,083(100)	353,843(100)	746,463(100)	1,874,307(100)

[出所] 持田(1985), 122-123頁, 第13表を簡略化.

普通会計赤字を公営企業黒字で相殺

図8 大阪市財政実質収支(西堀推計)



[出所] 西堀(2008), 105頁, 図2-8.

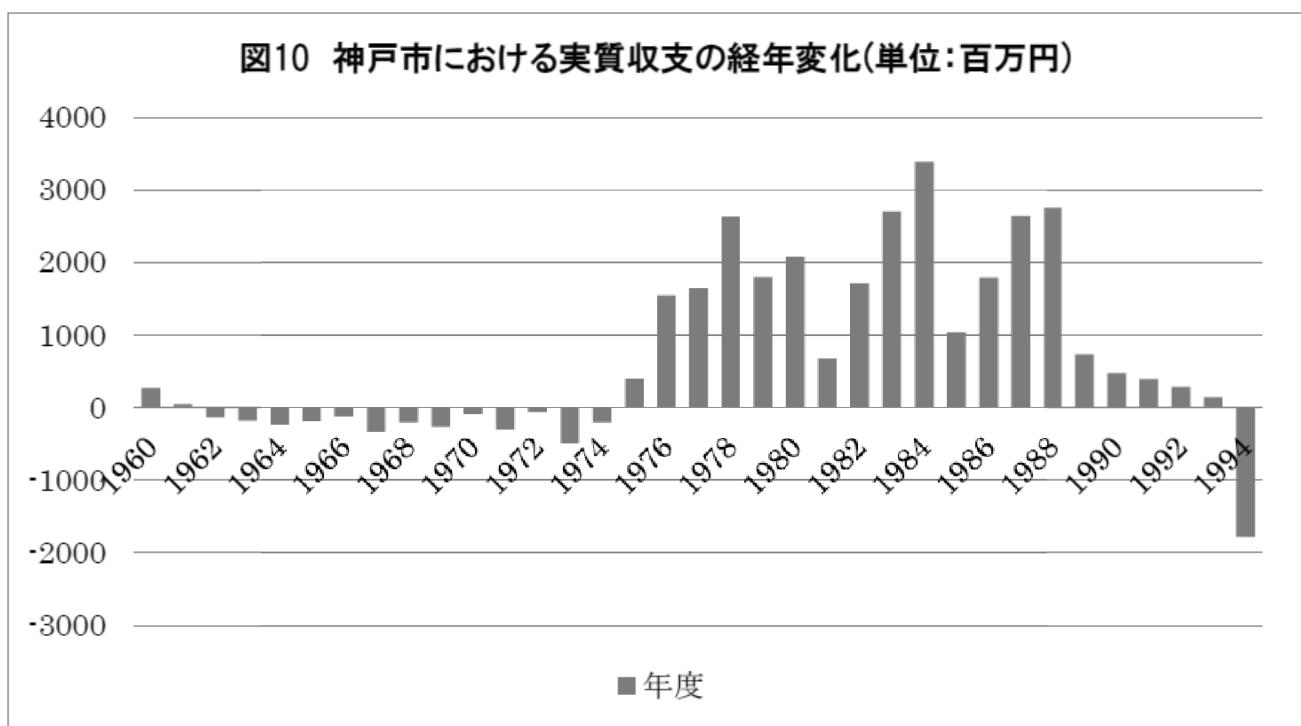
神戸都市経営による自治の獲得

- ・宮崎辰雄神戸市長(1969-89年)
- ・「都市経営の優等生」としての革新自治体
- ・開発・成長優先から福祉・環境・生活優先へ
- ・本領は都市開発
 - ▶あえて歳入を超える予算を組み、事業収益で借金を返済しつつ、さらなる事業拡張へ
 - ▶「山、海へ行く」／ポートアイランド／六甲アイランドなど人工島開発／郊外ニュータウン開発で開発利益を吸収
 - ▶外郭団体の活用／独立採算制



20年間実質収支黒字を継続

図10 神戸市における実質収支の経年変化(単位:百万円)



[出所] 池田(1997), 189頁, 表49のデータに基づいて作成.

神戸都市経営の成果と限界

- 現代版「都市社会主義」

- 「最小のコストで最大の利潤」が企業経営とすれば、都市経営の目標はあくまでも『最小の市民負担で最大の市民福祉』にある(宮崎 1985, 15頁)

- 自治権の確保

- 国の係争は避け、開発事業で着実に稼ぎ、財源を理由とした国家統制を防ぎ、自治の領域を確保

- 宮崎市政の限界

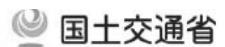
- 1)一回限りの開発利益、地価上昇 & インフレという好条件の存在
 - 2)生活優先で成果を上げたが、ハード偏重

「成熟型都市経営」への戦略

都市の「スポンジ化」を防ぐ

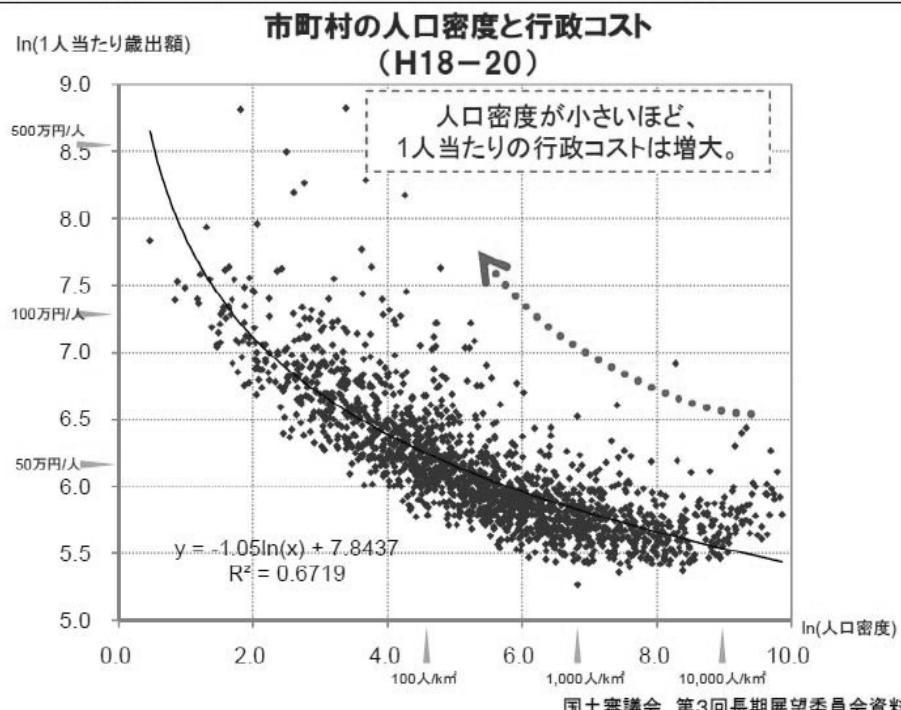
- 人口減少の影響は、すでに現れはじめてる
➢働き手不足、空き家の増加、郊外住宅価格の下落、コンビニ売上高の飽和…
- 人口減少が進むと、都市は「スポンジ化」する
➢都市外延の縮小／撤退、都市内でのスポンジ化
➢人口減少時代の都市の多くにとって、自治体消滅よりは、都市のスポンジ化がより大きな課題
- コンパクトシティとは？
➢都市の経済活動の密度を維持しつつ、社会インフラを効率利用し、財政を健全に保つ
- 「縮退都市(shrinking city)」という概念は、ドイツ由来
➢1970～80年代に産業構造転換で製造業の衰退と工業都市からの人口流出。北米五大湖周辺の中西部諸都市でも、同じ問題に直面
➢「都市の人口減少」という先進国の共通課題

(参考)我が国社会状況…財政状況の深刻化②



○人口密度と一人あたりの行政コスト(行政経費)との間には一定の関係。

⇒今後、財政状況がさらに厳しさを増すと見込まれる中、持続的な都市経営を維持するためには、人口密度を高め、行政の効率化を図ることが不可欠。



国土審議会 第3回長期展望委員会資料

地域魅力創造有識者会議（第2回）

日時：平成30年9月21日（金）
16:00-18:00
場所：中央合同庁舎4号館全省政府共用1200特別会議室

議事次第

1 開会

2 梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣挨拶

3 議事

・中枢中核都市における現状と課題について

・有識者プレゼンテーション

・意見交換

4 閉会

都市の外延化

- 東京を除く46の道府県庁所在地について、人口集中地区(DID)の面積及び人口密度について、1970年と2015年で比較。
- 多くの都市では、人口の伸び以上に市街地が大きく拡大しており、市街地内的人口密度が以前に比べ低下している。

県庁所在地のDID面積・人口密度（1970年と2015年の比較）

道府県庁所在地名	2015年DID面積(km ²)	対1970年比	2015年DID人口密度(人/km ²)	対1970年比
札幌市	235.5	267%	8,064	86%
青森市	40.3	233%	5,578	59%
盛岡市	41.9	224%	5,658	73%
仙台市	149.1	281%	6,720	78%
秋田市	54.8	229%	4,576	70%
山形市	33.0	219%	5,481	71%
福島市	40.0	256%	4,800	78%
水戸市	34.7	251%	4,969	74%
宇都宮市	71.5	271%	5,396	76%
前橋市	46.0	271%	4,274	60%
さいたま市	117.2	218%	9,943	114%
千葉市	121.8	251%	7,259	97%
横浜市	349.3	170%	10,393	111%
新潟市	104.2	233%	5,671	71%
富山市	57.9	219%	4,074	68%
金沢市	63.2	253%	6,131	61%
福井市	36.4	284%	4,874	54%
甲府市	32.3	191%	4,772	59%
長野市	48.9	246%	5,232	77%
岐阜市	55.0	195%	5,211	56%
静岡市	103.9	168%	5,982	74%
名古屋市	279.2	146%	8,060	83%
津市	30.5	191%	4,381	75%

道府県庁所在地名	2015年DID面積(km ²)	対1970年比	2015年DID人口密度(人/km ²)	対1970年比
大津市	38.9	314%	6,909	92%
京都市	143.6	141%	9,797	77%
大阪市	224.2	110%	12,000	82%
神戸市	157.9	211%	9,141	59%
奈良市	45.7	218%	6,743	98%
和歌山市	63.1	187%	4,371	58%
鳥取市	19.0	257%	5,295	66%
松江市	21.7	213%	4,862	73%
岡山市	81.8	303%	6,027	74%
広島市	134.0	210%	7,670	81%
山口市	22.9	294%	4,345	69%
徳島市	38.6	228%	4,827	65%
高松市	41.0	158%	5,188	79%
松山市	68.7	301%	6,253	75%
高知市	44.4	213%	6,122	70%
福岡市	154.4	188%	9,631	110%
佐賀市	27.5	233%	5,064	70%
長崎市	44.7	149%	7,028	63%
熊本市	88.8	213%	6,622	79%
大分市	70.5	319%	4,865	75%
宮崎市	50.6	303%	5,499	79%
鹿児島市	74.6	230%	6,469	68%
那覇市	38.4	151%	8,285	83%

※マーカーの意味については以下のとおり。

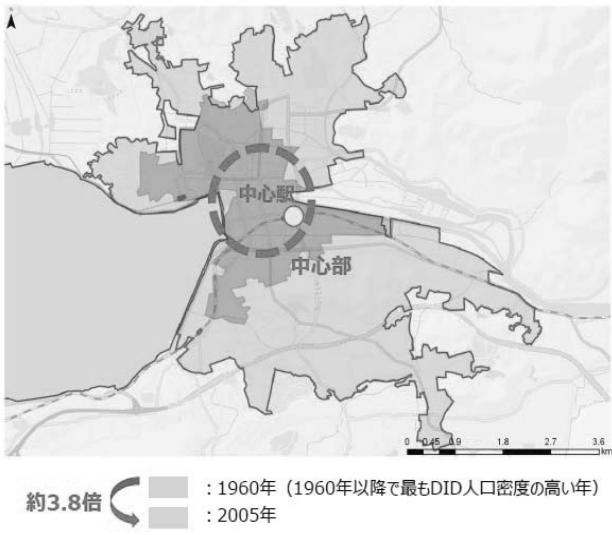
【対1970年比】250%以上：濃い青、200%～250%未満：薄い青、150%～200%未満：濃い茶、100%～150%未満：薄い茶 【2015年DID人口密度】4,000人/km²以上：濃い茶、5,000人/km²以上：薄い茶 【対1970年比】70%未満：濃い緑、70%台：薄い緑

出典：平成29年国勢調査（総務省）、平成29年（2017年）「リサーチ・メモ 県庁所在地の平均人口とDID面積の推移にみる市街地の拡散について」
（一財）土地総合研究所を基に、内閣府作成

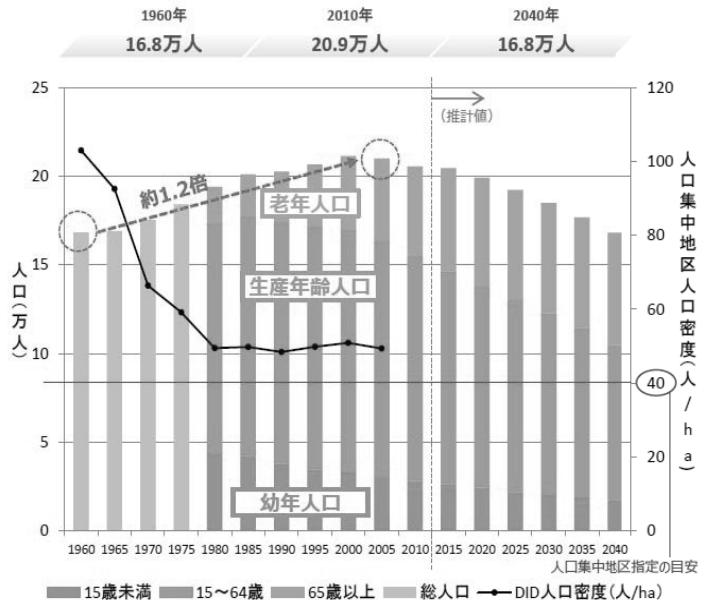
都市の外延化（松江市の事例）

- 2005年時点の人口は1960年の約1.2倍だが、その間に市街地の面積は約3.8倍に拡大。
- 市は、拠点連携型の都市構造を目指している。

人口集中地区の区域図（1960年、2005年）



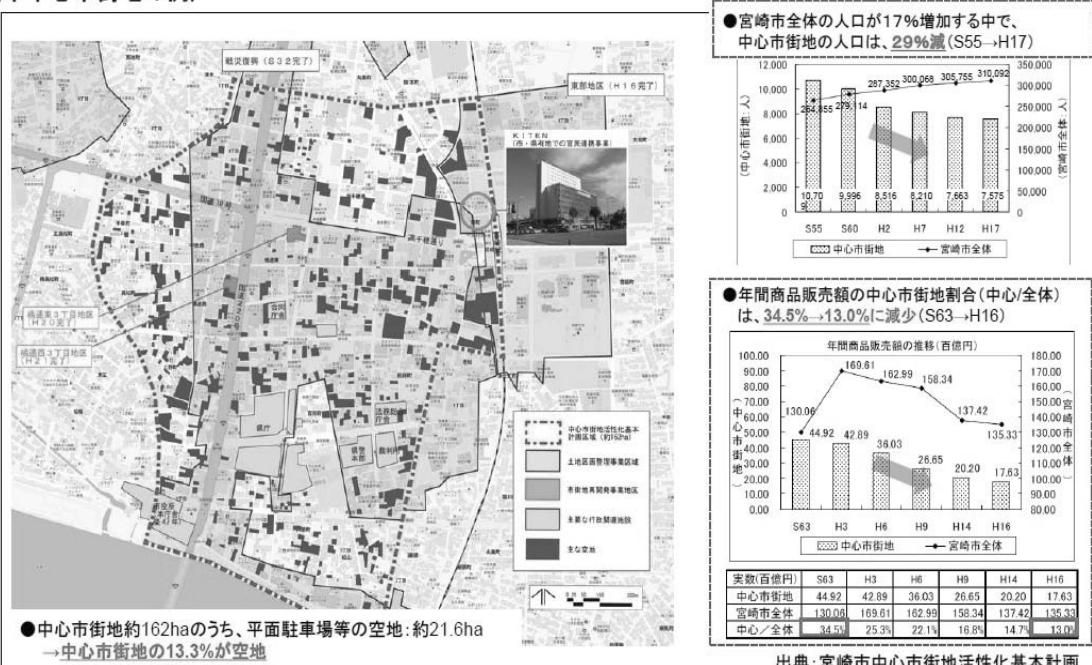
人口、及び人口集中地区の人口密度の動向



中心市街地のスponジ化（宮崎市の事例）

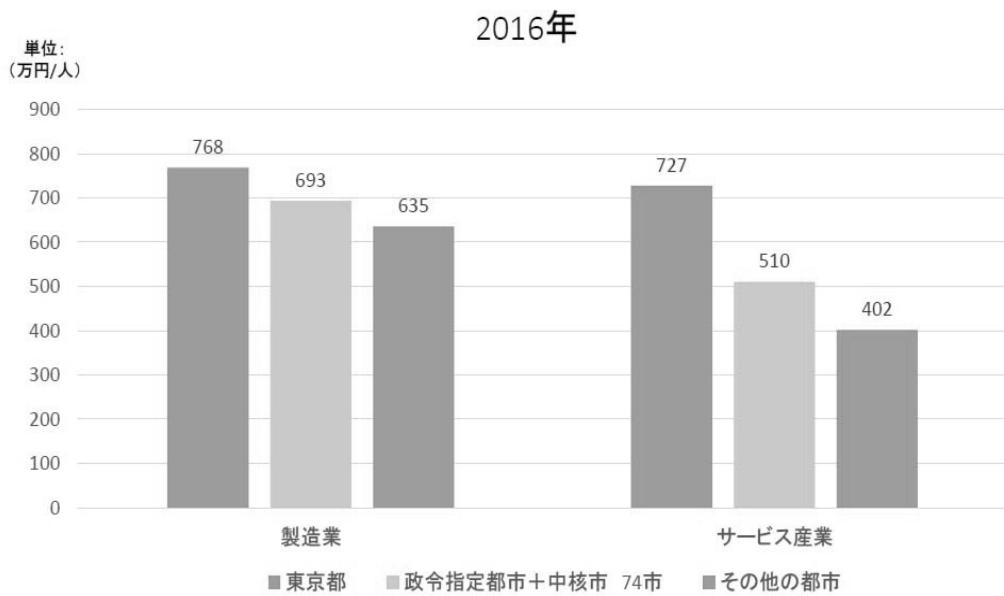
- 中心市街地の人口減少、商業の停滞等により駐車場・空き家等の低未利用地が増加。
- このまま放置しておけば居住とそれを支える都市機能が維持できなくなるおそれ。

（宮崎市中心市街地の例）



産業別労働生産性（事業所単位）

- サービス産業の生産性は、人口規模が小さくなるほど低く、その差は製造業よりも大きい。



■ 他の都市：東京都、政令指定都市、中核都市を除く全自治体
■ サービス産業：「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品販貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」
(注1) 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所に按分することにより、全産業について集計
(注2) 付加価値額が秘匿されている場合、算出から除外

出典：経産省・総務省「経済センサス-活動調査-」(平成28年)から作成

コンパクトシティへの不安と反発

- 旧東独の人口減少都市における集団移転の事例
- 集団移転の困難
 - (1)住民同意獲得の困難
 - (2)中心部に代替地と住宅を用意し、移転費用の補償を行う必要
 - (3)自治体が、集団移転に十分な資源を投下できない
➢典型的な縮退政策はほぼ失敗が見えている政策
- 「計画の論理」に対する「市場の論理」の勝利
- 郊外にとって不利益となる恐れ／中心部一極集中への反発
- 縮退化政策は、市民の不安と反発に、真摯に向き合う必要
 - 一気呵成にではなく、漢方薬のように時間をかけて合意形成を図る必要
 - ただし、長期を睨んでいま方向性を定めることが肝要

コンパクトシティ化は成長」に寄与？

- 「縮退化政策＝人口が疎くなった地域からの撤退戦略」ではない
 - 規模縮小を図りつつも質の高い成長と生活水準の向上を目指す方途と理解すべきでは？
- OECD『コンパクトシティ政策』(邦訳版、2013年)は縮退化を、「グリーン成長」を実現する方途として位置づけ
- 縮退化のメリット
 - (1)環境改善／エネルギー効率性の改善
 - (2)経済成長への寄与
 - (3)市民社会形成への寄与
- 縮退化を、「中心部vs.周辺部」の利害対立に還元すると、合意形成は困難に
 - 縮退化を、新しい経済機会の創出と理解を
 - 生み出された果実を、市民が公平に共有できる仕組みが必要

生活の質向上のための空間再編

- 人口減少は、積年の課題を解決し、生活水準を改善するチャンスでは？
- 開発圧力の減退により開ける可能性
 - 空き地・空き家を集約してより大きな居住空間を手にできないか？
 - 人々が憩い、集うカフェなどの施設を配した広場空間を創出できないか？
 - 公園や緑地面積を増やし、歴史的建築や文化施設を活かしたまちづくりを展開できないか？
- 放っておけば進行する「スポンジ化」を迎撃つ「都市空間の再編」が必要
 - 都市の外延は、人口減少に応じて徐々に縮退、その内部でスポンジ化しつつある空間の利用を積極的に促す
- 私有財産制の壁
 - 「所有が利用に優越する時代」から、「利用が所有を優越する時代」へ
 - (1)「所有権」と「利用権」を分離し、利用権の移転を容易にする仕組みの創出
 - (2)空き家の所有者に、それが立地する地区の維持発展に、住民と同等の責任を課す仕組みの創出など

コンパクト化と地方税制

- ・成り行きで都市はスポンジ化する。人口減少は、中長期的に地価下落を通じて固定資産税の減少をもたらすと予測される
- ・コンパクト化は、(成功すれば)都市経済の成長を通じて地価を維持し、固定資産税収を維持する試みと位置づけられる
- ・フランスでは、開発に対して一定以上の密度を要求し、それが満たされない場合は「低密度税」を課している
- ・コンパクト化は、経済成長だけでなく、住民の生活の質向上に寄与するチャンスとなるが、そのためには空間再編が必要。そして所有権の取り扱いを再検討する必要

「所有」から「利用」へ(1)

- ・所有と利用／経営を分離し、利用を促す仕組みが萌芽的だが、進み始めている。森林で先行するが、都市は例外事例を除き、まだ取り組みが進んでいない。
- ・「空家等対策特別措置法」(2015年)…空き家を特定空き家に指定することで、固定資産税の優遇措置解除
- ・所有者不明問題…森林で取り組みが先行。森林経営管理法(2018年成立)で所有者の森林管理への責務を明記。所有者不明の場合、市町村が知事裁定の下に「経営管理権」を取得

「所有」から「利用」へ(2)

- ・空き家の存在が、地域に「外部不経済」をもたらしているのだとすれば、都市においても、空き家／空きビル／空地の適切な利用・管理への所有者の責務を考える必要があるのではないか
- ・税制としては、「非利用」に課税し、「利用」を促す税制に考え方を転換できないか
- ・前田報告でも指摘されていたように、住宅への固定資産税の収税優遇措置は必要か。特に、空き家への優遇措置は、撤廃・縮小することで、その利用へのインセンティブを効かせるべきではないか

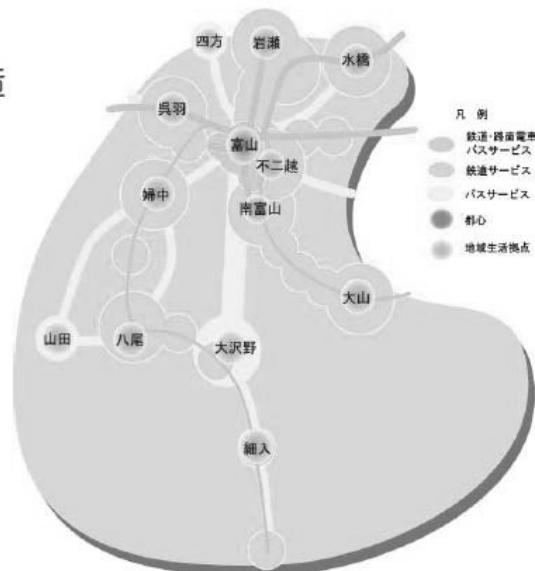
代表事例としての富山市から学ぶ

富山市のまちづくりの基本方針 ~コンパクトなまちづくり~



鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを実現

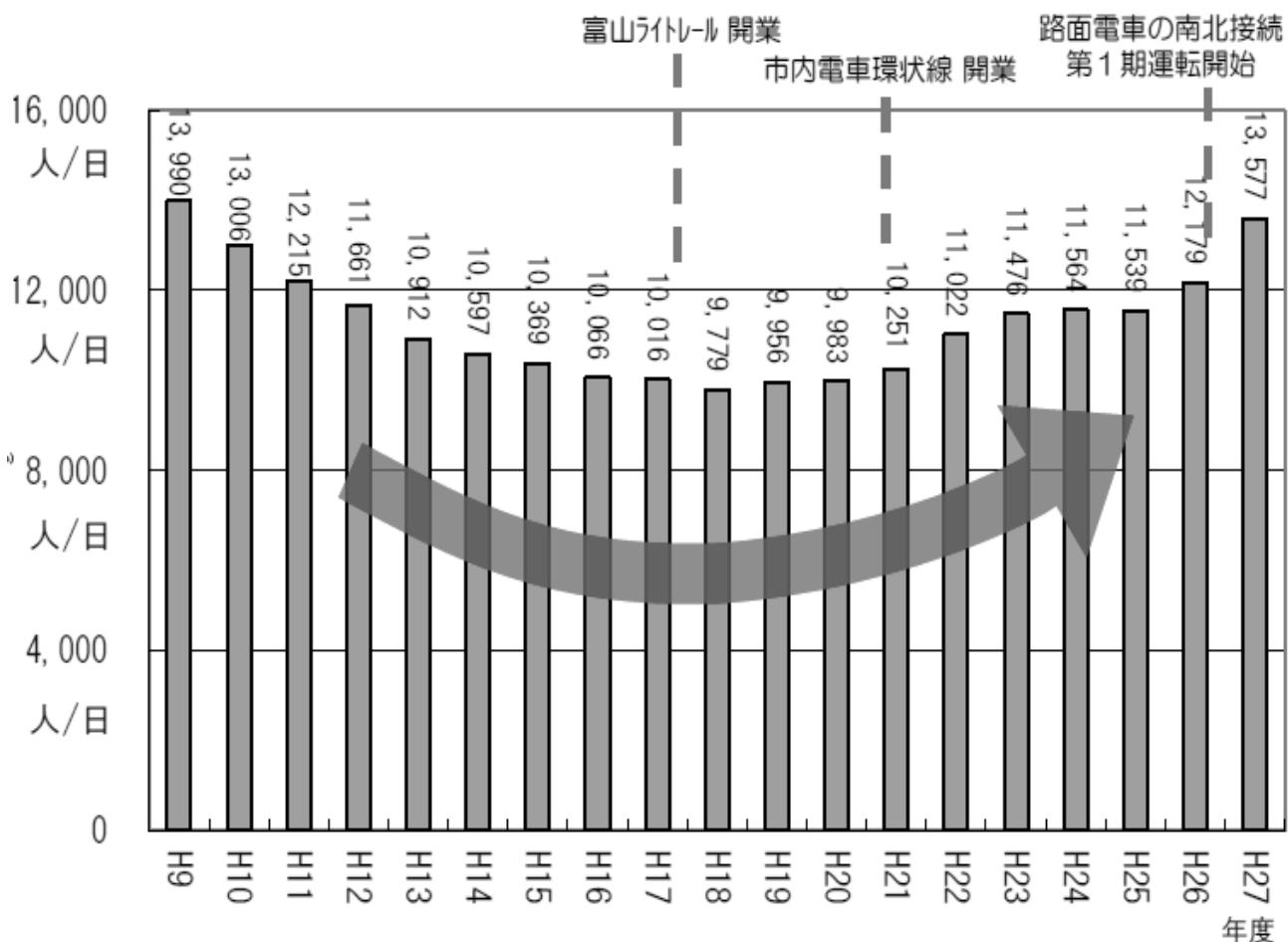
＜概念図＞
富山市が目指すお団子と串の都市構造
串：一定水準以上のサービスレベルの公共交通
お団子：串で結ばれた徒步圏



- ＜実現するための3本柱＞
- ①公共交通の活性化
 - ②公共交通沿線地区への居住促進
 - ③中心市街地の活性化

COMPACT CITY TOYAMA

-7-



都心地区・公共交通沿線居住推進地区の設定と居住人口の目標

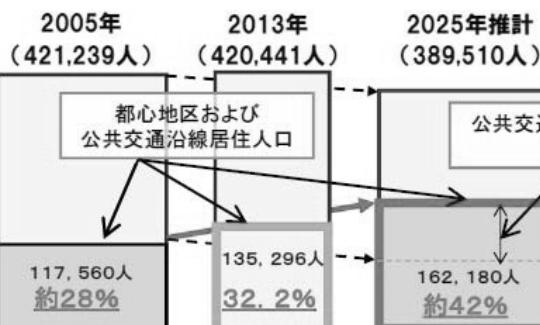


都心地区・公共交通沿線居住推進地区の設定

- ・都心地区：約436 ha
 - ・公共交通沿線居住推進地区：約3,489ha
- ※富山駅を中心とした19の公共交通軸周辺
- ・鉄道、軌道駅勢圏（半径500m）
 - ・バス停圏（半径300m）

都心地区及び公共交通沿線居住推進ゾーンでは、良質な住宅の建設事業者や住宅建設や購入する市民に対して助成

<公共交通沿線における居住人口の目標>



COMPACT CITY TOYAMA

-8-

公共交通沿線への居住推進～都心地区・公共交通沿線居住推進地区～



- ・中心市街地活性化基本計画において、約436haの中心市街地（都心地区）を位置づけ
- ・都市マスターplanにおいて、富山駅を中心とした19の公共交通軸と約3,489haの公共交通沿線居住推進地区を位置付け

■路線	■エリア
・鉄軌道全て(6路線)	・用途地域内における
・頻度の高いバス路線(13路線) (1日概ね60本以上(往復))	駅勢圏、バス停圏 (圏域) 鉄軌道駅圏は500m バス停圏は300m

上記地区内の居住を推進するため、良質な住宅の建設事業者や住宅の建設・購入する市民に対して助成

■まちなか居住推進事業(H17.7～)

- ・共同住宅:100万円/戸
- ・戸建住宅:50万円/戸等
- 実績:702件 1,417戸 308,839千円(H17.7～H26.3)

■公共交通沿線居住推進事業(H19.10～)

- ・共同住宅:70万円/戸
- ・戸建住宅:30万円/戸等
- 実績:438件 946戸 584,326千円(H19.10～H26.3)



COMPACT CITY TOYAMA

-35-

コンパクトなまちづくりの効果

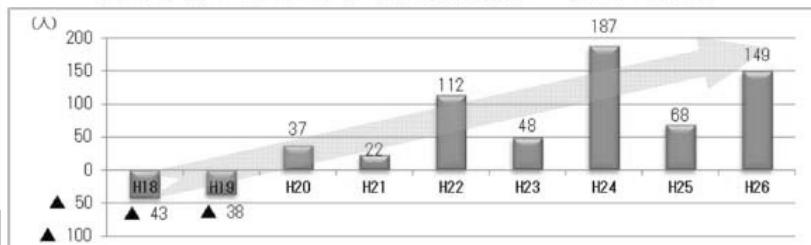
～転入人口の増加～



■ 中心市街地と公共交通沿線居住推進地区の社会増減(転入ー転出)の推移

・中心市街地では平成20年より、転入超過を維持しており、平成26年は、前年と比較し、超過数が増加している。

【中心市街地(都心地区)の社会増減(転入ー転出)の推移】

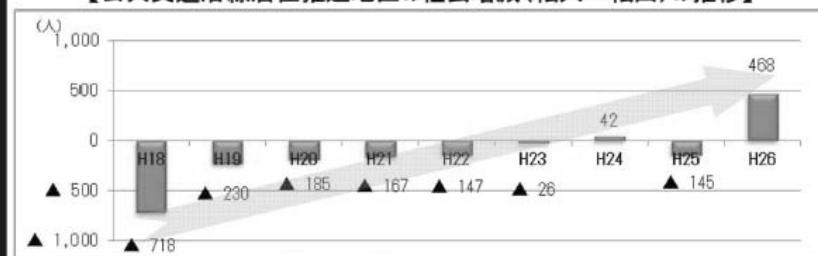


中心市街地地区



・公共交通沿線居住推進地区では、転出超過が減少傾向にあり、平成24年、平成26年は転入超過となった。

【公共交通沿線居住推進地区の社会増減(転入ー転出)の推移】



COMPACT CITY TOYAMA

-63-

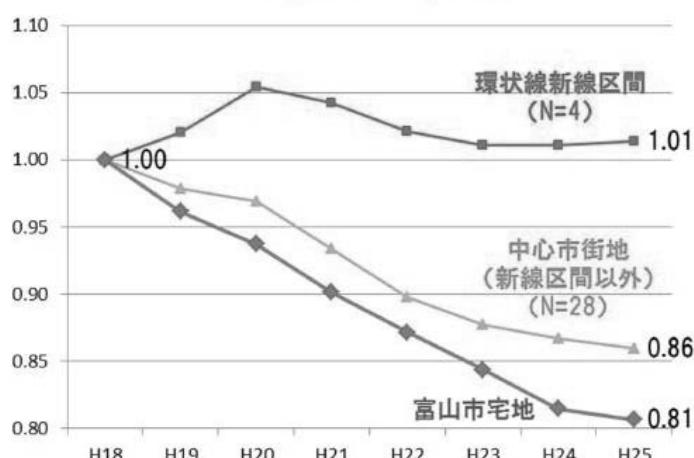
コンパクトなまちづくりの効果 ～地価の維持～



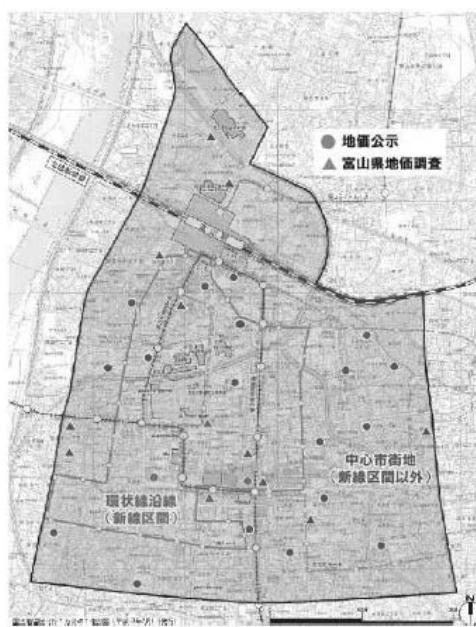
■ 環状線新設区間の沿線では平成18年度以降地価が、ほぼ横ばいで安定している。

■ 新設区間以外の環状線沿線の地価は、平成19年度以降下落しているが、富山市宅地の平均と比較すると下落率が緩やかである。

【中心市街地の地価変動】



中心市街地の地価変動 (H18を1.0とした場合)
 (富山県地価公示、地価調査、価格要覧 平成25年度版より)
 ※地価公示(国調査、基準日:1月1日)、地価調査(県調査、基準日:7月1日)
 富山市宅地:固定資産税課税の土地課税台帳の決定価格を対象面積で除した値
 (富山市統計データに基く算定)



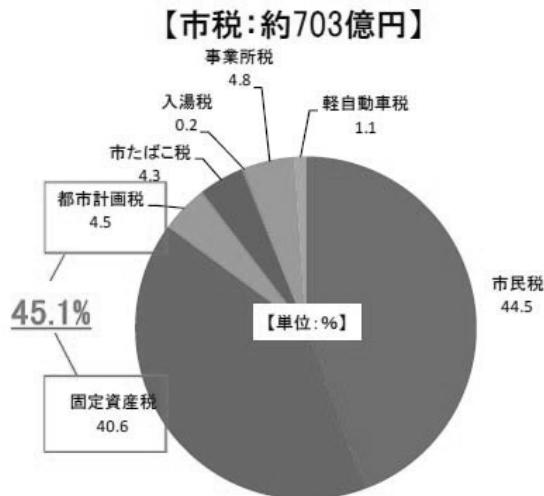
COMPACT CITY TOYAMA

-65-

財政面から見た中心市街地活性化の意義



富山市における市税の内訳 (平成26年度当初予算)



固定資産税・都市計画税の 地域別内訳(平成26年度)

	面積比	固定資産税+都市計画税
市街化区域	5.8%	74.0%
うち中心市街地	0.4%	22.0%
上記以外	94.2%	26.0%

中心市街地への集中的な投資
は、税の還流という観点からも合理的であり効果的

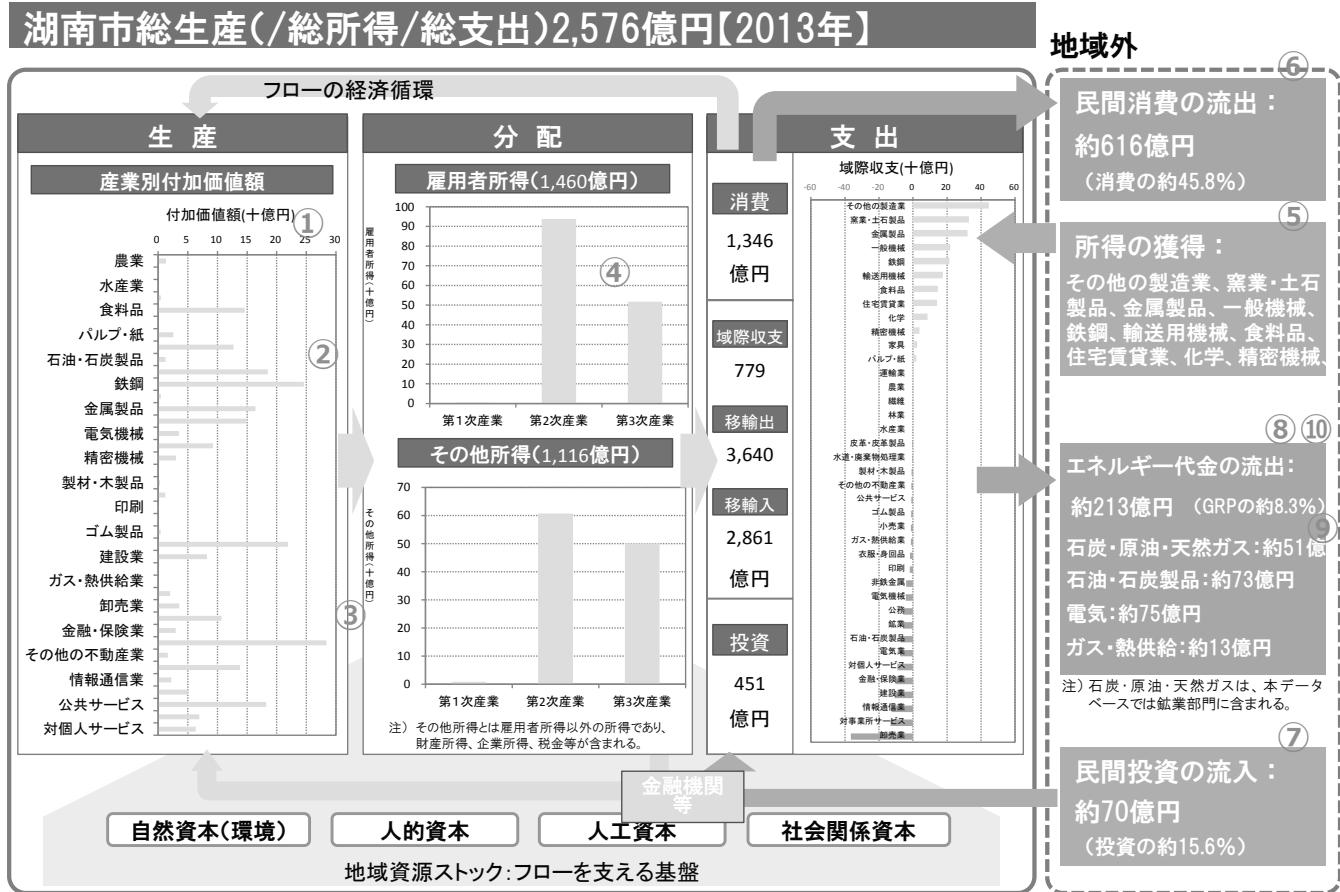
縮退化と税収

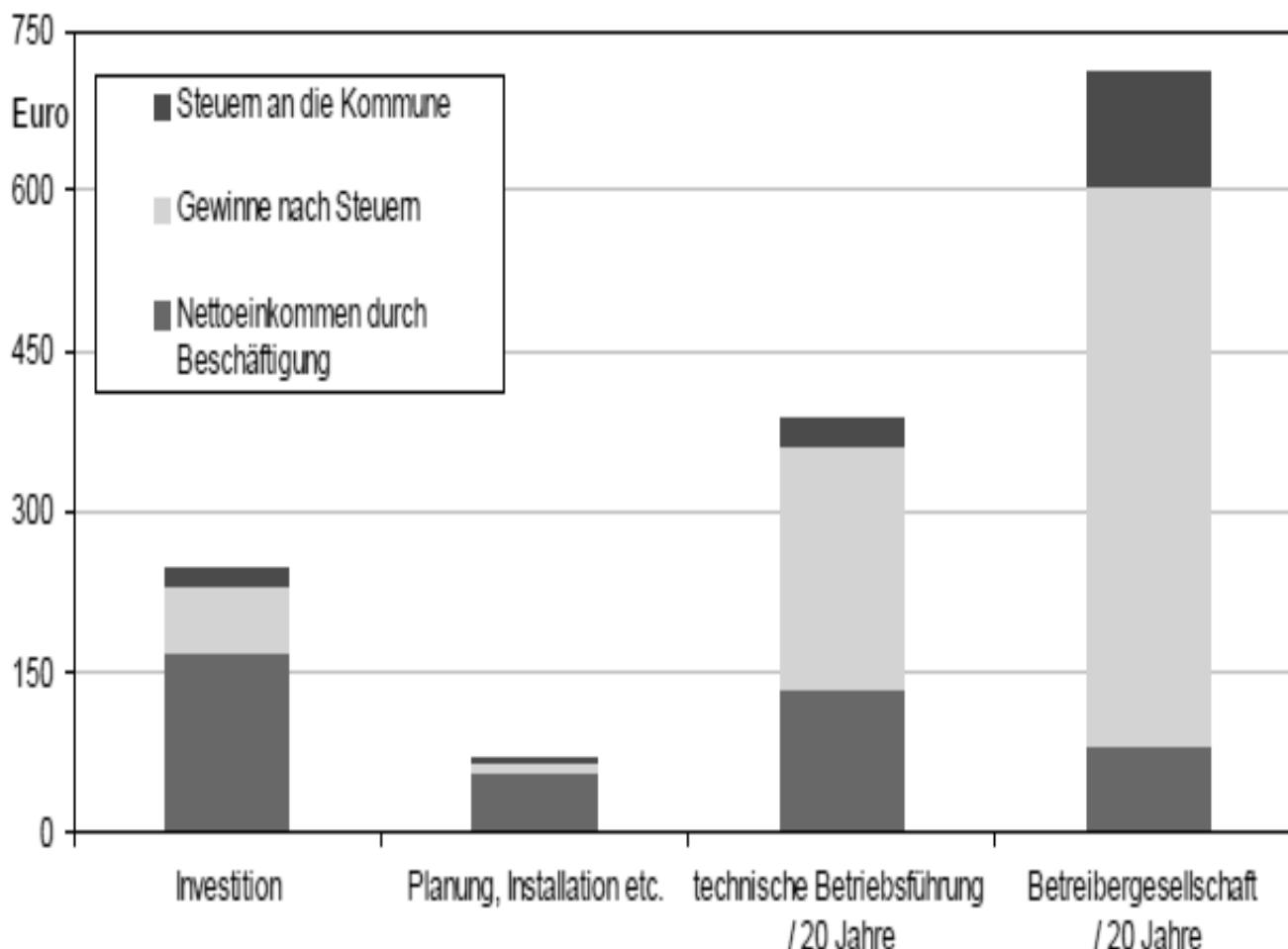
- 都市縮退化2つのルートで自治体財政に影響
 - (1)社会資本の新規建設・更新投資を抑制し、歳出の増加要因を取り除く
 - (2)固定資産税収の増加を通じて歳入増に寄与
- 富山市の場合
 - 2015年以降、4年連続で地価上昇
 - 市全体で平均0.2%の上昇に対し、富山駅と市内電車環状線周辺の複数地点で3%台、4%台の上昇
 - 2012年度と比較して固定資産税と都市計画税の税収は約5%増、約3億円分の增收
- 縮退化政策で中心市街地の魅力を高める⇒地価の維持→固定資産税の增收

「地域経済循環」と「地域付加価値」の重要性

【2013年】湖南省の地域経済循環図

湖南省総生産(/総所得/総支出)2,576億円【2013年】





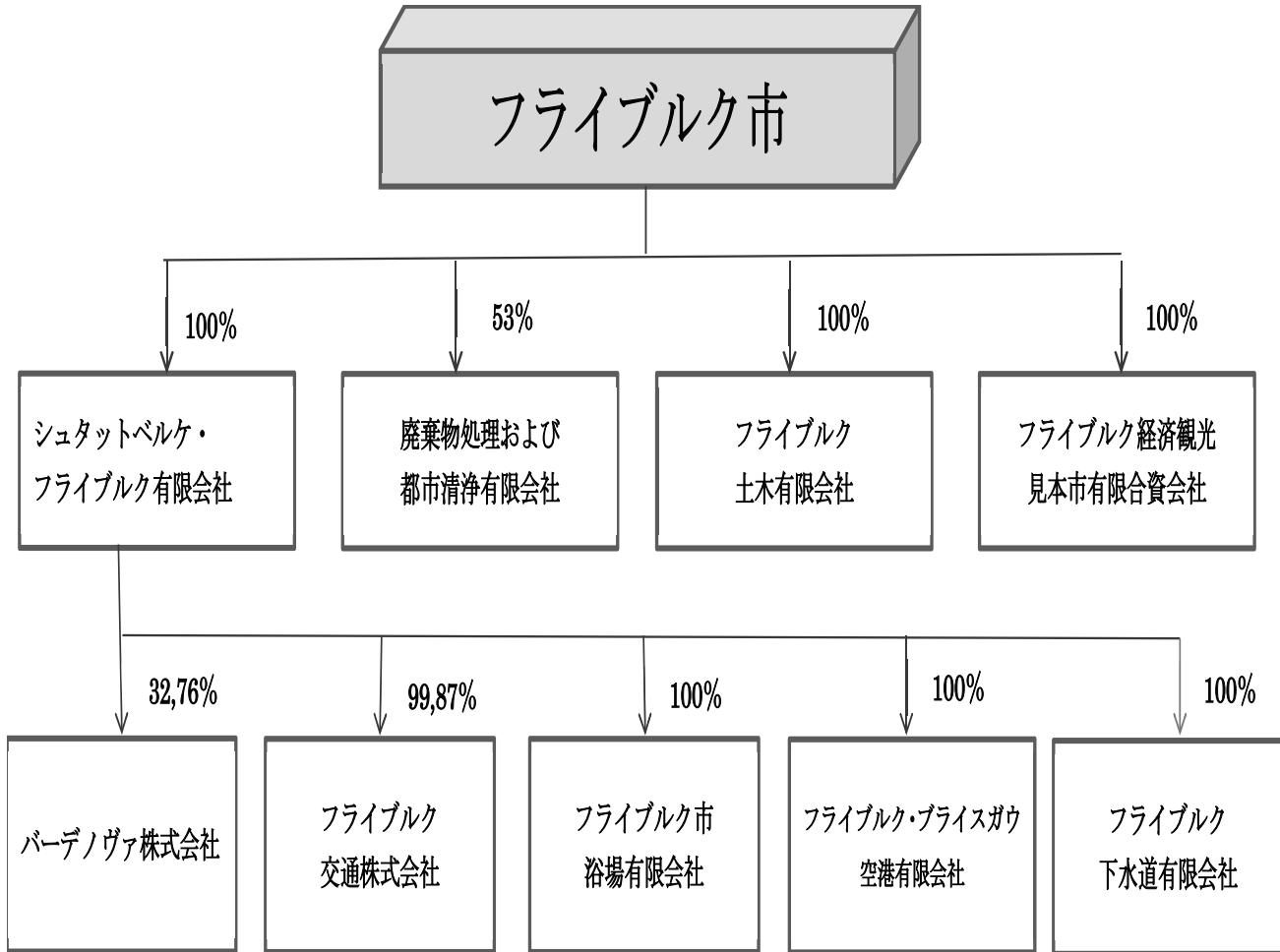
「地域経済循環」の促進と「地域付加価値」の創出

- ・単に自治体にとって安い電力調達を目指すなら、入札で電力供給業者を競わせるのが望ましい
- ・域外の業者から安く電力供給を受けても、市民の支払う電気代やガス代は結局、域外へ流出
- ・滋賀県湖南市は、エネルギー支出は、地域総生産(GDP)の8.3%に相当
- ・地域でエネルギー供給事業を立ち上げ、域内賦存エネルギー資源(再エネ)を活用し、地元金融機関から資金調達することの意味は、地域付加価値(=利潤+雇用者報酬+税収)の創出にある

ドイツのシュタットベルケ

「シュタットベルケ」とは

- ・ ドイツの「シュタットベルケ(Stadtwerke)」とはドイツ語であり、自治体が出資する公益事業体を指す
- ・ 19世紀後半以降、都市化にともなってドイツ各都市で創設。水道・ガスから出発し、電気・公共交通に拡大、ドイツ全土で約900のシュタットベルケが電力、ガス、熱供給といったエネルギー事業を中心に、上下水道、公共交通、廃棄物処理、公共施設の維持管理、最近では通信／インターネット事業など、市民生活に密着したきわめて広範なインフラサービスを提供している
- ・ 多くのケースにおいて100%公的出資
- ・ 日本の地方公営企業に相当するといえるが、シュタットベルケは完全独立採算制を採用する独立企業体であり、人事も基本的には自治体から分離・独立している
- ・ 電力事業では、配電網を所有しつつ、配電事業、電力小売り事業、そして発電事業を手掛ける点、日本と大きく条件が異なっている
- ・ 道路は公有なので、その地下を通る共同溝もまた、所有は公有。配電網、熱導管、光ファイバーケーブルなど、インフラが共同溝化されているため、自治体が投資し、所有する。ただし、利用権については20年間のコンセッション方式をとる



バーデノヴァ社の出資構成

- ・ テューガ株式会社(本社ミュンヘン市): 44,6 %
- ・ シュタットベルケ・フライブルク: 32,8 %
- ・ オッフェンブルク市ガス供給会社: 7,1 %
- ・ レアラッハ市: 4,1 %
- ・ ブライザッハ市: 2,1 %
- ・ シュタットベルケ・ヴァルトシュート・ティーンゲン: 1,6 %
- ・ ラール市: 1,4 %
- ・ ヴァール市: 1,0 %
- ・ その他、90以上の自治体: 5.4%

表1 フライブルク市シュタットベルケの収益構造(単位:千ユーロ)

経常損益	2012	2013	2014	2015(計画)	2016(計画)
① 営業利益総計	2,300	2,222	2,248	2,441	2,052
② 人件費	861	913	959	954	959
③ 減価償却費	63	68	63	68	72
④ その他の営業費用	1,659	1,659	1,427	1,810	1,727
⑤ 営業費用総計(②+③+④)	2,583	2,640	2,449	2,832	2,758
⑥ 営業損益(⑤-①)	-283	-418	-201	-391	-706
⑦ バーデノヴァ株式会社への資本参加に伴う投資収益	17,782	18,227	17,103	16,577	16,544
⑧ フライブルク交通株式会社への資本参加に伴う損失吸収	-6,328	#####	-12,784	-22,415	-24,033
⑨ フライブルク市浴場有限会社への資本参加に伴う損失吸収	-4,002	-4,011	-4,487	-4,350	-4,539
⑩ その他の損益	-324	-27	226	-154	-205
⑪ 経営損益(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	7,128	1,864	58	-10,342	-12,233
⑫ 税引前当期純利益(⑤+⑪)	6,845	1,446	-143	-10,733	-12,939
⑬ 所得／収益、その他への課税	-244	1,031	1,065	263	-3
⑭ 当期純利益(⑫+⑬)	7,089	2,476	923	-10,996	-12,936

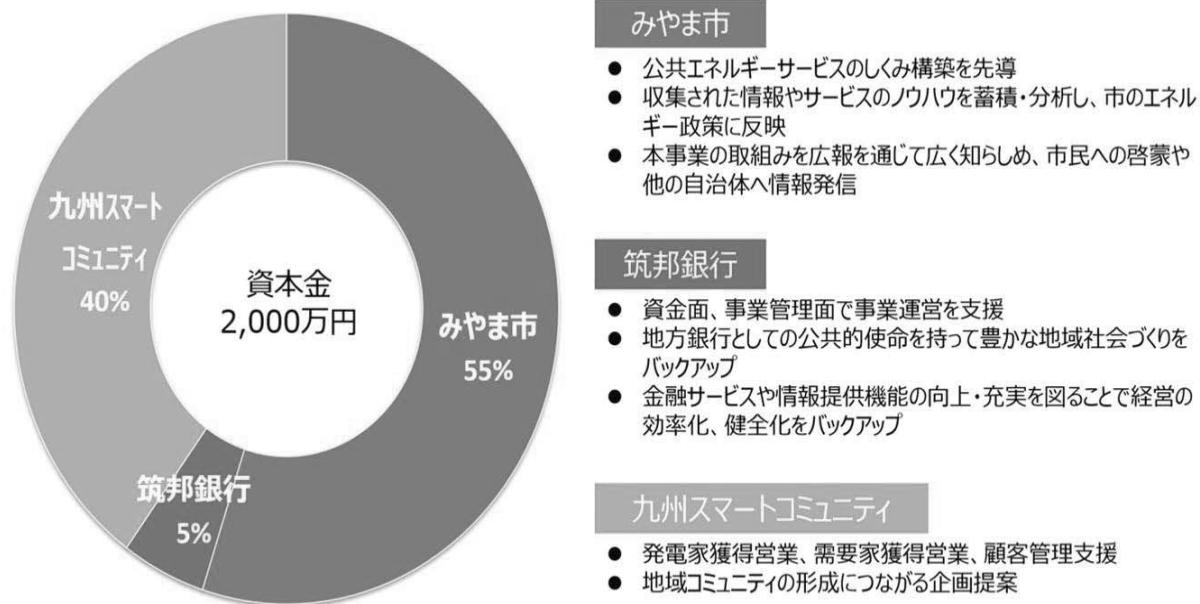
【出所】Stadt Freiburg (2015), S.22.

日本版シュタットベルケ

みやまスマートエネルギー社設立の経緯

- 2012年に、「みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例」を制定
- 市みずから、「みやまエネルギー開発機構」(市が資本金総額の20%、残りを約40名の地元市民／企業が出資する第3セクターの株式会社)を2013年7月に設立、遊休地にメガソーラー発電所を建設
- メガソーラー以外でも、市内約1万4000世帯の9%に当たる1,200世帯が太陽光パネルを設置
- これらを背景に、地域経済循環を創出するために、「みやまスマートエネルギー社」を設立
▶みやま市の2016年3月末時点での人口は、38,907人。毎年約500人の人口減が継続的に起きている。近い将来、市制要件である人口2万人を割り込むという危機感から、市内に産業を創出し、雇用を増やしていく必要性を認識。また、みやま市域で九州電力に対して支払われる電力使用料金の総額は約20億円と算出。これを市内で発電される電力に切り替えれば、所得の域外流出を止め、実質的に所得を引き上げることができる

出資構成と役割



電力販売とセットで提供する“生活総合支援サービス”

行政が実施できないサービスを電力販売とセットで提供します
法律で設定された条件からはみ出す対象の市民をサポートします

◎“電力の見える化”に加え、タブレット端末を利用して カンタンに操作できる、生活支援のサービスを提供いたします

見える化

HEMSによる電力の見える化
(24時間の電力使用状況グラフ)

みやま 地域情報

みやま市の市政・行事
防犯・防災・避難所情報など



みやま横丁

みやま市内の店舗から簡単にお買い物!
家に居ながらタブレット内に出来た商店街の中で

自由にお買い物が出来る仕組みです



気軽に買える
送料無料

※会員ランクによって異なります

お店一覧・商品一覧ができる
お目当ての商品
が
探しやすい

なんでも サポートすっ隊

お話し相手、水道・家電修理依頼、
リフォーム相談など



清掃



電球交換



犬の散歩

©2016 Miyama City All Rights Reserved.

「まちづくり」にとっての可能性と地方 税制

コンパクト化、エネルギー、交通の結節点としての日本版シュタットベルケ

- ・コンパクト化による公共施設集約と熱事業の展開(岡山県西粟倉村、静岡県浜松市)
- ・分散型エネルギーシステムの構築(再エネ、熱事業(熱源+熱導管)、自営線(配電網)、蓄電池、蓄熱槽、水素、燃料電池、電気自動車)
- ・公共インフラのコンパクト化に合せた更新、共同溝化
- ・地元民間インフラ企業との協力、官民のインフラ更新を統合化、共同化してコストを下げる
- ・しかし、コンパクト化と公共交通機関への投資が、必ずしもエネルギー事業と結びついていない
- ・立地適正化計画の中に、集約化＆ネットワーク化に加えて、地域熱事業+電力事業を重ね合わせることが重要

「まちづくり」における日本版シュタットベルケ創設のメリット

- ・電力を中心とするエネルギー事業の受け皿
- ・地域総合エネルギー企業への展開可能性
- ・地元民間企業との共同出資会社の可能性
- ・公共交通を含む公共インフラの維持管理・更新業務との統合可能性(ハード面／ソフト面)
- ・地域でインフラ管理技術・ノウハウの維持発展の可能性
- ・地域産業発展の可能性
- ・独立採算制をとる「まちづくり会社」としての発展可能性、収益性の重視、専門職員採用による中長期視点の事業展開の可能性

人口減少時代の都市経営と地方税制

- ・成り行きで税収が減少する人口減少時代には、「地域経済循環」の考え方方が重要
- ・シュタットベルケのエネルギー事業による税外収入の獲得
- ・シュタットベルケ創出が、地域経済基盤を強化することで、地域にもたらされる利潤・雇用・税収が増加
- ・将来的には地域総合インフラ産業、まちづくり会社への発展可能性。インフラの維持管理と経営のノウハウを地元に保持。成功すれば、自らの事業を自らの収益で賄うことで、ドイツのシュタットベルケのようにインフラの維持管理を自立化
- ・税収は、教育・福祉などの「非収益」事業に集中的に充てる

人口減少時代の都市

－成熟型のまちづくりへ－

中公新書(2018年2月)

【目次】

第1章 人口減少都市の将来

第2章 「成長型」都市経営か

ら「成熟型」都市経営へ

第3章 「成熟型都市経営」への戦略

第4章 持続可能な都市へ

